

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議

児童相談所の実態に関する調査

「職員の配置および人材育成体制の実態、通告された
ケースの実態および長期化した一時保護ケースの実態」

結果報告書

主任研究者：森田 展彰
筑波大学医学医療系
社会精神保健学准教授

平成31年 3月

子ども・子育て支援推進調査研究事業国庫補助事業

発刊にあたって

全国の児童相談所の実態調査は、昭和 63 年（1988 年）、平成 8 年（1996 年）、平成 20 年（2008 年）、平成 25 年（2013 年）の計 5 回実施されてまいりました。これまでの調査は、全国児童所長会長が主任研究者となり、実施されておりましたが、今年度は、厚生労働省の平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、筑波大学医学医療系の森田展彰が「児童相談所の実態に関する調査」担当させていただきました。

我が国の児童虐待相談件数は年ごとに増加しており、その内容も複雑・多様化し手織り中、虐待への早期介入についての体制作りが進められ、児童虐待に対応ダイヤル（189）の設置やそれに基づく早期介入や保護を的確に行うような取り組みがなされるようになってきています。その一方で、子どもと養育者の権利を保障する観点から、深刻な虐待が疑われる場合には家庭裁判所の裁定をもとにして子どもの保護を行う制度の確立が進められ、早期の介入とともに十分な評価をもとにしたケースワークが求められるようになっております。こうした状況の中で、児童相談所のケースおよびこれに対応する職員の配置や人材育成の現状や課題を明らかにする必要があります。

本調査は、これまで 5 年毎におこなってきた「児童相談所虐待相談事例の調査」に加えて、「児童相談所の人材育成」「一時保護所の児童の長期化に関する調査」の 3 つから構成されております。全国の児童相談所およびそれを設置する自治体の主管課を対象にした本調査は、90%以上の回答率を得ることができました。横断調査として、全国の児童相談所の人材育成や虐待ケースの実態を網羅するのに十分であったと思います。最後に、本調査報告書が、子ども虐待に関わる関係機関の方々の理解と専門性の向上に寄与し、子ども虐待の防止活動や業務改善に活用され、子どもの健全育成を願う皆様の活動に活かされることを心から期待いたします。

I. 調査の概要等

I. 調査の概要

本調査は、以下の3つの調査により構成される。

- 調査Ⅰ：児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査
- 調査Ⅱ：虐待ケースについて児童相談所への悉皆調査によるケース分析
- 調査Ⅲ：一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究

1. 調査の目的

① 調査Ⅰ：児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査

全国の児童相談所および全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査し、課題などを明らかにする。

② 調査Ⅱ：虐待ケースについて児童相談所への悉皆調査によるケース分析

児童虐待を疑われて全国児童相談所通知された事例について調査し、事例の通知時および調査時における事例の持つ親子の個体要因および環境要因を明らかにする。

③ 調査Ⅲ：一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究

全国児童相談所によって一時保護された事例について調査し、一時保護期間の長期化に関与すると推測される、一時保護時の親子の個体要因及び環境要因と一時保護中の援助方針決定プロセスを明らかにする。

2. 調査実施機関

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議の助成を受け、筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授森田展彰が事業の取りまとめを行った。

3. 調査対象

① 全国211の児童相談所・・・調査Ⅰ～Ⅲ

- ② 全国 69 児童相談所設置自治体の主管課・児童相談所内の人材育成部
・・・調査 I

4. 調査期間

平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 25 日

5. 調査内容

- ① 調査 I：児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査
児童相談所に配置される児童福祉司等の人材確保や育成に関する取り組み
状況等の調査
- ② 調査 II：虐待ケースについて児童相談所への悉皆調査によるケース分析
虐待ケースについて、事例の通知時および調査時における事例の持つ親子
の個体要因および環境要因に関する調査
- ③ 調査 III：一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究
全国児童相談所によって一時保護された事例について調査し、一時保護期
間の長期化に關与すると推測される要因に関する調査

6. 調査項目

「アンケート調査票」のとおり

7. 調査方法

- ① 調査 I：児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査
全国の都道府県及び政令指定都市の児童相談所の主管課 69 か所および全国
の児童相談所の人材育成の部門 211 か所に調査票を配布し、児童相談所の
人材確保や人材育成の現状、専門職の配置の現状や課題等についてデータ
を収集し、分析する。
- ② 調査 II：虐待ケースについて児童相談所への悉皆調査によるケース分析
平成 30 年 5 月 14 日から 5 月 31 日の 2 週間児童虐待を疑われて全国児童
相談所通知された事例の記録に関する調査を施行し、事例の通知時および
調査時における事例の持つ親子の個体要因および環境要因に関するデータ

を収集・分析する。

③ 調査Ⅲ：一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究

平成30年6月1日から9月30日の4ヶ月の間に全国児童相談所で一時保護が解除されたもしくは経過中の事例のうち一時保護期間が2ヶ月を越えた全事例及び同数の一時保護期間が2週間以上2ヶ月以下であった事例（解除事例のみ）について、事例の記録に関する調査を施行する。

8. 倫理的配慮

本研究は、平成30年度筑波大学医学医療系医の倫理委員会の承認を得た（承認番号 第1322号）。本調査の実施にあたり、各施設・機関の責任者に対して、本研究の概要と調査内容について、文書にて説明し同意を得た。それぞれの調査票には、同意の有無に関するチェックボックスを設け、回答に同意する場合は、チェックを入れてから回答、提出をもって同意を得たとした。

9. 回収状況

平成31年1月25日時点での回収状況は以下のとおりである。

●児童相談所用（回収率 95.7%）

回収済み児相数：202児相

調査票1-A：200件

調査票1-B：196件

調査票2：7636件（有効回答）

調査票3-A：198件

調査票3-B：1323件

●主管課用（回収率 86.9%）

回収済み主管課数：60か所

なお、締め切り後もいくつかの児童相談所および主管課から調査票を提出いただいたが今回の報告書については分析対象外とした。今後、何らかの形で取りまとめる予定である。

I. 調査の概要等：アンケート調査票

平成30年度 児童相談所の実態調査 調査票1-A

配置職員体制等に関する調査

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の□にチェックしてください。

同意する

平成30年4月1日現在の状況をお答えください。

※ 4月1日以降に開設した児童相談所は開設日の状況をお答えください。

1. 機関名

(1)都道府県名

都道府県名

(2)児童相談所名・番号

児童相談所名	児童相談所番号

(3)管轄人口(2018年 月 日現在)

計	管轄人口数
	うち18歳未満数
人	人

※ 2018年以前に開設した児童相談所は4月1日現在の人口、4月以降に開設した児童相談所は開設日現在の人口をお答えください。

2. 配置職員体制

所長について

1.採用の形態を教えてください。

1. 福祉職 2. その他の専門職 3. 一般行政職

2.所持されている資格を教えてください(複数ある方は全てチェックしてください)。

1. 医師 2. 社会福祉士 3. 精神保健福祉士 4. 臨床心理士 5. 教諭

6. 保育士 7. 保健師 8. 看護師 9. 社会福祉主事

10. その他() 11. 該当なし

3.児童相談所での通算経験年数を教えてください。

1. 1年未満 2. 1～3年未満 3. 3～5年未満 4. 5～10年未満

5. 10年以上20年未満 6. 20年以上

(2)児童福祉司スーパーバイザーについて

1.採用時における専門職、行政職別の人数を教えてください。

*児童福祉司スーパーバイザーとは、児童福祉法第13条第5項「他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司」として自治体が位置づけている児童福祉司を言います。

福祉職	福祉職以外の専門職	一般行政職	合計
人	人	人	人

2.常勤、非常勤別に教えてください。

※ 常勤とはフルタイムで勤務する職員、非常勤とは1日当たりの勤務時間や1ヶ月あたりの勤務日数が限定されている職員を指すこととします。

常勤	非常勤	合計
人	人	人

3.ケースを担当しているSVと担当していないSVの人数をそれぞれ教えてください。

ケースを担当しているSV	ケースを担当していないSV	合計
人	人	人

4. 児童福祉司としての通算経験年数別人数を教えてください。

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	合計
人	人	人	人	人	人

5. 児童福祉司スーパーバイザーとしての経験年数別人数を教えてください。

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	合計
人	人	人	人	人	人

6. 児童福祉司スーパーバイザーの年齢構成別人数を教えてください。

20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

7. 児童福祉司スーパーバイザー1人当たりの担当児童福祉司数を教えてください。

5人以下	6～7人	8～9人	10人以上	合計
人	人	人	人	人

(3) 児童心理司スーパーバイザー（児童相談所運営指針に規定されている指導及び教育を行う児童心理司）について

1. 採用時における専門職、行政職別の人数を教えてください。

心理職	心理職以外の専門職	一般行政職	合計
人	人	人	人

2. 常勤、非常勤別に教えてください。

※ 常勤、非常勤について、2（2）2. 児童福祉司スーパーバイザーと同様

常勤	非常勤	合計
人	人	人

3. ケースを担当している SV と担当していない SV の人数をそれぞれ教えてください。

ケースを担当している SV	ケースを担当していない SV	合計
人	人	人

4. 児童心理司としての通算経験年数別人数を教えてください。

1 年未満	1～3 年未満	3～5 年未満	5～10 年未満	10 年以上	合計
人	人	人	人	人	人

5. 児童心理司スーパーバイザーとしての経験年数別人数を教えてください。

1 年未満	1～3 年未満	3～5 年未満	5～10 年未満	10 年以上	合計
人	人	人	人	人	人

6. 児童心理司スーパーバイザーの年齢構成別人数を教えてください。

20 代	30 代	40 代	50 代	60 歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

7. 児童心理司スーパーバイザー 1 人当たりの担当児童心理司数を教えてください。

5 人以下	6～7 人	8 人～9 人	10 人以上	合計
人	人	人	人	人

(4) 児童福祉司について

* (2) で尋ねた児童福祉司スーパーバイザーを除いた児童福祉司について教えてください。

1. 採用時における専門職、行政職別の人数を教えてください。

福祉職	福祉職以外の専門職	一般行政職	合計
人	人	人	人

2. 常勤、非常勤別、男女別に教えてください。

※ 常勤、非常勤について、2（2）2. 児童福祉司スーパーバイザーと同様

	常勤	非常勤	合計
男性	人	人	人
女性	人	人	人
合計	人	人	人

3. 児童福祉司としての通算経験年数別人数を教えてください。

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	合計
人	人	人	人	人	人

4. 児童福祉司の年齢構成別人数を教えてください。

20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

(5) 児童心理司について

* (3)で尋ねた児童心理司スーパーバイザーを除いた児童心理司について教えてください。

1. 採用時における専門職、行政職別の人数を教えてください。

心理職	心理職以外の専門職	一般行政職	合計
人	人	人	人

2. 常勤、非常勤別、男女別に教えてください。

※ 常勤、非常勤について、2（2）2. 児童福祉司スーパーバイザーと同様

	常勤	非常勤	合計
男性	人	人	人
女性	人	人	人
合計	人	人	人

3. 児童心理司としての通算経験年数別人数を教えてください。

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	合計
人	人	人	人	人	人

4. 児童心理司の年齢構成別人数を教えてください。

20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

(6) 平成28年4月1日と比較して、増員された児童福祉司の増員数を教えてください。

	定員増員数	実員増員数
平成29年度4月1日時点	人	人
平成30年度4月1日時点	人	人

(7) 平成28年4月1日と比較して、増員された児童心理司の増員数を教えてください。

	定員増員数	実員増員数
1. 平成29年度4月1日時点	人	人
2. 平成30年度4月1日時点	人	人

(8) 医師について

1. 専門分野別の人数を教えてください。

精神科	小児科	その他	合計
人	人	人	人

2. 常勤、非常勤別に教えてください。

※ 常勤、非常勤について、2（2）2. 児童福祉司スーパーバイザーと同様

常勤		非常勤	合計
1 児相専任	他児相を含む 他機関と兼務		
人	人	人	人

(9) 保健師について（児童福祉司発令を受けている者を除き主に保健師業務を行っている職員）

※ 常勤、非常勤について、2（2）2. 児童福祉司スーパーバイザーと同様

常勤	非常勤	合計
人	人	人

(10) 警察官の配置について

※ 常勤、非常勤について、2（2）2. 児童福祉司スーパーバイザーと同様

現職警察官		OB 警察官		合計
専任	併任	常勤	非常勤	
人	人	人	人	人

(11) 弁護士について

※ 常勤、非常勤について、2（2）2. 児童福祉司スーパーバイザーと同様

常勤	非常勤	嘱託等	合計
人	人	人	人

(12) 上記の職種以外の相談担当職員

1. 採用時における専門職、行政職別の人数を教えてください。

福祉職	福祉職以外の専門職	一般行政職	合計
人	人	人	人

2. 常勤、非常勤別に教えてください。

※ 常勤、非常勤について、2（2）2.児童福祉司スーパーバイザーと同様

	常勤	非常勤	合計
男性	人	人	人
女性	人	人	人
合計	人	人	人

3. 相談担当職員としての通算経験年数別人数を教えてください。

1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	合計
人	人	人	人	人	人

4. 相談担当職員の年齢構成別人数を教えてください。

20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

平成 30 年度 児童相談所の実態調査 調査票 1-B

虐待対応の人材育成に関する調査（児童相談所用）

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の□にチェックしてください。

同意する

記入日 平成 年 月 日

1. 都道府県名（ _____ ）

児童相談所名（ _____ 中央児童相談所・地域児童相談所）

児童相談所番号（ _____ ）

2 貴所における人材育成の取り組みについてお伺いします。

(1) 児童相談所に初めて配属された児童福祉司、児童心理司、その他相談業務担当職員に
対しての配慮について（新規採用職員と限りません）

ア 児童相談所に初めて異動してきた職員については、一定期間担当を持たせずに、経験
職員に付いて業務を学ばせていますか。表の該当する箇所には○をつけてください。

	はい	いいえ
児童福祉司		
児童心理司		
その他相談業務担当職員		

イ はいと答えた場合の期間はどれくらいですか。表の該当する箇所には○をつけてくだ
さい。

	1 か月未満	1～3 か月未満	3～6 か月未満	6 か月～1 年未満	1 年以上
--	--------	----------	----------	------------	-------

児童福祉司 SV 研修					
----------------	--	--	--	--	--

イ さらによくするために、研修内容、研修時間等（コマ数や時間配分）その他、改善点があれば、些細なことも含めて、具体的に記入してください。

[]

(4) 児童相談所職員全般の人材育成について

ア 主管課や中央児童相談所が実施している研修以外に、各児童相談所が独自に人材育成研修を実施していますか。該当するものに○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

(ア)はいと答えた場合について、どのような研修ですか。

[]

※ はいと答えた場合、年間研修計画等を本アンケートに添付してください。

イ 外部からスーパーバイザー等を招いて、スーパービジョンやコンサルテーションを実施していますか。該当するものに○をつけてください。

1. はい 2. いいえ

(ア)はいと答えた場合について、それは具体的にはどのような内容ですか。

[]

(5) これからの児童相談所において、職員がやりがいを失わず、よりよく業務を行うために、人材をいかに養成していくのか、貴児童相談所のお考えを自由に記入してください。

[]

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

とがありますか。

(1) どのような取り組みですか。該当するものに○をつけてください。(複数回答)

1. 庁内公募
2. 保育士・保健師等から児童福祉司への配属
3. 教員から児童福祉司への配属
4. 児童福祉司としての任用期間を長くするよう配慮している
5. 児童福祉司としての任用を一定期間内に収めるよう配慮している
6. その他 ()
7. 特段取り組みをしていない

(2) 新規採用職員の児童福祉司配属について

ア 新規採用職員を児童福祉司として配属していますか。該当するものに○をつけてください。

- 1.配属している
- 2.配属していない

イ 配属している場合は、その職種について該当するものに○をつけてください。

- 1.福祉職
- 2.行政職
- 3.その他 ()

(3) 再任用または再雇用職員を児童福祉司として配属していますか。該当するものに○をつけてください。

- 1.配属している
- 2.配属していない

4 職員体制について

(1) 所管児童相談所の中で、各児童相談所につき平成30年度における児童福祉司の配置実情がいちばん低い児童相談所について、該当するもの1つに○を付けてください。

1. 人口3万人に1人以上配置している
2. 人口4万人に1人以上配置している
3. 人口5万人に1人以上配置している
4. 人口7万人に1人以上配置している
5. 人口7万人に1人より少ない配置となっている

(2) 児童福祉司スーパーバイザーに、5年以上児童福祉司を経験した職員を配置していま

すか。該当するもの1つに○をつけてください。

注：児童福祉司スーパーバイザーとなる前の児童福祉司経験年数を尋ねています。

1. 全員が満たしている
2. 過半数は満たしている
3. 3割以上は満たしている
4. 満たしているのは3割未満である
5. 児童福祉司経験5年以上のスーパーバイザーはいない

(3) 所管児童相談所の中で、各児童相談所につき平成30年度における児童心理司の配置実情がいちばん低い児童相談所について、該当するもの1つに○をつけてください。

1. 児童福祉司に対する配置比率3：2以上を配置している
2. 児童福祉司の配置の半数以上を配置している
3. 児童福祉司の配置の4分の1以上を配置している
4. 児童福祉司の配置の4分の1未満の配置に留まっている

5 児童福祉司にかかる平成29年度義務研修について

(1) 実施状況

表の該当する箇所に○を付けるとともに、他機関への委託の場合は委託先を記入してください。

*中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

研修名	実施の有無	主催機関		
		本庁	中央児相	その他（委託先等を記入）
児童福祉司任用前講習	有・無			
児童福祉司任用後研修	有・無			
児童福祉司SV研修	有・無			子どもの虹・SBI・その他 ()

*児童福祉司SV研修とは「児童福祉司スーパーバイザー研修」のことです。

*委託先については、具体的に記入して下さい。なお、SV研修では、子どもの虹・SBIともに派遣した場合は、両方に○をつけて下さい。

*実施プログラムを添付してください（子どもの虹、SBIへ委託した場合は不要です）。

(2) 参加状況

以下の表の空欄に該当する人数を記載して下さい。

* 主管課で把握していない場合は中央児童相談所及び各児童相談所に問い合わせるなどして記入をお願いします。

研修名	受講義務者 (参加対象者)	受講者		未受講者
		うち修了者	うち未修了者	
児童福祉司任用前講習	名	名	名	名
児童福祉司任用後研修	名	名	名	名
児童福祉司SV研修	名	名	名	名

* 未修了者は、一部参加したものの、途中欠席があり修了しなかった者、事項者は最初から不参加の者を言う。

(3) 未受講者の不参加理由について表の該当する箇所に○をつけてください。

(複数回答)

* 主管課で把握していない場合は中央児童相談所及び各児童相談所に問い合わせるなどして記入をお願いします。

	児童福祉司 任用前講習	児童福祉司 任用後研修	児童福祉司 SV研修
1. 業務多忙・緊急対応で職場として参加させられなかった、あるいは参加を促したが業務多忙で本人に余裕がなかった			
2. 予算が限られ、参加人数を絞り込んだ			
3. 個人的理由（病気等）により参加できなかった			
4. 複数年による受講を計画している			
5. 任用後研修等通知が年度末であった影響			
6. その他			
7. 不明			

上記でその他の場合、理由を具体的に記載して下さい。

研修名 (_____)

理由 (_____)

研修名 (_____)

理由 (_____)

研修名 (_____)

理由 (_____)

(4) 参加を促すために、どのような努力(工夫)をしましたか。表の該当する箇所に○をつけてください。(複数回答)

	児童福祉司 任用前講習	児童福祉司 任用後研修	児童福祉司 SV研修
1. 義務研修であり、研修を優先するよう児童相談所に働きかけた			
2. 児童相談所の業務状況や意向に合わせて日程を調整した			
3. 研修期間中、補助職員(非常勤、アルバイト)を雇用した			
4. 研修参加中に、他の職員が業務を代替した			
5. 研修中の空白を埋めるため研修参加者の時間外勤務を認めた			
6. 補講(ビデオ等を含む)を実施した			
7. 研修受講によるキャリアアップ制度を導入した			
8. その他:具体的に(_____)			

(5) 研修効果を高めるために、どのような取組をしましたか。次ページにある表の該当する箇所に○をつけてください。(複数回答) *中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

	児童福祉司 任用前講習	児童福祉司 任用後研修	児童福祉司 SV研修
1. 事前課題を課して、研修受講の準備をするよう求めた			
2. 到達度評価のための確認テストを実施した			
3. 研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた			
4. 実施後のアンケートを用意して記入してもらった			
5. 所内研修等で、参加者に研修内容について講義をしてもらった			
6. 復命書の提出を求めた			
7. その他			

*SV研修では、子どもの虹情報研修センター等の受託団体が課しているものとして3.4.がありますので、これらの委託している場合は、3.4.に○をつけてください。

(6) 講師について

以下の表の空欄に該当する人数を記載して下さい。

*中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

研修名	自治体職員講師		自治体以外から招聘した講師	
	児童相談所職員	その他	都道府県内から招聘	都道府県外から招聘
児童福祉司任用前講習	名	名	名	名
児童福祉司任用後研修	名	名	名	名
児童福祉司SV研修	名	名	名	名

*SV研修について子どもの虹情報研修センター、SBIに委託した場合は0と記載してください。

(7) 研修実施に係る課題について、ご自由に記入してください。

ウ 一時保護所職員研修

1. 法定研修以外の新任職員研修 (実施期間 日)
2. 2年目以降初級職員研修 (実施期間 日)
3. 中級(3～5年目)職員研修 (実施期間 日)
4. 上級(5年以上)職員研修 (実施期間 日)
5. スーパーバイザー、係長研修 (実施期間 日)
6. 課長等業務責任者研修 (実施期間 日)
7. 職層別研修以外に職種を対象とした研修 (実施期間 日)
8. その他 ()
9. 特段取り組みをしていない

エ 所長研修

該当するものに○をつけて、期間を記入してください。

1. 実施している<国の業務研修を除く> (実施期間 日)
2. 実施していない

オ 非常勤職員等その他の職員研修

該当するものに○をつけて、期間を記入してください。

1. 実施している (実施期間 日)
2. 実施していない

7 平成29年度市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修

(1) 実施状況

表の該当する部分に○を付けるとともに、実施月、他機関への委託の場合は委託先を記入してください。

* 中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

実施の有無	主催機関			開始月	終了月
	本庁	中央児相	その他(委託先等を記入)		
				月	月

補足事項があれば記入してください。

(2) 対象市区町村数に対する受講市区町村数はどの程度ですか。表の空欄に記入をお願いします。

対象市区町村数	受講市区町村数	受講率
		%

(3) 全市区町村の参加を得るために、どのような配慮(努力)をされましたか。該当するものに○をつけてください。(複数回答)

1. 法定研修(義務研修)であることを周知した
2. 各自治体に個別に働きかけた
3. 自治体の意向をふまえて日程調整した
4. 自治体の希望をふまえて講師の選定に配慮した
5. 参加を促すために補助金を出した
6. その他 ()

(4) 研修効果を高めるために、どのような取組をしましたか。表の該当する箇所に○をつけてください。(複数回答可)。

* 中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

1. 事前課題を課して、研修受講の準備をするよう求めた	
2. 到達度評価のための確認テストを実施した	
3. 研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	
4. 実施後のアンケートを用意して記入してもらった	
5. その他	

(5) 講師について

以下の表の空欄に該当する人数を記載して下さい。

* 中央児童相談所等で実施した場合も問い合わせるなどして記入をお願いします。

自治体職員講師		自治体以外から招聘した講師	
児童相談所職員	その他	都道府県内から招聘	都道府県外から招聘
名	名	名	名

(6) 研修実施に係る課題について、自由に記入してください。

[]

- 8 児童相談所の人材育成について、工夫している取り組み、力を入れている取り組み、効果が上がっている取り組みがありましたら、些細なことでもよいので自由に記入してください。

[]

- 9 児童相談所の人材育成の課題について、自由に記入してください。

[]

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

被虐待児童調査（ケース調査）

この調査票 2 は、平成 30 年 5 月 14 日～5 月 31 日までの間に全国の児童相談所で児童虐待相談として受理（再受理）した全事例を対象に、事例（ケース）ごとに担当された児童福祉司の方に御記入いただくものです。

※事例（ケース）ごとにこの回答用紙を使用してください。

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の□にチェックしてください。

同意する

児童相談所の属性と調査票番号

都道府県名 ()

児童相談所名 ()

児童相談所番号 ()

事例番号*1 ()

*1 事例番号は、各児童相談所で回答事例に1番から番号をつけてください。

I. 被虐待児について（受理時点の状況）

Q1. 性別〔1つだけ回答〕 1. 男 2. 女

Q2. 受理時の年齢〔数値回答〕 () 歳 () ヶ月

*1 歳未満のみ月齢を記載してください。

Q3. 在学状況等〔1つだけ回答〕 1. 家庭にいる乳幼児 2. 保育所その他の保育施設 3. 幼稚園
4. 小学校 5. 中学校 6. 高校 7. その他 8. 不明

〔児相への通告〕

Q4. 虐待の疑いも含めて児相に通告・送致・相談者した者（機関）は誰でしたか。〔1つだけ回答〕

1. 虐待者本人 2. その他の家族・親族 3. 児童本人 4. 近隣知人
5. 福祉事務所 6. 民生・児童委員・主任児童委員 7. 保健所・保健センター 8. 市区町村の児童相談部門
9. 保育所・認定こども園 10. 幼稚園 11. 学校 12. 児童館 13. 放課後児童クラブ
14. 放課後等デイサービス 15. 学習塾等の学校外の教育機関 16. 児童発達支援センター
17. 医療機関 18. 警察 19. 家庭裁判所 20. その他の児童福祉施設 21. 里親
22. 子ども食堂などの民間の居場所 23. NPO等民間団体が開設する電話相談 24. 当該の児童相談所職員
25. その他 ()

Q4-1. Q4で8. 市区町村の児童相談部門を選択した方にお聞きします。このケースは送致・援助要請・通知のどの取り扱いでしたか。〔1つだけ回答〕

1. 送致 2. 援助要請 3. 通知

※「通知」とは、市町村の行う措置の内、児童福祉法第25条の7第1項第4号又は児童虐待防止法第8条第1項第2号に規定されているもの

Q5. Q4の通告は、児童相談所全国共通ダイヤル（189）を用いたものでしたか。

1. はい 2. いいえ 3. 不明

Q6. 実際にこのケースに虐待はありましたか。〔1つだけ回答〕

1. 虐待あり 2. 不明（通告以降の判断ができない状態にあるケースとします）
3. 虐待なし

⇒Q6で「3. 虐待なし」の場合、調査は終了です。それ以外の場合は継続してください。

Q7. 虐待の種別〔重複する場合は、主たるものから順に各1つだけ回答〕

1. 身体的 2. ネグレクト (3以外のもの) 3. ネグレクト (同居人等※による虐待の放置)
4. 性的虐待 5. 心理的虐待 (6を除く) 6. 心理的虐待 (主としてDV目撃)

※同居人等とは、同居人又は自宅に出入りする第三者

1. 最も主たる虐待種別 () 2. 2番目に占めている虐待種別 ()
3. 3番目に占めている虐待種別 () 4. 4番目に占めている虐待種別 ()

⇒Q7で「3. ネグレクト (同居人等※による虐待の放置)」を選択した方にお聞きします

Q7-1. 実際に虐待を行った同居人とは誰ですか。〔文字回答〕 ()

Q7-2. Q7-1の人物が行った虐待の種別は何ですか。〔複数回答可〕

1. 身体的 2. 性的 3. 心理的 4.ネグレクト

Q7-3. Q7-1の人物の年齢は何歳ですか。〔数値回答〕 1. ()歳 2. 不明

Q7-4. Q7-1の人物は被虐待児と同居していますか。〔1つだけ回答〕 1. 同居 2. 非同居 3. 不明

Q8. 虐待の重症度〔1つだけ回答〕 ※ (別表Ⅱ)を参照

1. 虐待の危惧あり 2. 軽度虐待 3. 中度虐待
4. 重度虐待 5. 生命の危機あり 6. 不明

別表Ⅱ※虐待の重症度基準について (こちらの基準を参照して評定してください)

虐待の重症度	基準
5.生命の危機あり	「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの
4. 重度虐待	今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達等に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもので、一時的分離、第三者による訪問指導、入院等が必要なもの ①継続的に医療を必要とするほどの外傷がある (幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の傷がある) ②生存に必要な食事、衣類、住居が与えられない ③明らかな性行為がある。強制的に性的描写や性的交渉を見せている ④家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている ⑤日常的に子どもの目の前でDVを行ったり自傷行為を行っている ⑥日常的に子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との極端な差別を行っている
3. 中度虐待	継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもので、一時保護や児童福祉司指導等の継続した関与が必要なもの ①今までに慢性的なあざや傷跡ができるような身体的暴力を受けていたり、長期間にわたって、養育を放棄・怠慢していたために、人格形成や情緒的問題が起こりそうである ②現在の虐待が軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強が人格形成に危惧される ③親に慢性の精神疾患 (統合失調症、うつ病、精神遅滞、アルコール・薬物依存など) があり、子どもの世話ができない ④乳児を長期間大人のいない家に置き去りにしている ⑤性器を見せたり、着衣の上から触ったり、性行為やアダルトビデオの鑑賞を無配慮に子どもが見える状況で行っている ⑥子どもの目の前でDVや自傷行為を行っているが、頻回ではない (数か月に1回程度) ⑦子どもに対して、言葉による強い威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との極端な差別を行っているが、日常的ではなく、頻回ではない。
2. 軽度虐待	実際に子どもへの暴力・暴言・拒絶などがあり、親や周囲のものが虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもので、継続指導等のある程度継続した関与が必要なもの ①外傷が残るほどではない暴力 ②子どもの健康問題を起こすほどではないが「養育の放棄・怠慢」傾向がある。(例：子どもの世話が嫌で、時々ミルクを上げないことがある) ③子どもに対して卑猥な言葉を発している。アダルト雑誌などを無造作に子どもの目に触れるところに放置している ④言葉による威嚇・貶め・非難、無視や拒絶的な態度、兄弟との差別を行っているが一時的
1. 虐待の危惧あり	暴力や「養育の放棄・怠慢」の虐待行為は明らかなものはないが、「たたいてしまいそう」「世話をしたくない」「かわいく思えない」等の子どもへの虐待を危惧する訴えがあり、又は状況等からその恐れがあるもので、助言による指導等が必要なもの

Q9. 虐待の通算期間〔1つだけ回答〕

1. 1ヵ月未満 2. 1ヵ月～3ヵ月未満 3. 3ヵ月～6ヵ月未満
4. 6ヵ月～1年未満 5. 1年～3年未満 6. 3年以上 7. 不明

Q10. 受理時点の子ども虐待の認知について〔1つだけ回答〕

1. 不当にひどいことをされたと感じている
2. ひどいことをされたが自分が悪いから仕方がないと感じている
3. ひどいことをされたと感じていない 4. 意思が確認できない 5. 不明

Q11. 被虐待児の家族構成（受理時点で同居している人）。判明している家族構成員すべてをご回答ください。

〔複数回答可、不明の場合は19を回答、必ず1つには回答〕

1. 実父 2. 継父 3. 普通養子縁組の養父 4. 里父 5. 内縁の夫 6. 実母 7. 継母
8. 普通養子縁組の養母 9. 里母 10. 内縁の妻 11. 実のきょうだい
12. 義理のきょうだい（異父・異母・里親の子どもを含む） 13. 祖父（実・義理を含む）
14. 祖母（実・義理を含む） 15. おじ 16. おば 17. その他の同居の家族
18. その他（ ） 19. 不明

Q12. 健診の受診状況（各々の健診に関する質問について、1つを選んで回答）

- ① 3-4ヶ月健診 1. 受診した（可能性が高い） 2. 受診していない（可能性が高い） 3. 年齢未到達 4. 不明
② 1歳6ヶ月健診 1. 受診した（可能性が高い） 2. 受診していない（可能性が高い） 3. 年齢未到達 4. 不明
③ 3歳児健診 1. 受診した（可能性が高い） 2. 受診していない（可能性が高い） 3. 年齢未到達 4. 不明

Q13. 母子手帳の交付について〔1つだけ回答 1. あり 2. なし 3. 不明

※母子手帳をなくした場合は「1. あり」と回答してください

Q14. 子どもが属する世帯の経済状況〔1つだけ回答〕

1. 生活保護法による被保護世帯 2. 特別区民税又は市町村民税の非課税世帯（1.を除く）
3. 課税世帯 4. 不明

II. 虐待者について

※虐待者が複数いる場合は、主な者2人について主たる者をAに、従たる者をBに記入してください。虐待によって子どもに一番深刻な影響を与えている者を「主たる者」と判断してください。

Q15. 虐待者の続柄等〔1つだけ回答〕

1. 実父 2. 継父 3. 普通養子縁組の養父 4. 里父 5. 母の内縁の夫 6. 実母 7. 継母
8. 普通養子縁組の養母 9. 里母 10. 父の内縁の妻 11. 実のきょうだい
12. 義理のきょうだい（異父・異母・里親の子どもを含む） 13. 祖父（実・義理を含む）
14. 祖母（実・義理を含む） 15. おじ 16. おば
17. その他の同居の家族 18. その他（ ） 19. 不明

【A】主たる者（ ） 【B】従たる者（ ）

⇒Q15で「5. 母の内縁の夫」「10. 父の内縁の妻」を選択した方にお聞きします

- Q15-1. 被虐待児と同居していますか。〔1つだけ回答〕** 1. 同居 2. 非同居 3. 不明

⇒Q15で「6. 実母」を選択した方にお聞きします

Q15-2. 妊産婦健診を受けていますか。〔1つだけ回答〕 1. 受けた 2. 受けていない 3. 不明

Q15-3. 出産時の状況〔1つだけ回答〕 1. 通常に病院等で出産 2. 病院等への飛び込み出産
3. 自宅分娩 4. その他 5. 不明

Q16以降は、主たる虐待者のことをお答えください。

Q16. 虐待者の年齢について（受理時）〔数値回答〕 1. ()歳 2. 不明

Q17. 虐待者の就労状況〔1つだけ回答〕

1. 正規就労（自営を含む） 2. 非正規雇用（パート等） 3. 内職 4. 家事専念（他に就労中の家族がいる場合）
5. 無職（4. 家事専念を除く） 6. 学生 7. その他 8. 不明

Q18. 虐待者の最終学歴〔1つだけ回答〕

1. 中学校卒業 2. 高校等中退 3. 高校等卒業 4. 短大、高等専門学校卒業 5. 大学等卒業
6. その他 () 7. 不明

Q19. 調査時（11月1日）における虐待者の精神障害・知的障害やその疑いの有無〔1つだけ回答〕

1. 精神障害又その疑いがある 2. 精神障害はないと思われる 3. 不明

⇒Q19で1を選択した方にお聞きします

Q19-1. 精神障害・知的障害又はその傾向への調査時の治療・相談状況。〔1つだけ回答〕

1. 治療・相談にいつている 2. 治療・相談にいつたが不十分なもの（単発のみや中断など）
3. 治療していないと思われる 4. 不明

Q19-2. 精神障害・知的障害やその疑いの種類について、当てはまるものに○をつけてください
〔複数回答可〕

1. 統合失調症やその類縁疾患又はその疑い 2. 感情障害・うつ症状又はその疑い
3. 不安障害・強迫性障害又はその疑い 4. 身体表現性障害・心身症又はその疑い
5. PTSD・適応障害又はその疑い 6. 摂食障害又はその疑い
7. パーソナリティ障害又はその疑い 8. 知的障害又はその疑い 9. 発達障害又はその疑い
10. アルコール使用障害又はその疑い 11. 薬物使用障害又はその疑い
12. ギャンブル障害又はその疑い 13. インターネット依存症又はその疑い
14. その他 () 15. 不明

Q20.調査時（11月1日）における虐待者の身体障害やその疑いの有無。〔1つだけ回答〕

1. 身体障害又その疑いがある 2. ないと思われる 3. 不明

Q21. 主な虐待者自身の生育時（18歳未満）の状況や体験〔あてはまるもの全てを選んでください、あてはまる

ものが1つもない場合は18、不明の場合19を選択〕 1. 両親とも死亡 2. ひとり親家庭 3. 継親子
関係 4. 施設体験 5. 養子・里親体験

6. 生活保護受給家庭 7. 虐待者の親からの心理的虐待 8. 虐待者の親からの身体的虐待

- 9. 虐待者の親からの性的虐待
- 10. 虐待者の親からの情緒的ネグレクト
- 11. 虐待者の親からの物理的ネグレクト
- 12. 虐待者の両親の別居又は離婚
- 13. 虐待者の生育家庭におけるDV
- 14. 虐待者の生育家庭にアルコールや薬物を乱用する人がいた
- 15. 虐待者の生育家庭に精神障害のある人がいた
- 16. 虐待者の生育家庭に自殺既遂又は未遂をした人がいた
- 17. 虐待者の生育家庭に刑務所にいった人がいた
- 18. ないと思われる
- 19. 不明

Q22. 受理時点の虐待者の虐待についての考え方〔1つだけ回答〕

- 1. 行為も虐待も認めない
- 2. 行為は認めるが、虐待は認めない
- 3. 虐待を認めているが、援助は求めている
- 4. 虐待を認めて、援助を求めている
- 5. 不明

Ⅲ. 虐待の要因、結果について

Q23. 被虐待児の生育歴等の状況〔あてはまるものを全て回答、ない場合は12不明の場合13を選択〕

- 1. 予期しない妊娠・計画しない妊娠
- 2. 未熟児、低体重児
- 3. 双胎児、多胎児
- 4. 出生時の長期入院
- 5. 保護者との分離体験
- 6. 身体発達の遅れや障害
- 7. 病弱・慢性疾患
- 8. 精神発達の遅れや知的障害又はその疑い
- 9. 発達障害又は疑い（自閉症スペクトラム障害、ADHD,学習障害など）
- 10. 問題行動あり
- 11. その他（ ）
- 12. ないと思われる
- 13. 不明

Q24. 被虐待児が生育期に経験したと思われる家庭・家族の状況〔あてはまるもの全てに回答、ない場合は22,不明の場合23を選択〕

- 1. 経済的な困難
- 2. 不安定な就労
- 3. ひとり親家庭
- 4. ステップファミリー
- 5. DV
- 6. 夫婦間不和
- 7. 夫婦間以外の家族間不和
- 8. 養育者の別居又は離婚
- 9. 親族、近隣、友人等からの孤立
- 10. 若年出産
- 11. 育児疲れ
- 12. 育児に嫌悪感、拒否感情
- 13. 狭い又は劣悪な住環境
- 14. ひんぱんな転居
- 15. 病気や障害を持つ家族の世話
- 16. きょうだいが、今回の虐待者から現在又は過去に虐待を受けた
- 17. アルコールや薬物を乱用する人がいた
- 18. 精神障害・知的障害のある人、又はその疑いのある人がいた
- 19. 自殺（未遂）者がいた
- 20. 家族で刑務所に入った人がいた
- 21. その他（ ）
- 22. ないと思われる
- 23. 不明

Q25. 被虐待児における虐待による調査時の身体状況〔あてはまるものを全て回答、ない場合は12不明の場合13を選択〕

- 1. 打撲傷、あざ
- 2. 火傷
- 3. 刺傷
- 4. 骨折
- 5. 頭部外傷
- 6. 性器の外傷
- 7. 妊娠
- 8. 栄養不良
- 9. 身体的発達の遅れ
- 10. 不衛生
- 11. その他（ ）
- 12. ないと思われる
- 13. 不明

Q26. 被虐待児の現在の精神症状（未就学年齢の場合と就学期以降の年齢の場合は別の質問になっている。）

Q26-1. 未就学年齢の場合〔あてはまるもの全てに回答、ない場合は15を選択、不明の場合16を選択〕

1. 特定の人や物や場面に怯える、些細なことでびくびく不安そうにする
2. 表情が乏しい、笑顔が少ない、突然固まりぼーとした表情をする
3. 感情の起伏が激しく、急に泣き出して止まらなくなるなどの様子がある
4. ぐずることや、かんしゃくを起こすことが多い。攻撃的になったり時に暴力をふるったりする
5. 寝付けない、中途覚醒が多い、夜泣きが激しい、夜驚、悪夢を見るなど睡眠の問題がある
6. 遊びなどに集中できず落ち着きがない。多動傾向がある
7. 誰にでもべたべたして、次々と別の大人を求める
8. 苦痛や困ったことがあっても養育者に助けを求めない、泣かない
9. 小さい（弱い）子へのいじめや暴力、強い子に服従的など友達とうまく遊べない
10. 床や壁に自分の頭を打ち付けることがある 11. 金銭の持ち出しや万引きなどがある
12. 年齢に不相応な性的関心や行動、性や身体接触を避ける
13. 食べ物への固執、過食、拒食などがある
14. その他（ ） 15. ないと思われる
16. 不明（子どもの状態が全く分からない場合のみこれを選択）

Q26-2. 小学校年代以降の場合〔あてはまるもの全てに回答、ない場合は20、不明の場合21を選択〕

1. 虐待者や特定の人、物、状況に怯えることがある
2. 親の虐待を思い出させる場所や人や物を避ける
3. 否定的感情や肯定的感情の表現が少ない、無反応、フリーズ
4. 些細なことで気持ちが動揺する、過呼吸や動悸がでる
5. 怒りが抑えられず、人や物にあたる
6. 寝付けない、中途覚醒が多い、朝起きられない、悪夢を見る
7. 大人への反抗的な態度、他児への威圧的態度
8. 何事にも自信がもてない
9. 落ち込み、意欲低下
10. 自分を痛めつける行動、リストカット、希死念慮（死にたいなどの言動）
11. 落ち着きのなさ、注意が集中できない
12. 引きこもり、不登校
13. 年齢に不相応な性的な関心や行動、性や身体接触を避ける
14. 反社会的問題行動：火遊び、万引き、かつあげなど
15. 食行動上の問題：食べ物へ固執、過食、拒食など
16. 飲酒、覚せい剤、大麻、有機溶剤、ガス、風邪薬など市販薬・処方薬等の乱用
17. ゲームやインターネットへの依存
18. 明確な身体的原因のない身体症状（吐き気、腹痛、下痢、慢性の痛み、動悸、息切れ、めまい、失声など）
19. その他（ ） 20. ないと思われる
21. 不明（子どもの状態が全く分からない場合のみこれを選択）

IV. 児相の対応について【平成30年5月14日から31日までに受け付けたケースの11月1日現在時点の状況】

〔安全確認について〕

Q27. このケースにおける、48時間以内の安全確認について。〔1つだけ回答〕

1. 児相が直接行った
 2. 他機関の協力により行った
 3. 行っていない
- Q27「3. 行っていない」を選択した人にお聞きします。

Q27-1. 48時間以内の安全確認を行っていない理由〔複数回答可〕

1. 子どもが特定できなかった、又は子どもの所在が分からなかった
2. 訪問したが、不在だった
3. 調査に時間を要した
4. 休日・休日前の受理だった
5. 訪問を拒否された
6. 受理が集中した
7. 48時間以内の安全確認は必要ないと判断した
8. その他（ ）

Q28. このケースに対応する際、リスクアセスメントシートを活用しましたか。〔1つだけ回答〕

1. 活用した
2. 活用していない

※リスクアセスメントシートとは、初期対応における児童相談所の対応レベルを判断するための目安として使用されているもので、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」に示されている「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」または、それに準じるものとして自治体が定めているアセスメントシートのこと

Q29. このケースの受理の状況について〔1つだけ回答〕

1. 新規受理
2. 前は別の相談種別で受理し、虐待としては今回が初めての受理
3. 前回虐待で受理し、今回も虐待として再受理

⇒Q29で「2. 前は別の相談種別で受理し、虐待としては今回が初めての受理」「3. 前回虐待で受理し、今回も虐待として再受理」を選択した方にお聞きします

Q29-1. 前受理の中での一時保護の有無〔1つだけ回答〕

1. 一時保護し（委託も含む）、施設入所した
2. 一時保護し、里親委託
3. 一時保護し、家庭復帰した
4. 一時保護し、家庭以外のところに帰った
5. 一時保護をしていない

（面接状況）

Q30. 子どもとの面接回数。（父母などを別々に面接した場合でも、同一の時間帯であれば1回としてカウント）

〔1つだけ回答〕

※一時保護となった場合には、一時保護所職員を除く児童相談所職員とします。

1. なし
2. 1～2回
3. 3～5回
4. 6～10回
5. 11～15回
6. 16回以上

Q31. このケースの相談受理後に、児童心理司による子どもへの面接を行いましたか。〔1つだけ回答〕

1. 行った
2. 行っていない

Q32. このケースの相談受理後に、主たる虐待者に面接しましたか。〔1つだけ回答〕

1. 会った
2. 従たる虐待者には会ったが主たる虐待者には会っていない
3. （主たる虐待者・従たる虐待者含めて）会っていない

Q33. 保護者との面接回数 [1つだけ回答]

※一時保護となった場合には、一時保護所職員を除く児童相談所職員とします。

1. なし 2. 1～2回 3. 3～5回 4. 6～10回 5. 11～15回 6. 16回以上

Q34. 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催しましたか。[1つだけ回答]

1. 開催した 2. 開催していない

(援助及びその結果について)

Q35. 保護者、子どもに対して具体的なサービス導入をしましたか。[複数回答可,ない場合は、22を選択]

1. ヘルパー利用・ヘルパー派遣 2. 生活保護受給
3. 保護者の医療機関受診(精神科) 4. 保護者の医療機関受診(精神科以外)
5. 保護者の依存症治療・相談機関(依存症専門医療、精神保健福祉センター、自助グループなど)
6. DV被害支援機関やサービス(配偶者暴力相談支援センター、民間のDV支援団体等)
7. 性暴力被害者支援機関やサービス 8. 母子生活支援施設入所
9. ファミリーサポート 10. 保育所 11. 学童保育
12. 児童館 13. トワイライトステイ・ショートステイ
14. 児童扶養手当 15. 就学援助金 16. 短期入所(障害児施設)
17. 子どもの医療機関の受診(精神科) 18. 子どもの医療機関の受診(小児科)
19. 児童発達支援センター 20. 放課後等デイサービス
21. その他() 22. サービスを導入していない

Q36. 現在の状況(相談終結であればその時点)における、虐待の状況についてお答えください。

[1つだけ回答]

1. 虐待は止まっていて、再発の可能性も低い
2. 虐待はある程度とまっているが、再発の可能性はある
3. 虐待行為は生じており、危ない状況が続いている
4. 不明

Q37. 調査時点の支援後の保護者の状況について、受理時と比較してお答えください [1つだけ回答]

1. 虐待の再発が起きないように養育の行動や状況を改善された
2. 虐待の再発が起きないように養育の行動や状況をある程度改善された
3. 養育の行動や状況はかわらない 4. 養育の行動や状況はむしろ悪化した

Q38. 調査時点での支援係の子どもの心身のダメージについて、受理時と比較してお答えください

[1つだけ回答]

1. 受理時にダメージがあったが、改善がはっきりと認められる
2. 受理時にダメージがあったが、ある程度改善された
3. 受理時にダメージがあったが、改善はない又はあまりない
4. 受理時にダメージがあったが、悪化した
5. 受理時にもともとダメージはなかった(又は明確でなかった) 6. 不明

Q39. 調査時点でのケースの取り扱い状況について、受理時と比較してお答えください。〔1つだけ回答〕

1. 援助方針を決定していない（調査継続中である）
2. 援助方針を決定し、児童相談所として援助を行っている
3. 援助方針を決定し、すでに終結している
4. その他

⇒Q39で「2. 援助方針を決定し、児童相談所として援助を行っている」と回答された方にお尋ねします。

Q39-1 現時点でどのような援助を行っていますか。〔あてはまるもの全てに回答〕

1. 継続指導
2. 児童福祉司指導（2号措置）
3. 児童委員指導（2号措置）
4. 市町村指導（2号措置）
5. 児童家庭支援センター指導（2号措置）
6. 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導（2号措置）
7. 障害者等相談支援事業を行う者の指導（2号措置）
8. 厚生労働省令で定めるものへの指導の委託（2号措置）
9. 児童福祉施設入所措置（27条1項3号）、指定発達支援医療機関委託（27条2項）
10. 里親、小規模住居型児童養育事業委託（27条1項3号）
11. 自立援助ホームへの入所
12. その他（ ）

⇒39で「3. 援助方針を決定し、すでに終結している。」と回答された方は Q39-2、Q39-3 に回答下さい。

Q39-2. 相談が終結した理由をお答えください。（複数回答）

1. 他機関（市区町村）に引き継いだため
2. 問題が解決して相談が必要なくなったと判断したため
3. 相談に来なくなり、関係が切れてしまったため
4. 転居等により、担当地区が変わったため
5. その他（ ）

Q39-3. どのような形で終結しましたか。〔1つだけ回答〕

1. 助言指導
2. 継続指導終結
3. 他機関あっせん
4. 訓戒、誓約措置
5. 2号措置解除
6. 3号措置解除（児童福祉施設退所）、27条2項措置解除（指定発達支援医療機関委託解除）
7. 3号措置解除（里親委託等解除）
8. 市町村への事案送致(第26条第1項第3号)
9. その他（ ）

→Q39-3で「1. 助言指導」を選んだ方の内、一時保護を行わなかった方は、ここで調査終了です。
それ以外の方は次ページ以降の設問に続けて回答下さい。

〔一時保護したケースについて〕

Q40. このケースの一時保護の有無 〔1つだけ回答〕

1. 一時保護を行った
2. 一時保護中である
3. 一時保護は行っていない

⇒Q41へ進む

⇒Q40で「1. 一時保護を行った」「2. 一時保護中である」を選択した方にお聞きします

Q40-1. どこで一時保護を行いましたか。〔1つだけ回答〕 1. 所内 2. 委託

Q40-2 一時保護場所を変更した事例についてお答えください。最後の一時保護場所

(又は現在の一時保護場所)はどちらですか。[1つだけ回答] 1. 所内 2. 委託

Q40-2. 保護した期間〔数値回答〕()日 調査時点での保護期間を回答してください。

Q40-3. 子どもの身柄を確保した場所について〔1つだけ回答〕

1. 児童相談所
2. 自宅
3. 学校
4. 保育所・幼稚園
5. 病院
6. 警察からの身柄付き
7. その他()

⇒Q40で「1. 一時保護を行った」「2. 一時保護中である」を選択した方にお聞きします

Q40-4. 保護者の同意の有無〔1つだけ回答〕

1. 最初から同意
2. 最初から不同意
3. 最初は同意でその後不同意
4. 最初は不同意でその後同意
5. 同意・不同意の意向が変わる
6. 不明

⇒Q40で「1. 一時保護を行った」「2. 一時保護中である」を選択した方にお聞きします

Q40-5. 一時保護を行った理由について〔複数回答可〕

1. 子どもの安全確保のため
2. 調査を必要としたため
3. 行動観察のため
4. 短期入所指導のため
5. その他()

⇒Q42で「1. 一時保護を行った」を選択した方にお聞きします

Q40-6. 一時保護終了時の一時保護解除の理由について〔1つだけ回答〕

1. 保護者への引き取り
2. 保護者以外の親族への引き取り
3. 里親等委託
4. 施設入所
5. 他の児童相談所へ
6. 家裁送致
7. その他()

〔現時点までに一時保護を行わなかったケースについて〕

Q41. 一時保護を行わなかった理由について〔1つだけ回答〕

1. 虐待はあったが、一時保護が必要なほど重篤なものではないことが判明した
2. 虐待はあったが、問題が解消した
3. 虐待はあり、問題は残るが、保護者がそれを認め、支援や安全確認を行っていく合意が取れた
4. 子どもが一時保護所入所に同意しなかった
5. 調査中である
6. 接触が取れない、あるいは行方不明
7. 保護所が定員超過で入所できず、保護委託先も見つからなかった。
8. その他()

〔このケースに対する援助内容について〕

Q42. 家族の援助プランについて〔1つだけ回答〕

1. 作成している
2. 作成していない

「援助プランとは、児童相談所としての援助の具体的な方法を保護者に対して示したものの。文書化されているかどうかは問わない。

Q43. 虐待者の児相の援助に対する態度〔1つだけ回答〕

1. 働きかけに応じる
2. 当初は働きかけに応じなかったが現在は応じる

3. 当初は働きかけに応じていたが、現在は応じない 4. 働きかけに応じていない 5. その他

Q44. 援助の状況について〔複数回答可〕

1. 保護者に対して援助を行っている 2. 子どもに対して援助を行っている
3. 保護者と子どもに対して同席での援助を行っている 4. 援助は行っていない

⇒Q44で「1. 保護者に対して援助を行っている」を選択した方にお聞きします

Q44-1. 保護者への援助の実施方法〔複数回答可〕

1. 来所してもらい個別面接 2. 家庭訪問による面接 3. 施設に訪問しての面接
4. 個別心理療法 5. グループ療法 6. 精神科医療 7. その他の医療
8. その他()

Q44-2. 保護者の援助に関わった機関〔複数回答可〕

1. 児童相談所 2. 児童相談所以外

⇒Q44-2で「1. 児童相談所」を選択した方にお聞きします

Q44-2-1. 児童相談所が関わった援助では、誰が対応しましたか。〔複数回答可〕

1. 児童福祉司 2. 児童心理司 3. 医師 4. 家族支援のための専任担当者
5. その他()

⇒Q44で「2.子どもに対して援助を行っている」「3.保護者と子どもに対して同席での援助を行っている」を選択した方にお聞きします

Q44-3. 子どもへの援助の実施方法〔複数回答可〕

1. 来所してもらい個別面接 2. 家庭訪問による面接
3. 施設に訪問しての面接 4. 個別心理療法
5. グループ療法 6. 精神科医療
7. その他の医療() 8. その他()

Q44-4. 子どもの援助に関わった機関〔複数回答可〕

1. 児童相談所 2. 児童相談所以外

⇒Q44-4で「1. 児童相談所」を選択した方にお聞きします

Q44-4-1. 児童相談所が関わった援助では、誰が対応しましたか。〔複数回答可〕

1. 児童福祉司 2. 児童心理司 3. 医師 4. 家族支援のための専任担当者
5. その他()

Q45. 保護者、子ども、保護者と子ども（同席）に行ったプログラムがあれば選んでください。〔複数回答可〕

★プログラムとは、特定の手順に基づく手法や自治体独自に開発した手法などの専門的な援助方法のこと

1. サインズ・オブ・セーフティ
2. パートナリング・フォー・セーフティ
3. 精研式ペアレントトレーニング
4. ファミリーグループ・カンファレンス（FGC）
5. My Tree ペアレンツプログラ
6. PCIT（親子相互交流療法）
7. CARE
8. CRC
9. トリブルP
10. Nobody's Perfect
11. コモンセンス・ペアレンティング（CSP）
- 12.旧称「コモンセンス・ペアレンティング」として紹介されていたプログラム
- 13.AFCBT
14. TF-CBT
15. その他の母親グループ（MCGを含む）
16. その他の父親グループ
17. その他の親子同時に参加するグループ
18. その他（
19. プログラムを行っていない

⇒Q44-2、44-4で「2. 児童相談所以外」を選択した方にお聞きします

Q45-1. 児童相談所以外が行っている「保護者、子ども、保護者と子ども」の援助について、具体的な機関名・プログラム名などをお書きください。〔文字回答〕

- | 具体的な機関名 | 具体的なプログラム名 |
|------------|------------|
| 1. () () | () |
| 2. () () | () |
| 3. () () | () |

☆このケースの質問は、以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

他のケースがある場合は、次の調査票に切り替えてから引き続きご回答をお願いいたします。

平成 30 年度 児童相談所の実態調査 3-A

一時保護解除件数調査

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の口にチェックしてください。

同意する

都道府県名	
児童相談所名	
児童相談所番号	

一時保護解除件数について

平成 30 年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、一時保護を解除した事例数をご記入ください。

一時保護解除数	件
そのうち、一時保護期間が 2 か月を超えた事例数	件

平成 30 年度 児童相談所の実態調査 調査票 3-B

一時保護の長期化の実態調査

※一時保護を解除となった事例ごとに回答用紙を使用してください。

本アンケートへの回答に同意する場合は、下記の□にチェックしてください。



都道府県名	
児童相談所名	
児童相談所番号	
事例番号	

*事例番号は、各児童相談所で回答事例に1番から番号をつけてください。

選択肢の番号に○をつけるか（ ）内にご記入ください。

I. 対象児童についてお答えください。

1. 性別 1. 男 2. 女

2. 一時保護開始時の満年齢

2-1) 2歳以上 () 歳

2-2) 2歳未満 () 歳 () ヶ月

3. 一時保護時の在園・在学等状況についてお答えください。

3-1) 在籍機関

1. 保育所・幼稚園等 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校 5. その他
()

3-2) 学年 (2. ～4. を選択した方のみ) () 年生

4. 相談種別

1. 養護相談 (虐待相談) 2. 養護相談 (虐待相談以外) 3. 非行相談

4. 育成相談
5. 障害相談
6. その他 ()

5. 当該児童相談所における一時保護歴についてお答えください。

5-1) 当該児童をこれまでに一時保護したことがありますか。

1. ある
2. 今回が初めて
- 過去の一時保護回数 () 回

5-2) 5-1で「1. ある」とお答えの方に伺います。直近の一時保護に至った相談種別は何でしたか。

1. 養護相談（虐待相談）
2. 養護相談（虐待相談以外）
3. 非行相談
4. 育成相談
5. 障害相談
6. その他 ()

II. 児童相談所による本事例の取り扱いについて伺います。

6. 本事例の『一時保護期間』をお答えください。 () 日間

* 『一時保護期間』の定義については別紙説明書をご参照ください。

7. 一時保護に至った主な経緯をお答えください。

1. 児童本人からの保護依頼

2. 保護者からの保護依頼

3. 児童が入所中の施設又は委託

中の里親等（ファミリーホームを含む：以下全て同様）からの保護依頼

4. 警察署からの身柄付通告
5. 他の自治体での一時保護からのケース移管
6. 児童相談所長の判断による一時保護（児童本人・保護者・施設又は里親等からの依頼を除く）
7. その他 ()

8. 一時保護した理由をお答えください（複数回答可）。

1. 子どもの安全確保のため
2. 調査を必要としたため
3. 行動観察のため
4. 短期入所指導のため
5. その他 ()

9. 一時保護場所

9-1) 最初に一時保護された場所をお答えください。

1. 担当児童福祉司が勤務する児童相談所に付設している一時保護所
2. 「1」以外の他の児童相談所の一時保護所
3. 一時保護委託先

9-2) 9-1で「3. 一時保護委託先」とお答えの方に伺います。委託先は以下のどこでしたか。

1. 乳児院
2. 児童養護施設
3. 児童自立支援施設
4. 児童心理治療施設
5. 里親等
6. 障害児入所施設
7. 医療機関
8. 警察署
9. その他 ()

10. 一時保護場所の変更について。

10-1) 一時保護先は、一時保護解除日までに変更されましたか。 1. はい 2. いいえ

10-2) 10-1で「1. はい」とお答えの方に伺います。変更回数は何回でしたか。

1. 1回
2. 2回
3. 3回以上

10-3) 10-1で「1. はい」とお答えの方に伺います。最後に一時保護されていた場所は以下の

どこでしたか。

1. 一時保護所
2. 乳児院
3. 児童養護施設
4. 児童自立支援施設
5. 児童心理治療施設
6. 里親等
7. 障害児入所施設
8. 医療機関
9. 警察署

10. その他 ()

11. 保護者の一時保護の同意の有無

1. 最初から同意した
2. 職権保護（保護者は不同意のまま）
3. 同意したが、途中でひるがえした為、職権保護となった
4. 職権保護したが、途中で同意した為、同意保護となった
5. 頻りに同意・不同意の意向が変わる
6. 不明

12. 一時保護解除時の援助方針を選んでください。

1. 助言指導
2. 継続指導
3. 他機関あつせん
4. 児童福祉司指導（2号措置）
5. 児童委員指導（2号措置）
6. 市町村指導（2号措置）
7. 児童家庭支援センター指導（2号措置）
8. 知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導（2号措置）
9. 障害者等相談支援事業を行う者の指導（2号措置）
10. 厚生労働省令で定めるものへの指導の委託（2号措置）
11. 児童福祉施設入所措置（27条1項3号）、指定発達支援医療機関委託（27条2項）
12. 里親等、小規模住居型児童養育事業委託（27条1項3号）
13. 児童自立生活援助の実施
14. 市町村への事案送致
15. 福祉事務所送致等
16. 家庭裁判所送致
17. その他 ()

1. 経済的な困難
2. 不安定な就労
3. ひとり親家庭
4. ステップファミリー
5. DV
6. 夫婦間不和
7. 夫婦間以外の家族間の不和
8. 養育者の別居又は離婚
9. 親族、近隣、友人等からの孤立
10. 若年出産
11. 育児疲れ
12. 育児に嫌悪感、拒否感情
13. 狭いまたは劣悪な住環境
14. ひんぱんな転居
15. 病気や障害等を持つ家族の世話（介護を含む）
16. 現在または過去に被虐待児のきょうだい虐待を受けている
17. アルコールや薬物を乱用する人がいた
18. 精神障害またはその疑いのある家族がいた
19. 家族に自殺（未遂）者がいた
20. 家族で刑務所に入った人がいた
21. その他

()

22. 特になし
23. 不明（これらの判断がどれもできないほど情報不足）

→20を回答後は、23へお進みください。

21. 当該児童が里親等で生活していた事例について当てはまるものを選んでください（複数回答可）。

1. 里親等と当該児童の相性が合わなかった
2. 当該児童が里親等に反発した
3. 里親等に当該児童の養育は困難だった
4. 里親等による当該児童への不適切行為（加害行為やネグレクト等）があった
5. 実子もしくは他の委託児から被害を受けた
6. 当該児童による里親等への暴言もしくは暴力
7. 当該児童による里親等の実子もしくは委託児への暴言もしくは暴力
8. 里親等の実子との不仲
9. 頻繁な無断外出・外泊
10. その他 ()
11. 該当なし

→21を回答後は、23へお進みください。

22. 児童が施設で生活していた事例について当てはまると判断したものを選んでください（複数回答可）。

1. 施設全体もしくは当該児童が生活していた生活ユニットの機能不全
2. 施設の養育方針に子どもが反発した
3. 施設職員による当該児童への不適切行為（加害行為やネグレクト等）があった
4. 施設内の他の児童から被害を受けた
5. 当該児童による施設内での職員への暴言もしくは暴力
6. 当該児童による施設内での他児への暴言もしくは暴力
7. 頻繁な無断外出・外泊
8. その他 ()
9. 該当なし

IV. 本事例の対応経過について伺います。

以下の質問については、今回の一時保護に至った流れにそってご記入ください。

23. 一時保護に関わる以下のことについて経過日数等をお答えください。

23-1) 一時保護の相談を受理してから一時保護するまでの日数。相談受理日を「当日」としてお答えください。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1か月未満
6. 1か月以上

23-2) 一時保護後、担当児童福祉司による当該児童との最初の面接までの日数。一時保護日を「当日」としてお答えください（23-7までは同様）。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1か月未満
6. 1か月以上

23-3) 一時保護期間中の担当児童福祉司と当該児童との面接回数をお答えください。
() 回

23-4) 一時保護後、児童相談所職員による保護者との最初の面接までの日数。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1か月未満
6. 1か月以上

23-5) 一時保護期間中の児童相談所職員と保護者との面接回数をお答えください。
() 回

23-6) 一時保護後、児童心理司による当該児童との最初の面接までの日数。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1か月未満
6. 1か月以上

23-7) 一時保護期間中の担当児童心理司と当該児童との面接回数をお答えください。
() 回

23-8) 一時保護から援助方針会議で方針を決定するまでの日数。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1か月未満
6. 1か月以上2ヶ月未満
7. 2ヶ月以上

24. 援助方針に対する当該児童の同意について伺います。

24-1) 同意について

1. 同意した
2. いったん同意したがその後に撤回した
3. 最後まで同意は得られなかった
4. 年齢能力的に意向確認が困難だった
5. その他 ()

24-2) 同意が得られた場合、同意を得るまでに要した日数。一時保護日を「当日」としてお答えください。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1ヶ月未満
6. 1ヶ月以上2ヶ月未満
7. 2ヶ月以上

24-3) 24-2で「7. 1か月以上」とお答えの方に伺います。理由として考えられることをお書きください。

()

25. 援助方針に対する保護者の同意について伺います。

25-1) 同意について

1. 同意した
2. いったん同意したがその後に撤回した
3. 最後まで同意は得られなかった
4. その他

()

25-2) 同意が得られた場合、同意を得るまでに要した日数について以下よりお選びください。一時保護日を「当日」としてお答えください。

1. 当日
2. 3日以内
3. 1週間以内
4. 2週間以内
5. 1ヶ月未満
6. 1ヶ月以上2ヶ月未満
7. 2ヶ月以上

25-3) 24-2で「7. 1か月以上」とお答えの方に伺います。理由として考えられることをお書きください。[入力：文字]

26. 一時保護解除後の当該児童の生活場所等についてお伺いします。

26-1) 生活場所をお選びください。

1. 一時保護前と同じ保護者宅
2. 一時保護前と異なる保護者宅
3. 一時保護前と同じ親族・知人宅
4. 一時保護前と異なる親族・知人宅
5. 一時保護前と同じ里親等
6. 一時保護前と異なる里親等
7. 一時保護前と同じ施設
8. 一時保護前と異なる施設（施設種別：)
9. 他自治体の施設で一時保護前と同じ施設・一時保護所
10. 他自治体の施設で一時保護前と異なる施設・一時保護所（施設種別：)

11. 鑑別所
12. その他

()

26-2) 26-1で児童の生活場所が他の自治体とお答えの方に伺います。理由をお選びください。

1. 他自治体と取り決めている入所枠
2. 当該自治体内もしくは他の自治体と取り決めている入所枠内に適切な所属先がなかった
3. 当該自治体内に適切な所属先はあったが、利用できなかった

- 4. 家族が転居した
 - 5. その他
- ()

***以下27～32は、ケースの状況に応じてご回答ください。**

家庭復帰した事例について伺います（27～29）。

27-1) 一時保護解除前に関係機関とのカンファレンスを実施しましたか。

- 1. 実施した
- 2. 実施しなかった

27-2) 27-1でカンファレンスを実施した場合、回数をお答えください。

() 回

28. 家庭復帰の援助方針に対する関係機関の理解が得られましたか。

- 1. 十分に得られた
- 2. 関係機関の理解は不十分なままだった
- 3. 全く理解が得られないままだった
- 4. 関係機関には説明していない
- 5. その他 ()

29. 家庭復帰の援助方針を進める際、初めは家庭復帰以外の方針だったが、途中で変更となった例について伺います。その理由として当てはまるものをお答えください（複数回答可）。

(*初めから家庭復帰の方針で最後まで進んだ事例は、30へお進みください。)

- 1. 当該児童を受け入れ可能な施設・里親等に空きがなかったため
- 2. 空きはあるが施設・里親等の事情から受け入れ困難
- 3. 施設入所・里親等委託に保護者の理解を得られず、28条も困難と判断
- 4. 施設入所・里親等委託に本人の理解が得られなかった
- 5. 施設・里親等に空きはあるが、遠方で保護者との交流の困難性を考慮
- 6. 保護者の強い意向
- 7. 一時保護所での保護継続困難、無断外出のまま保護所に戻らず
- 8. その他

()

30. 里親等委託および施設入所した事例について伺います。

30-1) 里親等委託(養子縁組含む)を打診した家庭数をお答えください。

() 家庭

30-2) 委託の了解を得られなかった里親等がある場合、その理由は以下のどれに当たりますか(複数回答可)。

- 1. 実子との関係で受け入れ困難
- 2. 他の委託児童が落ち着いていないため
- 3. 他の委託児童と当該児童との兼ね合いで受け入れ困難

4. 当該児童への対応が困難

(特性や行動等具体的：)

5. 学校等地域との関係で受け入れ困難

6. その他

()

30-3) 入所を打診した施設数をお答えください。 () 施設

30-4) 入所の了解を得られなかった施設がある場合、その理由は以下のどれに当たりますか(複数回答可)。

1. 入所の空きがない。 2. 他の入所児童が落ち着いていないため

3. 他の入所児童と当該児童との兼ね合いで受け入れ困難

4. 当該児童への対応が困難

(特性や行動等具体的に：)

5. その他

()

31. 児童福祉法第28条申立て、親権停止申立てもしくは親権喪失申立てをした事例について伺います。

31-1) 申立ての種類を選んでください。

1. 児童福祉法第28条申立て 2. 親権停止申立て 3. 親権喪失申立て

31-2) 申立てに至るまでの親権者との関係で近いものをお選びください(複数回答可)。

1. 親権者にして施設入所等についての説明時間や機会をなかなかとれなかった

2. 児童相談所の方針に親権者が反対した

3. 親権者が児童福祉司からの連絡・家庭訪問を拒絶し続けた

4. 親権者が児相の対応に不服を申し立てた

5. 親権者が虐待の事実等を認めなかった

6. 虐待の事実等は認めしたが、施設入所(または里親等委託)には同意しなかった

7. その他

()

31-3) 援助方針会議にて申立て決定から実際の申立てまでの期間をお答えください。

() か月後

31-4) 実際の申立てから審判までの期間をお答えください。 () ヶ月後

32. 保護者が家庭復帰を拒んだ事例について伺います。保護者が拒んだ理由は以下のどれに当たりますか(複数回答可)。

1. 養・継父(母)等新しい家族構成員との関係が改善しないため

2. 保護者が養育に自信を持てなかったため

3. 非行の程度や交友関係に保護者が不安感をもっていたため

4. 経済的に困窮しているため

5. その他

()

一時保護期間が 2 ヶ月以内の事例についてはここで終了です。ご協力誠にありがとうございました。

※一時保護期間が2か月を超えた事例については、以下にお進みいただき、お答えください。

V. 一時保護2か月超えの理由に関する質問

3 3-1. 一時保護が2か月を超えた理由を3 3-1から選び（複数回答）、次ページ3 3-2に詳細をご記入ください。

3 3-1)

1. 児相側の理由（担当に時間がない等）から保護者との面接の設定に時間を要した
2. 保護者側の理由（面接を拒否等）から面接の設定に時間を要した
3. ケース進行に十分な時間の確保が困難だった
4. 援助方針の決定に時間を要した
5. 在宅支援の方針になったものの、保護者が引き取るための環境整備に時間を要した

た

6. 在宅支援の方針になったものの、地域の関係機関の理解を得るのに時間を要した
7. 施設入所方針になったものの、子どもの説得に時間を要した
8. 施設入所方針になったものの、保護者の同意を得るのに時間を要した
9. 施設入所方針になったものの、保護者の同意を得られなかった
10. 施設入所方針になったものの、施設の空きが見つからなかった
11. 施設入所方針になったものの、入所予定施設の受け入れ準備に時間を要した
12. 里親等委託方針になったものの、子どもの説得に時間を要した
13. 里親等委託方針になったものの、保護者の同意を得るのに時間を要した
14. 里親等委託方針になったものの、保護者の同意が得られなかった
15. 里親等委託方針になったものの、里親等委託先が見つからなかった
16. 里親等委託方針になったものの、里親等との交流に時間を要した
17. その他

()

3 3-2) 詳細をご記入ください。

以上で質問は終わりです。ご協力誠にありがとうございました。

II. 調查結果

**調査 1 児童相談所の虐待対応の人材
育成に関する調査**

I. 児童相談所の虐待対応の人材育成に関する調査（調査 1）

1. 本調査の概要

【目的】

全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査し、課題などを明らかにする。

【方法】

全国 211 の児童相談所および全国 69 の児童相談所設置自治体の主管課および児童相談所内の人材育成部門を対象に、児童相談所に配置される児童福祉司等の人材確保や研修の実施状況を含む人材育成に関する取り組み状況等について、アンケート調査票を送付して回答を求める方法で調査した。なお、調査期間は、平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 25 日とした。

【結果の概要と考察】

全国 211 の児童相談所のうち 201 の児童相談所から、また 69 自治体のうち、61 の自治体から回答があった。

児童相談所の配置職員体制の状況（調査票 1-A）については、財団法人こども未来財団による平成 25 年度児童関連サービス調査研究等事業「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（主任研究者：桜山豊夫全国児童相談所長会会長。以下、平成 25 年度調査）においても、機関調査として同様の報告がされているので、それと比較しながら検討した。

児童相談所が管轄する人口は 1 か所平均約 60 万人で、平成 25 年度調査時の約 64 万人から 4 万人程度減少していたが、その要因は、児童相談所設置数の増加等によるものと思われる。回答児童相談所数が異なるため単純に比較はできないが、平成 25 年度調査と比べて児童福祉司数、児童心理司数とも増加していた。特に児童福祉司については、総数で 400 人以上の増加が確認された。さらに回答のなかった 11 の児童相談所の児童福祉司を加えれば、600 人以上増えていると考えられる。

ただし、児童福祉司スーパーバイザーをみると、全体の約 3 分の 1 は、自らケースを担当しつつスーパーバイズ業務を担っており、児童福祉司は、増員してもまだ不足していることが示唆された。また、児童福祉司の経験年数を見ると、経験 5 年以上は 3 割に満たなかった。一方、1 年未満の者が 2 割を超えており、平成 25 年度調査と比べてその割合は増加していた。児童福祉司の増員によって新任職員が配置されたことが要因の一つと考えられるが、人材育成の課題がより重要であることが示唆されたと見えよう。

医師は、全国で 600 名以上配置されていることが確認できた。精神科医が最も多く、次いで小児科となっていた。しかし、全体の約 9 割が非常勤医師であり、常勤医師の配置が今後の課題だと考えられる。

以下は、児童相談所職員の人材育成に関する児童相談所調査（調査票 1-B）の結果である。

まず、児童相談所に初めて赴任、異動してきた職員に対する育成施策として、「一定期間担当（ケー

ス)を持たせず業務を学ばせているか」という問いに対して、「いいえ」と回答したのは、児童福祉司の場合で4分の3を超えていた。(児童心理司では6割)。また、「はい」と答えたものも、その期間には、児童福祉司で1か月～3か月未満が半数近くを占めており、「1か月未満」としたものも4分の1を超えていた。業務量の多さなどのために十分な研修期間を設けることが出来ないのではないかと推測されるが、背景については、さらに深めていく必要がある。

なお、初めて赴任してきた職員にサポート体制として、メンター、チューターをつけている児童相談所は、「新規採用職員のみ付けている」とした児童相談所が半数近くを占めて最も多く、「全員を対象としている」児童相談所も4分の1となっていた。また、(法定研修を除いて)何らかの配慮をしていると回答した児童相談所は半数を超えていた。

次に、児童福祉司任用前講習、任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修等の法定研修について、満足度を尋ねると「満足できる」「ある程度満足できる」を合わせた回答がいずれも8割前後を占めていた。研修の有用性を感じていることが推測できる。一方、研修に対する改善点なども多くの自由記述があり、研修に対する関心の高さが伺われた。なかには研修の内容ではなく「(研修で)不在になる時間、現場で支障が出る」などの意見もあり、研修内容だけでなく、研修機会の保障と言った観点からの検討も望まれるのではないと思われる。自由記述として、「これからの児童相談所において、職員がやりがいを見失わず、よりよく業務を行うために、人材をいかに養成していくのか、貴児童相談所のお考えを自由に記入してください」と求めたところ、265のテーマの意味のまとまりを抽出でき、さらに28のタイトルとしてまとめることができた。

最後に、「児童相談所の人材育成の実態に関する調査(主管課用)」についてみていく。ここでは職員採用のあり方について尋ねているが、福祉職採用を行っている自治体は約85%、さらに児童福祉司採用を行っている自治体も約2割あった。また、社会人採用を行っているのは福祉職、心理職とも4分の1を超えていた。

ただし、新規採用職員を児童福祉司として配属している自治体が9割を超えており、上記1-B調査では、4分の3を超える児童福祉司が、研修期間を持たないまま業務に就いているとされていたことを考え合わせると、体制整備を含む改善策が求められていることが示唆されよう。

法定研修のうち、児童福祉司任用後研修を実施していたのは約95%だったが、実施していない自治体もあった。なお、実施主体は、本庁と中央児童相談所とがほぼ同数であった。また、児童福祉司スーパーバイザー研修は、子どもの虹情報研修センター及びSBIが実施した研修受講が大半を占めていた。

児童福祉司任用後研修の終了率は4割に満たなかった。最も多い理由は業務多忙が5割を超えていたが、複数年計画での受講とした自治体も4割を超えていた。児童福祉司スーパーバイザー研修の終了率は4割を超えていたが、不参加理由では、「複数年計画」が最も多いものの2割台であり、「業務多忙」は1割台であった。一方、「予算都合」も2割台あり、研修場所が横浜と大阪の2か所であったことが影響していると思われる。

主管課として参加を促す工夫としてあげられたのは、「義務研修であることを示して研修を優先するようはたらきかけた」という点が、「任用前」「任用後」「児童福祉司スーパーバイザー」いずれも6割から7割を占めて最も高かった。

次に要保護児童対策地域協議会調整担当者研修についてみていくと、実施した自治体は96%を超えてほとんどの自治体で実施していた。実施主体は本庁が6割を超えていた。受講した市区町村は、総

計 1497 自治体に対して 1328 自治体であり約 9 割となる。

児童相談所の人材育成の工夫点、課題についての自由記述もさまざまな意見が寄せられていた。

2. 調査の目的

全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査し、課題などを明らかにする。

3. 方法

(1) 調査実施機関

本調査は、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の国庫補助協議の助成を受け、筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授森田展彰が取りまとめを行った。

(2) 調査対象

全国 211 の児童相談所および全国 69 の児童相談所設置自治体の主管課および児童相談所内の人材育成部門

(3) 調査期間

平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 25 日

(4) 調査内容

児童相談所に配置される児童福祉司等の人材確保や育成に関する取り組み状況等の調査

(5) 調査項目

「アンケート調査票」のとおり

(6) 調査方法

全国の都道府県及び政令指定都市の児童相談所の主管課 69 か所および全国の児童相談所の人材育成の部門 211 か所に調査票を配布し、児童相談所の人材確保や人材育成の現状、専門職の配置の現状や課題等について回答を依頼する。

4. 結果

4-I. 児童相談所の組織調査

- ・調査票 1-A の回答率は 95.3% (201/211 児童相談所) であった。以下の分析では、この 201 児童相談所のデータを用いているが、各質問について無回答が含まれており、これを除いた分析の結果を示している。そのため質問項目ごとに用いたデータの個数が異なっており、それと関連して総計等も異なっている場合があることに注意されたい。

4-1-1. 児童相談所の現状

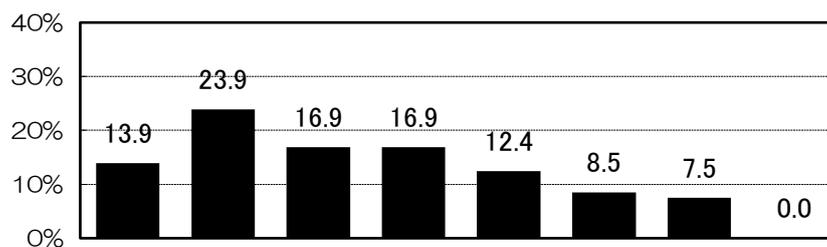
(1) 管轄人口

- ・1 児童相談所が所管している区域の人口数は全国平均で 606,849 人であった。
- ・所管人口数が 100 万人を超える児童相談所が 15.9% (32 児童相談所) ある一方、20 万人未満の児童相談所も 13.9% (28 児童相談所) あるなど、その規模には開きが見られた。
- ・20 万人ごとの区分では、20 万人以上 40 万人未満の児童相談所が 23.9% (48 児童相談所) と最も多かった。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが最も多く 778,351 人であり、四国ブロックが最も少なく 357,938 人であった。
- ・平成 25 年度調査との比較では、全国平均で 649,524 人から 42,675 人減少していたが、これは、おもに児童相談所設置数の増加などによるものと思われる。

(2) 18 歳未満の所管人口

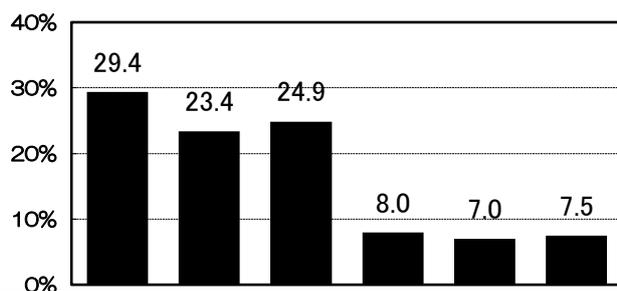
- ・児童相談所が所管している区域の 18 歳未満人口数は全国平均で 94,356 人であった。
- ・18 歳未満人口 (以下、児童人口) が 15 万人を超える児童相談所が 15% (30 児童相談所) ある一方、5 万人未満の児童相談所も 29.4% (59 児童相談所) あった。
- ・5 万人ごとの区分では、5 万人未満の児童相談所が最も多かった。
- ・ブロックごとに見ると、近畿ブロックが最も多く 123,606 人であり、中国ブロックが最も少なく 61,631 人であった。
- ・平成 25 年度調査との比較では、18 歳未満人口数が最も多い近畿ブロックが 140,686 人 (25 児童相談所) であり、17,080 人減少していた。
- ・無回答は 15 児童相談所であった。

表1 ブロック別管轄人口別児童相談所割合



ブロック別	サンプル数	20万人未満	20万人～40万人未満	40万人～60万人未満	60万人～80万人未満	80万人～100万人未満	100万人～120万人未満	120万人以上	無回答	平均値 (人)
全 体	201	28	48	34	34	25	17	15		606,849
	100.0	13.9	23.9	16.9	16.9	12.4	8.5	7.5	-	
北海道ブロック	6	0	3	1	1	0	0	1		662,075
	100.0	0.0	50.0	16.7	16.7	0.0	0.0	16.7	-	
東北ブロック	20	4	9	3	2	1	1	0		388,384
	100.0	20.0	45.0	15.0	10.0	5.0	5.0	0.0	-	
関東甲信越ブロック	59	3	10	10	10	9	9	8		778,351
	100.0	5.1	16.9	16.9	16.9	15.3	15.3	13.6	-	
中部ブロック	30	5	5	9	8	2	1	0		506,355
	100.0	16.7	16.7	30.0	26.7	6.7	3.3	0.0	-	
近畿ブロック	32	4	4	5	4	7	5	3		735,573
	100.0	12.5	12.5	15.6	12.5	21.9	15.6	9.4	-	
中国ブロック	21	5	10	0	4	0	1	1		397,395
	100.0	23.8	47.6	0.0	19.0	0.0	4.8	4.8	-	
四国ブロック	8	4	0	3	0	1	0	0		357,938
	100.0	50.0	0.0	37.5	0.0	12.5	0.0	0.0	-	
九州ブロック	25	3	7	3	5	5	0	2		575,038
	100.0	12.0	28.0	12.0	20.0	20.0	0.0	8.0	-	

表 2 ブロック別管轄児童人口別児童相談所割合



ブロック別	サンプル数	5万人未満	10万人未満	15万人未満	20万人未満	20万人以上	無回答	平均値(人)
全 体	201	59	47	50	16	14	15	94,356
	100.0	29.4	23.4	24.9	8.0	7.0	7.5	
北海道ブロック	6	2	3	0	0	1		92,280
	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	16.7	-	
東北ブロック	17	11	4	1	1	0		63,403
	100.0	64.7	23.5	5.9	5.9	0.0	-	
関東甲信越ブロック	57	10	14	18	9	6		113,625
	100.0	17.5	24.6	31.6	15.8	10.5	-	
中部ブロック	29	5	13	11	0	0		76,117
	100.0	17.2	44.8	37.9	0.0	0.0	-	
近畿ブロック	26	6	6	6	4	4		123,606
	100.0	23.1	23.1	23.1	15.4	15.4	-	
中国ブロック	19	12	1	4	1	1		61,631
	100.0	63.2	5.3	21.1	5.3	5.3	-	
四国ブロック	7	3	3	1	0	0		76,748
	100.0	42.9	42.9	14.3	0.0	0.0	-	
九州ブロック	25	10	3	9	1	2		92,507
	100.0	40.0	12.0	36.0	4.0	8.0	-	

4- I - 2. 配置職員体制

(1) 所長

① 採用の形態

- ・ 201 か所のうち回答したのは 198 か所であり、そのうち福祉職が 33.8% (67 児童相談所) (67 児童相談所)、その他の専門職が 13.6% (27 児童相談所)、一般行政職が 52.5% (104 児童相談所) と、半数以上が一般行政職採用であった。
- ・ ブロックごとに見ると、福祉職が最も高い地域は中国ブロック (50.0%)、その他の専門職の割合が最も高い地域は中部ブロック (29.2%)、一般行政職が最も高い地域は東北ブロック (85.0%) であった。

図 1 所長採用形態

	度数	%	%グラフ
福祉職	67	33.8	
その他の専門職	27	13.6	
一般行政職	104	52.5	
無回答	3		
合計	201	100	

表 3 所長採用形態

	福祉職	その他の専門職	一般行政職	合計
北海道ブロック	1	0	5	6
	16.7%	0.0%	83.3%	100.0%
東北ブロック	0	3	17	20
	0.0%	15.0%	85.0%	100.0%
関東甲信越ブロック	27	8	23	58
	46.6%	13.8%	39.7%	100.0%
中部ブロック	9	7	8	24
	37.5%	29.2%	33.3%	100.0%
近畿ブロック	10	3	18	31
	32.3%	9.7%	58.1%	100.0%
中国ブロック	13	3	10	26
	50.0%	11.5%	38.5%	100.0%
四国ブロック	2	0	7	9
	22.2%	0.0%	77.8%	100.0%
九州ブロック	5	3	16	24
	20.8%	12.5%	66.7%	100.0%

② 所持している資格（複数回答）

- ・複数回答のため、構成割合は 100%を超えており、複数の資格を所持している所長が一定数存在した。
- ・所持している資格では、社会福祉主事が最も多く 47.3%（95 所長）、社会福祉士が 21.4%（43 所長）、教諭が 10.0%（20 所長）、臨床心理士が 8.5%（17 所長）であった。

図 2 所長の所持する資格割合

	度数	%	%グラフ
医師	3	1.5%	
社会福祉士	43	21.4%	
精神保健福祉士	8	4.0%	
臨床心理士	17	8.5%	
教諭	20	10.0%	
保育士	9	4.5%	
保健師	2	1.0%	
看護師	0	0.0%	
社会福祉主事	95	47.3%	
その他	17	8.5%	
該当なし	35	17.4%	
回答数	198		

表 4 ブロック別所長が所持する資格とその割合

	医師	社会福祉士	精神保健福祉士	臨床心理士	教諭	保育士	保健師	看護師	社会福祉主事	その他
北海道ブロック (N=6)	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 50.0%	0 0.0%
東北ブロック (N=20)	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 50.0%	1 5.0%
関東甲信越ブロック (N=59)	1 1.7%	16 27.1%	3 5.1%	5 8.5%	9 15.3%	3 5.1%	0 0.0%	0 0.0%	30 50.8%	4 6.8%
中部ブロック (N=30)	1 3.3%	9 30.0%	2 6.7%	6 20.0%	2 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 36.7%	2 6.7%
近畿ブロック (N=32)	0 0.0%	6 18.8%	0 0.0%	3 9.4%	5 15.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 46.9%	4 12.5%
中国ブロック (N=21)	0 0.0%	5 23.8%	1 4.8%	1 4.8%	3 14.3%	5 23.8%	2 9.5%	0 0.0%	9 42.9%	3 14.3%
四国ブロック (N=11)	0 0.0%	2 18.2%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 45.5%	1 9.1%
九州ブロック (N=21)	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%	1 4.5%	1 4.5%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	12 54.5%	2 9.1%

③ 児童相談所での通算経験年数

- ・回答があったのは 196 か所の児童相談所であり、そのうち 10 年以上の経験を持つのは 54.2%(109 所長)、5 年以上 10 年未満の経験者 21.9%(44 所長)を加えると、76.1%(153 所長)であった。
- ・1 年未満の経験者が 5.0% (10 所長) であり、1 年以上 3 年未満の経験者 6.0% (12 所長)、3 年以上 5 年未満の経験 10.4% (21 所長) を加えると、21.4% (43 所長) であった。

図3 所長の児童相談所通算経験年数

	度数	%	%グラフ
1年未満(N=10)	10	5.1	
1年以上3年未満(N=12)	12	6.1	
3年以上5年未満(N=21)	21	10.7	
5年以上10年未満(N=44)	44	22.4	
10年以上20年未満(N=81)	81	41.3	
20年以上(N=28)	28	14.3	
無回答	5		
回答数	201		

(2) 児童福祉司

① 児童福祉司全体の状況

- ・本表は、児童福祉司スーパーバイザーとして回答された者を含む全ての児童福祉司についての説明である。
- ・211 児童相談所のうち、児童福祉司の数に関する質問に十分な回答のあった 200 児童相談所に所属している児童福祉司は 3,229 人であった。回答の得られなかった児童相談所が抜けており、総数での比較にはならないが、H25 年の 207 児童相談所の児童福祉司の総数 2,765 人を 464 人超えている。回答のなかった 11 の児童相談所を加えれば、(単純に今回の 1 児童相談所あたりの平均児童福祉司数 16.1 人を用いて計算すると、 $16.1 \times 11 = 177.1$ を加えると 641.1 人になるので)、600 人以上増えていると考えられる。
- ・児童福祉司の総数は、3,229 人(200 児童相談所)である。平成 25 年度調査では 2,765 人(207 児童相談所)であり、464 人増加していた。
- ・1 児童相談所の平均人数は 16.1 人であり、平成 25 年度調査 (13.4 人) と比べ、2.7 人増加した。配置分布では、5 人以上 10 人未満が 27% と最も多かった。
- ・児童福祉司 1 人当たりの所管人口は、38,503 人、児童人口では 5,936 人である。平成 25 年度調査では所管人口は 48,472 人であり、9,969 人減少した。
- ・ブロックごとに見ると、最も減少した関東甲信越ブロックが 1 人当たりの所管人口が 59,472 万人から 20,428 人減少した。一方近畿ブロックでは 36,347 人から 3,434 人増加した。

表 4 児童福祉司の統計量

	平成30年					合計	平成25年度	平成20年度
	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値		平均値	平均値
児童福祉司の数	200	16.1	10.6	2	63	3,229	13.8	11.8

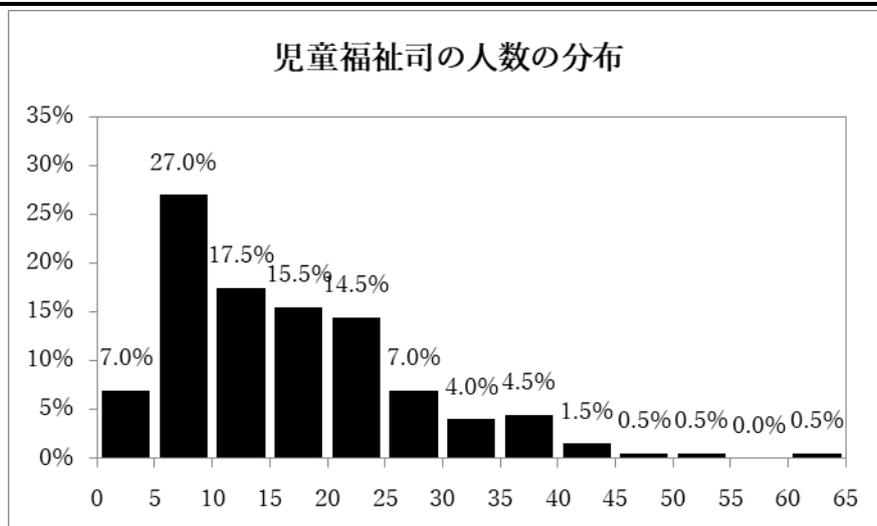


図 4 児童福祉司の配置人数分布割合

表 5 児童福祉司の平均配置人数（ブロック別）

	平成30年度			平成25年度	平成20年度
	度数	平均値	標準偏差	平均値	平均値
北海道ブロック	6	13.8	10.7	11.9	10.2
東北ブロック	20	10.6	5.4	8.6	8.9
関東甲信越ブロック	59	20.4	10.5	15.1	13.5
中部ブロック	30	14.6	11.8	11	9.3
近畿ブロック	32	19.8	11.8	23	18.3
中国ブロック	21	9.8	7.1	8.6	8.2
四国ブロック	11	10.8	7.7	9.2	8.6
九州ブロック	21	16.0	9.1	14.3	12.3

表 6 児童福祉司一人当たりの管轄人口・管轄児童人口（ブロック別）

	平成30年度			平成25年度		平成20年度	
	児童福祉司の数	児童福祉司1人当たりの所轄人口	児童福祉司1人当たりの所轄18歳未満人口	児童福祉司1人当たりの所轄人口	児童福祉司1人当たりの所轄18歳未満人口	児童福祉司1人当たりの所轄人口	児童福祉司1人当たりの所轄18歳未満人口
合計	16.1	38,503	5,936	48,472	7,417	55,489	9,130
北海道ブロック	13.8	44,152	6,132	51,224	7,364	60,660	9,540
東北ブロック	10.6	34,765	4,770	48,680	7,727	48,782	7,850
関東甲信越ブロック	20.4	39,044	5,649	59,472	8,135	59,746	9,440
中部ブロック	14.6	37,487	5,941	45,844	12,065	57,892	9,920
近畿ブロック	19.8	39,781	6,810	36,347	6,117	49,870	8,410
中国ブロック	9.8	41,432	6,642	43,868	7,112	49,246	11,190
四国ブロック	10.8	33,576	5,080	41,468	6,756	51,322	8,390
九州ブロック	16.0	38,084	6,278	42,427	7,258	56,860	10,070

② 児童福祉司の増員数

- ・児童福祉司の増員状況は、定員としては平成 29 年度には平均 1.7 人、平成 30 年度では平均 2.7 人増員していた。実員では平成 29 年度には平均 1.2 人、平成 30 年度では平均 1.9 人増員していた。
- ・2 年間の状況を見ると、児童福祉司の配置数の増加が行われている状況が把握された。
より詳しく見ると、平成 29 年度は定員、実員とも 45%程度、平成 30 年度は 60%程度の児童相談所で増員されていた。多くは 1 人ないし 2 人の増加であるが、10 人以上の増員をしているところも数パーセント把握できた。一方、定員は減っていないが実員が減った児童相談所もあり、配置についてのギャップが大きいと言える。

表 7 児童福祉司の増員数（平成 29・30 年度）

	度数	平均値	標準偏	最小値	最大値	合計
H29児童福祉司増員数定員増員数	182	1.7	4.1	0	33	305
H29児童福祉司増員数実員増員数	183	1.2	3.5	-4	33	223
H30児童福祉司増員数定員増員数	181	2.7	5.6	-1	36	483
H30児童福祉司増員数実員増員数	182	1.9	4.3	-4	36	337

表 8 児童福祉司の増員数別児童相談所割合

変化数	平成29年度 児童福祉司 定員変化 (N=182)		平成29年度 児童福祉司 実質変化 (N=183)		平成30年度 児童福祉司 実質変化 (N=183)		平成30年度 児童福祉司 実質変化 (N=182)	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
減	0	0.0%	4	2.2%	1	0.6%	3	1.6%
変化なし	97	53.3%	93	50.8%	73	40.3%	78	42.9%
1増	42	23.1%	51	27.9%	42	23.2%	47	25.8%
2増	16	8.8%	17	9.3%	20	11.0%	24	13.2%
3増	9	4.9%	7	3.8%	16	8.8%	10	5.5%
4増	2	1.1%	4	2.2%	6	3.3%	2	1.1%
5-9増	6	3.3%	2	1.1%	9	5.0%	11	6.0%
10以上増	10	5.5%	5	2.7%	14	7.7%	8	4.4%

③ 常勤と非常勤の割合

- ・ 児童福祉司に関する常勤と非常勤に関して十分な回答があった 200 児童相談所のデータによれば、割合は常勤が 98.5%、非常勤が 1.5%であった。
- ・ ブロックごとに見ると、北海道、東北ブロックでは 100%常勤であり、最も常勤率が低い四国ブロックでも 97.5%であった
- ・ 平成 25 年度調査では割合は常勤が 97.9%、非常勤が 2.1%であり、常勤率が高まった。

表 9 児童福祉司の常勤・非常勤別統計量

	度数	平均値	標準偏	最小値	最大値
児童福祉司の常勤	200	15.9	10.4	2	63
児童福祉司の非常勤	200	0.2	1	0	9

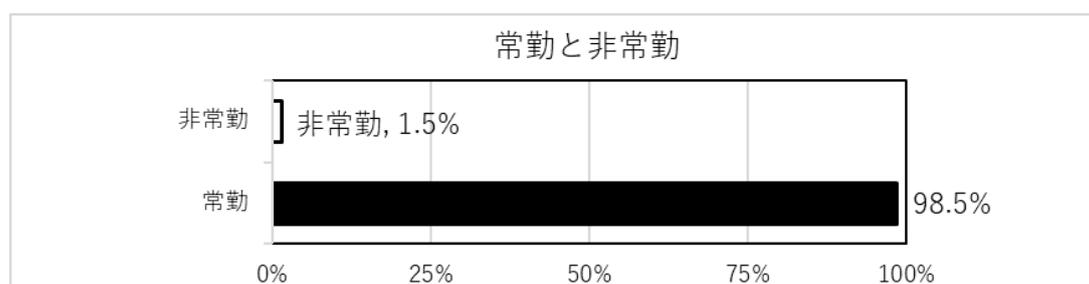


図 5 児童福祉司の常勤・非常勤割合

表 10 ブロック別児童福祉司の常勤・非常勤割合

	常勤	%	非常勤	%	合計
合計	3,180	98.5%	49	1.5%	3,229
北海道ブロック	83	100.0%	0	0.0%	83
東北ブロック	212	100.0%	0	0.0%	212
関東甲信越ブロック	1184	98.3%	21	1.7%	1205
中部ブロック	437	99.8%	1	0.2%	438
近畿ブロック	612	96.8%	20	3.2%	632
中国ブロック	202	98.5%	3	1.5%	205
四国ブロック	116	97.5%	3	2.5%	119
九州ブロック	334	99.7%	1	0.3%	335

④ 採用時の職種

- ・ 児童福祉司の採用時の職種に関して十分な回答が得られ 198 児童相談所のデータによれば、福祉職が 60.6%、その他の専門職が 15.2%、一般行政職が 24.2%と、福祉職、その他の専門職を合わせると、75.8%であった。
- ・ ブロックごとに見ると、福祉職が最も高い地域は関東甲信越ブロック (74.9%)、その他の専門職の割合が最も高い地域は四国ブロック (26.9%)、福祉職、その他の専門職を合わせると最も高い地域は関東甲信越ブロック (89.0%) であった。

表 11 児童福祉司の採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
福祉職	198	9.6	9.7	0	50
その他専門職	198	2.4	4.4	0	34
専門職の合計	198	12.1	9.8	0	50
行政職	198	3.9	6.3	0	61

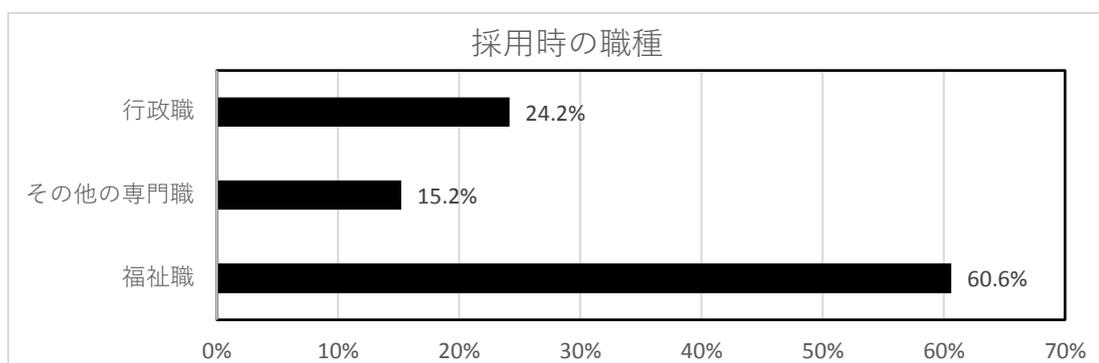


図 6 児童福祉司の採用時の職種別割合

表 12 児童福祉司の採用時の職種別割合 (ブロック別)

	福祉職		その他の専門職		専門職合計 (福祉職+その他)		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N
合計	1,910	60.6%	480	15.2%	2,390	75.8%	761	24.2%	3,151
北海道ブロック	42	60.0%	3	4.3%	45	64.3%	25	35.7%	70
東北ブロック	110	52.1%	27	12.8%	137	64.9%	74	35.1%	211
関東甲信越ブロック	869	74.9%	163	14.1%	1032	89.0%	128	11.0%	1160
中部ブロック	202	46.0%	64	14.6%	266	60.6%	173	39.4%	439
近畿ブロック	414	67.4%	84	13.7%	498	81.1%	116	18.9%	614
中国ブロック	96	46.8%	46	22.4%	142	69.3%	63	30.7%	205
四国ブロック	43	36.1%	32	26.9%	75	63.0%	44	37.0%	119
九州ブロック	134	40.2%	61	18.3%	195	58.6%	138	41.4%	333

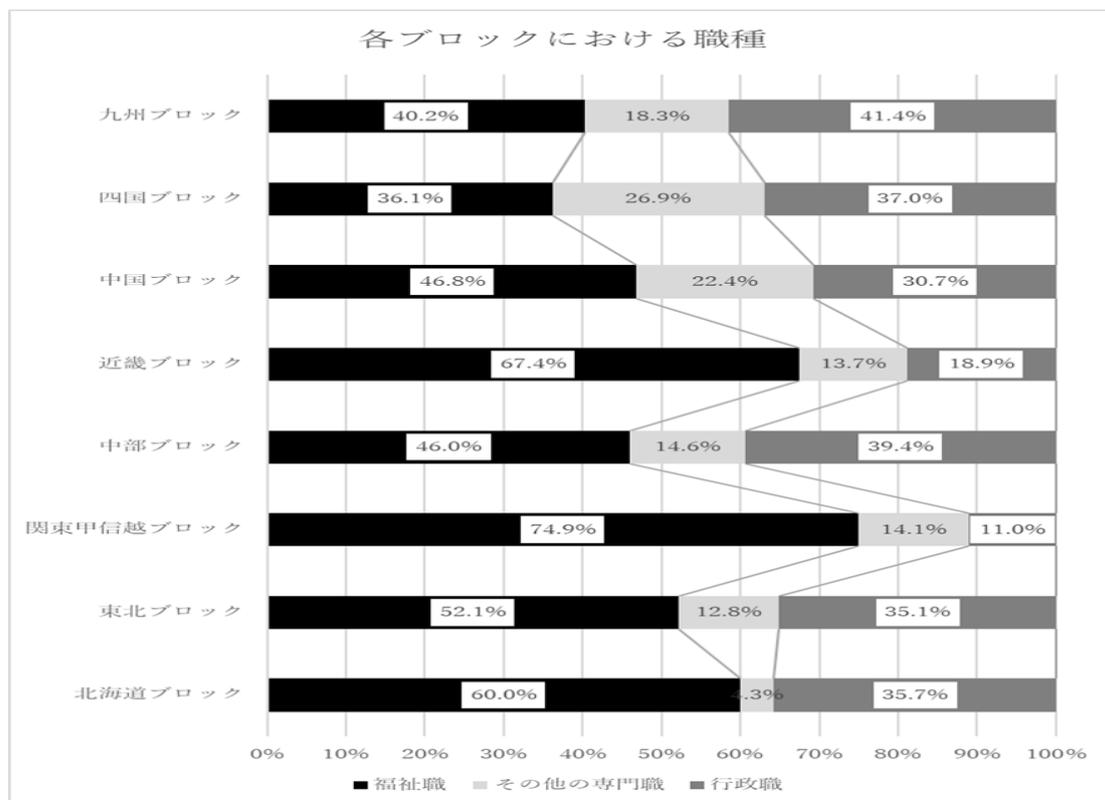


図7 児童福祉司の採用時の職種別割合（ブロック別）

⑤ 経験年数

- ・5年以上勤務している児童福祉司は27.5%と、3割に満たなかった（10年以上が6.2%、5～10年未満が21.3%）。
- ・一方、3年未満が54.4%と全体の過半数を占めていた（1年未満が22.1%、1～3年未満が32.3%）。
- ・平成25年度調査では1年未満が19%であり、今回、1年未満の職員が大幅に増加しているが、理由の一つに、児童福祉司の増員による新たな配属も考えられる。

表13 児童福祉司の経験年数の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
経験1年未満	197	3.3	2.9	0	16
経験1年から3年未満	197	4.8	3.8	0	18
経験3から5年未満	197	2.7	2.7	0	16
経験5年から10年未満	197	3.2	2.4	0	12
経験10年以上	197	0.9	1.6	0	10

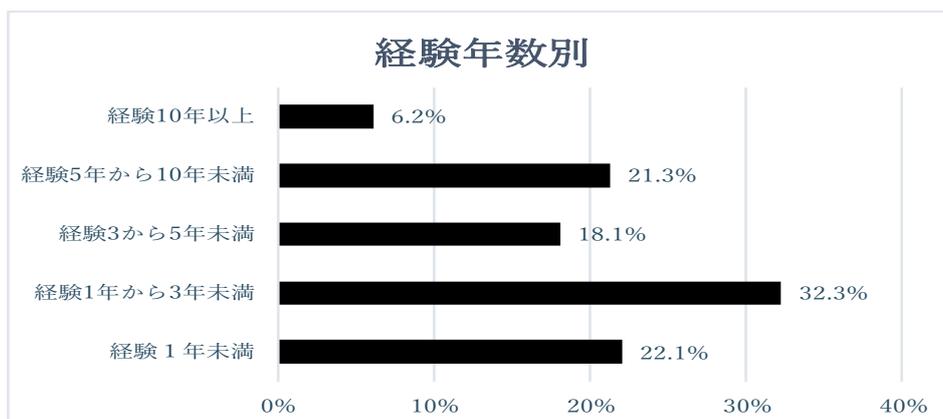


図 8 児童福祉司の経験年数別割合

⑥ 年齢構成

- ・ 30代が最も多く 33.3%、次いで 40代が 29.7%、20代が 23.1%であった。また、60代は 2.6%であった。
- ・ 平成 25 年度調査では 20代が 18.8%であり 4.3 ポイント増加、30代が 29.2%であり 4.1 ポイント増加しており、合わせて 8.4 ポイント増加していた。一方で 50代では 19.8%から 8.6 ポイント減少しており、相対的に年齢構成が若くなっている。

表 14 児童福祉司の年齢層別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
20代	194	3.4	3.5	0	21
30代	194	4.9	4.6	0	28
40代	194	4.4	3.1	0	16
50代	194	1.6	1.4	0	7
60代	194	0.4	0.8	0	5

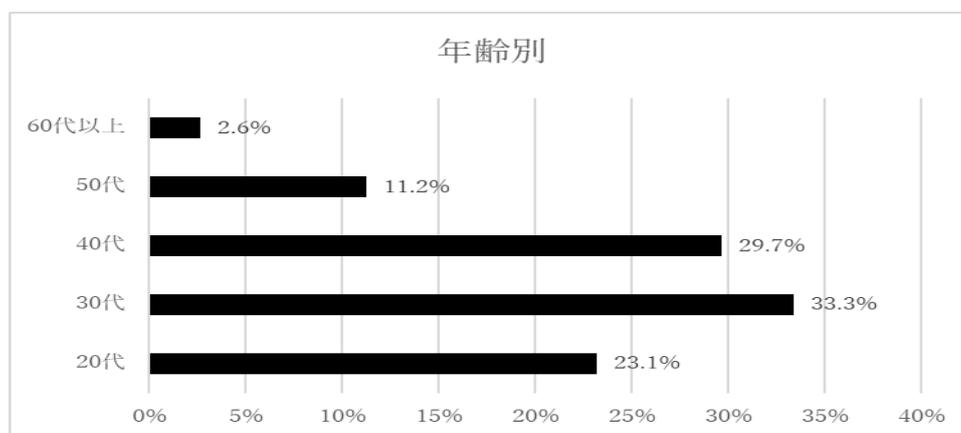


図 9 児童福祉司の年齢層別割合

(3) 児童福祉司スーパーバイザー

① 児童福祉司スーパーバイザーの状況

- ・児童福祉司 S V は、各児童相談所の平均で 3.3 人であるが。配置分布をみると、1, 2 名のところが 48% であった。
- ・ブロックごとに見ると、近畿ブロックが平均 4.5 人で最も高く、これに次ぐのが関東甲信越ブロック 3.9 人、九州ブロック 3.3 人であり、その他は 3 人以下の平均値であった。

表 15 児童福祉司スーパーバイザーの配置統計量（ブロック別）

ブロックナンバー	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
合計	200	3.3	2.4	1	15	657
北海道ブロック	6	2.8	2	2	7	17
東北ブロック	20	2	1.2	1	5	40
関東甲信越ブロック	59	3.9	2.2	1	9	232
中部ブロック	30	2.8	2.2	1	10	83
近畿ブロック	32	4.5	3.4	1	15	143
中国ブロック	21	2.2	1.4	1	6	47
四国ブロック	11	2.4	1.4	1	4	26
九州ブロック	21	3.3	2.1	1	8	69

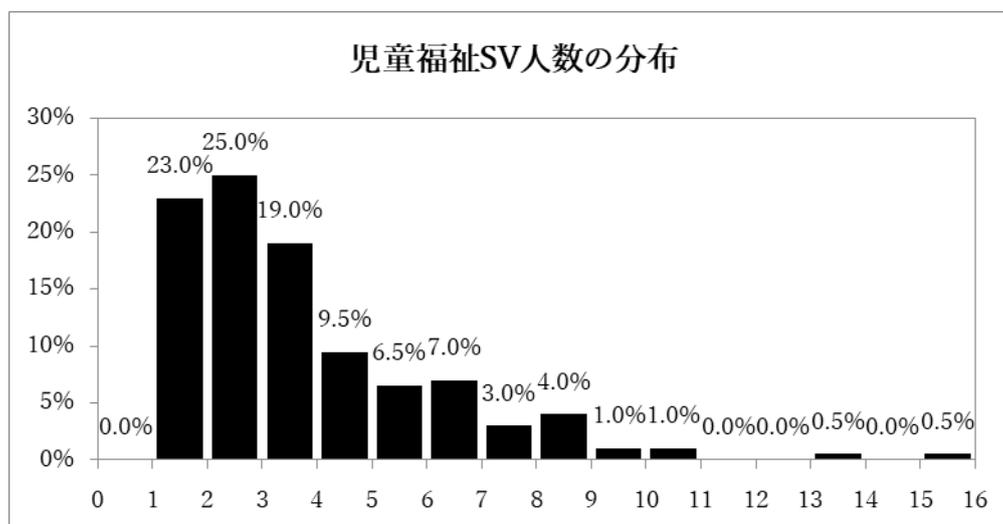


図 10 児童福祉司スーパーバイザーの配置人数別児童相談所割合

② 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤配置は 99.2%、非常勤配置は 0.8%であった。
- ・SV を非常勤職員で配置している児童相談所があった。

表 16 児童福祉司スーパーバイザーの常勤・非常勤別統計量及びブロック別配置割合

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉士SV常勤	200	3.3	2.4	1	15
児童福祉士SV非常勤	200	0.03	0.2	0	1

	常勤		非常勤		合計
	N	%	N	%	
合計	652	99.2%	5	0.8%	657
北海道ブロック	17	100.0%	0	0.0%	17
東北ブロック	40	100.0%	0	0.0%	40
関東甲信越ブロック	229	98.7%	3	1.3%	232
中部ブロック	83	100.0%	0	0.0%	83
近畿ブロック	142	99.3%	1	0.7%	143
中国ブロック	47	100.0%	0	0.0%	47
四国ブロック	26	100.0%	0	0.0%	26
九州ブロック	68	98.6%	1	1.4%	69

③ ケース担当の有無

- ・ケースを担当していないSVは、全体で 65.3%であった。残り 34.7%のSVは、自らケースを担当しつつ、他の児童福祉司の支援や進行管理を行っていることとなる。
- ・ブロックごとに見ると、ケースを担当しているSVが最も多いのが北海道ブロックで、64.7%。逆に最も少ないのは中部ブロックで、22.2%のSVがケース担当をしていた。

表 17 スーパーバイザーのケース担当の有無統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉士ケース担当SV	195	1.1	1.54	0	7
児童福祉士ケース担当なしSV	195	2.2	2.17	0	13

表 18 スーパーバイザーのケース担当の有無割合（ブロック別）

	ケース担当		ケース非担当		合計
	N	%	N	%	
合計	223	34.7%	419	65.3%	642
北海道ブロック	11	64.7%	6	35.3%	17
東北ブロック	12	30.0%	28	70.0%	40
関東甲信越ブロック	89	39.2%	138	60.8%	227
中部ブロック	18	22.2%	63	77.8%	81
近畿ブロック	56	40.9%	81	59.1%	137
中国ブロック	16	34.0%	31	66.0%	47
四国ブロック	11	42.3%	15	57.7%	26
九州ブロック	10	14.9%	57	85.1%	67

④ 採用時の職種

- ・福祉職が 53.0%、その他の専門職が 13.5%、一般行政職が 33.5%であった。
- ・福祉職とその他の専門職を合わせると 66.5%となった。
- ・ブロックごとに見ると、福祉職が最も多いのは関東甲信越ブロック（68.1%）、その他の専門職が最も多いのは中国ブロック（23.4%）、福祉職、その他の専門職を合わせると関東甲信越ブロックが 79.3%と最も高い割合となった。一般行政職が最も多いのは四国ブロック（69.2%）であった。福祉の専門職採用が多い自治体で、福祉職採用の SV が配置されている割合が高くなることが示唆された。

表 19 スーパーバイザーの採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉司SV福祉職	199	1.7	2.39	0	15
児童福祉司SV専門職	199	0.4	0.97	0	6
児童福祉士SV一般行政職	199	1.1	1.50	0	8

表 20 スーパーバイザーの採用時の職種別割合（ブロック別）

	福祉職		福祉職以外の専門職		専門職の合計		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	346	53.0%	88	13.5%	434	66.5%	219	33.5%	653
北海道ブロック	6	35.3%	0	0.0%	6	35.3%	11	64.7%	17
東北ブロック	13	32.5%	6	15.0%	19	47.5%	21	52.5%	40
関東甲信越ブロック	158	68.1%	26	11.2%	184	79.3%	48	20.7%	232
中部ブロック	35	42.2%	14	16.9%	49	59.0%	34	41.0%	83
近畿ブロック	87	62.6%	18	12.9%	105	75.5%	34	24.5%	139
中国ブロック	20	42.6%	11	23.4%	31	66.0%	16	34.0%	47
四国ブロック	6	23.1%	2	7.7%	8	30.8%	18	69.2%	26
九州ブロック	21	30.4%	11	15.9%	32	46.4%	37	53.6%	69

⑤ 児童福祉司としての経験年数

- ・児童福祉司スーパーバイザーは児童福祉司として概ね5年以上の経験が必要とされるが、5年以上の経験は全体で7割を上回る数値となった（10年以上が34.1%、5～10年未満が36.5%）。
- ・一方、3年未満も2割近くであった（1～3年未満が11.4%、1年未満が6.6%）
- ・ブロックごとに見ると、5年以上経験者が最も多かったのは、関東甲信越ブロック（79.4%）、次いで近畿ブロック（74.5%）であった。
- ・福祉職採用の割合が高いブロックでは、児童福祉司の経験年数が長い傾向が示唆された。

表 21 スーパーバイザーの児童福祉司経験年数別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉司通算経験年数1年未満	198	0.22	0.58	0	3
児童福祉司通算経験年数1-3年	198	0.38	0.898	0	8
児童福祉司通算経験年数3-5年	198	0.39	0.777	0	5
児童福祉司通算経験年数5-10年	198	1.23	1.369	0	8
児童福祉司通算経験年数10年以上	198	1.15	1.438	0	7

表 22 スーパーバイザーの児童福祉司経験年数別割合（ブロック別）

	経験1年未満		経験1年から3年未		経験3から5年未満		経験5年から10年		経験10年以上		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	44	6.6%	76	11.4%	77	11.5%	244	36.5%	228	34.1%	669
北海道ブロック	1	4.5%	4	18.2%	4	18.2%	13	59.1%	0	0.0%	22
東北ブロック	1	2.5%	5	12.5%	6	15.0%	14	35.0%	14	35.0%	40
関東甲信越ブロック	12	5.0%	25	10.5%	12	5.0%	80	33.6%	109	45.8%	238
中部ブロック	9	10.1%	14	15.7%	12	13.5%	35	39.3%	19	21.3%	89
近畿ブロック	10	7.3%	12	8.8%	13	9.5%	46	33.6%	56	40.9%	137
中国ブロック	4	8.3%	5	10.4%	6	12.5%	18	37.5%	15	31.3%	48
四国ブロック	2	7.7%	2	7.7%	6	23.1%	13	50.0%	3	11.5%	26
九州ブロック	5	7.2%	9	13.0%	18	26.1%	25	36.2%	12	17.4%	69

⑥ 児童福祉司スーパーバイザー経験年数

- ・経験年数1～3年未満が31.4%であり、1年未満が26.1%、3～5年未満が22.5%である。
- ・1年未満と1～3年未満を合わせると57.5%となり、6割近くがSV経験3年未満である。
- ・ブロックごとに見ると、SV経験5年以上の割合が最も高いのは関東甲信越ブロックで（10年以上が5.4%、5～10年未満が28.6%）全体の3分の1を超えており、次いで近畿ブロック（10年以上が7.2%、5～10年未満が12.9%）で2割を超えていた。

表 23 児童福祉司スーパーバイザー経験年数の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
SV経験1年未満	198	0.85	1.2	0	8	168
SV経験1～3年	198	1.02	1.1	0	5	202
SV経験3～5年	198	0.73	0.9	0	4	145
SV経験5～10年	198	0.53	0.9	0	5	104
SV経験10年以上	198	0.13	0.4	0	3	25
合計	198	3.38	2.4	0	15	644

表 24 児童福祉司スーパーバイザー経験年数別割合（ブロック別）

	SV経験1年未満		SV経験1-3年		SV経験3-5年		SV経験5-10年		SV経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	168	26.1%	202	31.4%	145	22.5%	104	16.1%	25	3.9%
北海道ブロック	8	47.1%	8	47.1%	1	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
東北ブロック	12	30.0%	22	55.0%	2	5.0%	3	7.5%	1	2.5%
関東甲信越ブロック	39	17.4%	54	24.1%	55	24.6%	64	28.6%	12	5.4%
中部ブロック	20	24.1%	35	42.2%	21	25.3%	6	7.2%	1	1.2%
近畿ブロック	49	35.3%	33	23.7%	29	20.9%	18	12.9%	10	7.2%
中国ブロック	15	31.9%	16	34.0%	9	19.1%	7	14.9%	0	0.0%
四国ブロック	5	20.0%	8	32.0%	10	40.0%	2	8.0%	0	0.0%
九州ブロック	20	29.0%	26	37.7%	18	26.1%	4	5.8%	1	1.4%

⑦ 年齢構成

- ・ 40代が最も多く 44.3%、次いで 50代が 44%、30代が 9.2% である。また、60代も 2.5%であった。
- ・ 40代、50代を合わせると 88.3%となり、9割近くを占めた。ただ、各ブロック別の分布を見てみると、ばらつきも見られた。

表 25 児童福祉司スーパーバイザーの年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童福祉司SV年齢20代	196	0	0	0	0
児童福祉司SV年齢30代	196	0.3	0.952	0	7
児童福祉司SV年齢40代	196	1.42	1.626	0	9
児童福祉司SV年齢50代	196	1.41	1.193	0	7
児童福祉司SV年齢60代以上	196	0.08	0.31	0	2

表 26 スーパーバイザーの年齢構成別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代以上		合計 N
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	0	0.0%	58	9.2%	279	44.3%	277	44.0%	16	2.5%	630
北海道ブロック	0	0.0%	0	0.0%	8	47.1%	9	52.9%	0	0.0%	17
東北ブロック	0	0.0%	2	5.0%	11	27.5%	27	67.5%	0	0.0%	40
関東甲信越ブロック	0	0.0%	9	4.4%	88	42.9%	98	47.8%	10	4.9%	205
中部ブロック	0	0.0%	14	16.9%	43	51.8%	26	31.3%	0	0.0%	83
近畿ブロック	0	0.0%	31	21.7%	55	38.5%	54	37.8%	3	2.1%	143
中国ブロック	0	0.0%	2	4.3%	29	61.7%	16	34.0%	0	0.0%	47
四国ブロック	0	0.0%	0	0.0%	9	34.6%	17	65.4%	0	0.0%	26
九州ブロック	0	0.0%	0	0.0%	36	52.2%	30	43.5%	3	4.3%	69

⑧ スーパーバイザー 1 人あたりの児童福祉司数

- ・ 5 人以下が 71.2%、6～7 人が 15.2%、8～9 人が 4.9%、10 人以上が 8.7%である。
- ・ 7 割を超える児童相談所が、児童相談所運営指針が規定する 5 人以下となっているが、その倍以上となる 10 人を超える児童福祉司を担当するスーパーバイザーも 1 割近かった。

表 27 スーパーバイザー一人あたりの担当児童福祉司数統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
SV担当児童福祉司人数5人以下	194	2.32	2.184	0	15	450
SV担当児童福祉司人数6-7人	194	0.49	0.829	0	4	96
SV担当児童福祉司人数8-9人	194	0.16	0.668	0	8	31
SV担当児童福祉司人数10人以上	194	0.28	0.718	0	5	55

表 29 スーパーバイザー一人あたり担当児童福祉司数の割合（ブロック別）

	担当人数5人以下		担当6-7人		担当8-9人		10人以上		全体
	N	%	N	%	N	%	N	%	N
合計	450	71.2%	96	15.2%	31	4.9%	55	8.7%	632
北海道ブロック	14	82.4%	2	11.8%	1	5.9%	0	0.0%	17
東北ブロック	25	62.5%	10	25.0%	1	2.5%	4	10.0%	40
関東甲信越ブロッ	128	63.4%	32	15.8%	11	5.4%	31	15.3%	202
中部ブロック	66	76.7%	8	9.3%	9	10.5%	3	3.5%	86
近畿ブロック	106	76.3%	20	14.4%	3	2.2%	10	7.2%	139
中国ブロック	34	72.3%	9	19.1%	2	4.3%	2	4.3%	47
四国ブロック	21	72.4%	6	20.7%	2	6.9%	0	0.0%	29
九州ブロック	56	77.8%	9	12.5%	2	2.8%	5	6.9%	72

(4) 児童心理司

① 児童心理司全体の状況

- ・本表は、児童心理司スーパーバイザーとして回答された者を含む全ての児童心理司についての説明である。211 児童相談所のうち、児童心理司の数に関する質問に十分な回答のあった 198 児童相談所に所属している児童福祉司は 1,307 人であった。回答の得られなかった児童相談所が抜けており、総数でない。そのため総数での比較にはならないが、H25 年の 207 児童相談所の児童福祉司の総数 1,231 人を 76 人超えていた。回答のなかった 15 の児童相談所を加えれば（今回の平均値 6.7 人を単純にあてはまれば $6.7 \times 15 = 100.5$ 人加えることになるので）、150 人以上は増えていると考えられる。
- ・1 児童相談所の平均人数は 6.7 人であり、平成 25 年度調査の 6.0 人と比べ、0.7 人増加していた。配置分布では、3 人が 12.8% と最も多く、次いで 7 人が 11.7% であった。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが 8.4 人と最も多く次いで近畿ブロックが 7.1 人、最も少ないのが四国ブロック 4.7 人であった。

表 30 児童心理司の配置統計量

	平成30年度					H25年度	H20年度
	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計	平均
児童心理司全体の人数	196	6.7	4.4	0	29	1307	6

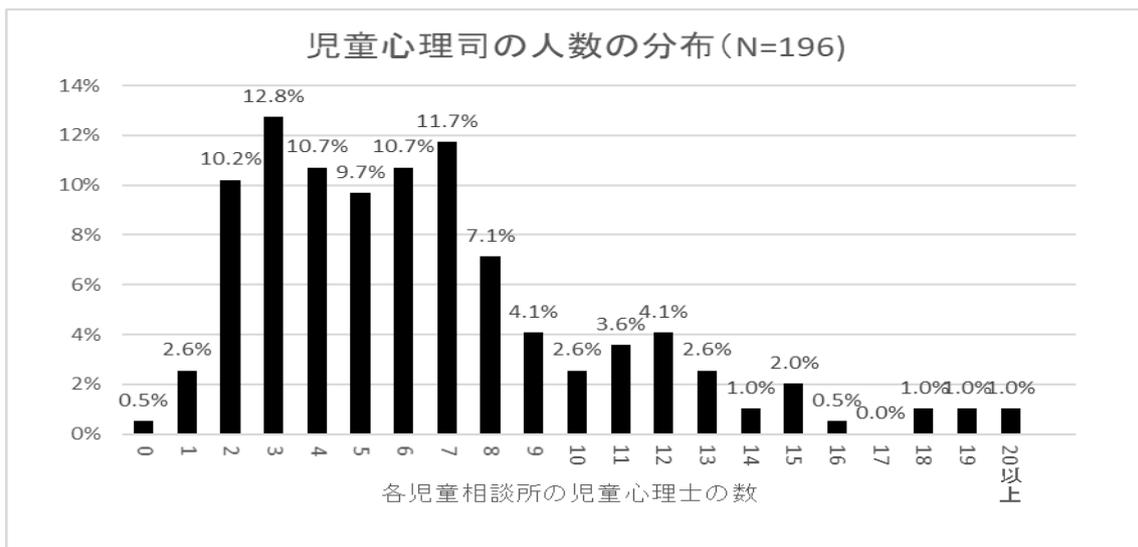


図 11 児童心理司の配置人数別児童相談所割合

表 31 ブロック別児童心理司の配置数

ブロック	平成30年度			平成25年	平成20年
	度数	平均値	標準偏差	平均値	平均値
北海道ブロック	6	6.5	6	6.3	5.9
東北ブロック	20	5.1	3.6	5.4	5
関東甲信越ブロック	59	8.4	5.2	6.4	6
中部ブロック	27	5.8	3.5	4.7	4.2
近畿ブロック	32	7.1	3.7	8.7	7.7
中国ブロック	21	5.2	3.7	4.3	4.1
四国ブロック	10	4.7	3	4.3	3.8
九州ブロック	21	6.2	4.4	6.3	5.3

② 児童心理司の増員数

- ・児童心理司は、定員としては、平成 29 年度には平均 0.7 人、平成 30 年度には平均 1.1 人増員していた。実員では平成 29 年度には平均 0.4 人、平成 30 年度には平均 0.8 人の増員となった。
- ・より詳しく増減をみると、平成 29 年度は定員、実員とも 25%程度、平成 30 年度は 35%程度の児童相談所で増員されていた。多くは 1 名ないし 2 名の増加であるが、10 人以上の増員をしているところも数パーセント把握できた。一方、定員は減っていないが実員が減った児童相談所もあり、配置についてのギャップがあると言える。

表 32 児童心理司の増員数（平成 29・30 年度）

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
H29 児童心理司定員増員数	184	0.7	1.7	-1	12	123
H29 児童心理司定員実員動増員数	187	0.4	1.3	-1	12	82
H30 児童心理司定員増員数	184	1.1	2.5	-1	17	195
H30 児童心理司定員実員動増員数	187	0.8	1.8	-1	13	152

表 33 児童心理司の増員数別児童相談所割合

変化数	平成29年度 児童心理司 定員変化		平成29年度 児童心理司 実質変化		平成30年度 児童心理司 実質変化		平成30年度 児童心理司 実質変化	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
減	1	0.5%	5	2.7%	2	1.1%	3	1.6%
変化なし	131	71.2%	134	73.2%	114	62.0%	116	62.0%
1増	27	14.7%	32	17.5%	36	19.6%	39	20.9%
2増	13	7.1%	11	6.0%	9	4.9%	12	6.4%
3増	5	2.7%	2	1.1%	7	3.8%	7	3.7%
4増	0	0.0%	0	0.0%	5	2.7%	2	1.1%
5-9増	5	2.7%	2	1.1%	7	3.8%	7	3.7%
10以上増	2	1.1%	1	0.5%	4	2.2%	1	0.5%

③ 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤職員が 91.7% であり、常勤率が 9 割以下であるのは、近畿、東北ブロックであるが、その場合でも 85% 以上であった。
- ・平成 25 年度調査では常勤職員が 84.3% であり、平成 25 年度の調査と比較して、今回は 7.4 ポイント増加した。

表 34 児童心理司の常勤・非常勤の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司常勤	187	6.3	3.9	1	25
児童心理司非常勤	187	0.6	1.4	0	11

図 12 児童心理司の常勤・非常勤別割合

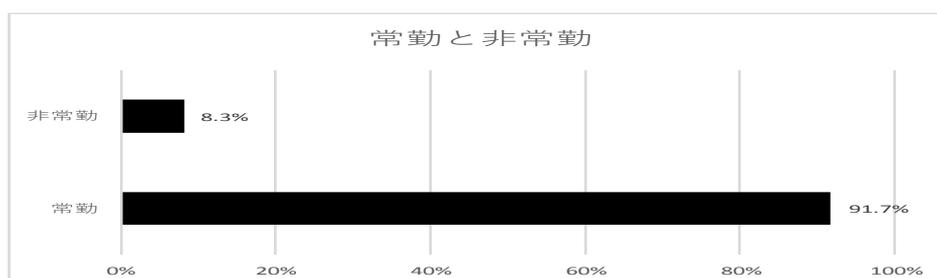


表 35 児童心理司の常勤・非常勤別割合（ブロック別）

	常勤		非常勤		合計
	N	%	N	%	
合計	1177	91.7%	106	8.3%	1283
北海道ブロック	38	95.0%	2	5.0%	40
東北ブロック	85	86.7%	13	13.3%	98
関東甲信越ブロック	460	91.8%	41	8.2%	501
中部ブロック	124	96.1%	5	3.9%	129
近畿ブロック	202	88.6%	26	11.4%	228
中国ブロック	108	98.2%	2	1.8%	110
四国ブロック	42	91.3%	4	8.7%	46
九州ブロック	118	90.1%	13	9.9%	131

④ 採用時の職種

- ・心理職が 85.6%と大部分を占めていた。その他の専門職と合わせて、95.9%が専門職で占めていた。一般行政職は平均 4.1 %であった。
- ・ブロックごとに見ると、他のブロックに比べ北海道ブロック、中部ブロックが心理職、その他の専門職採用がやや低めであった。

表 36 児童心理司の採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
心理職	196	5.7	4.6	0	29
その他の専門職	196	0.7	1.9	0	15
専門職合計	196	6.4	4.4	0	29
行政職	196	0.3	1.5	0	16

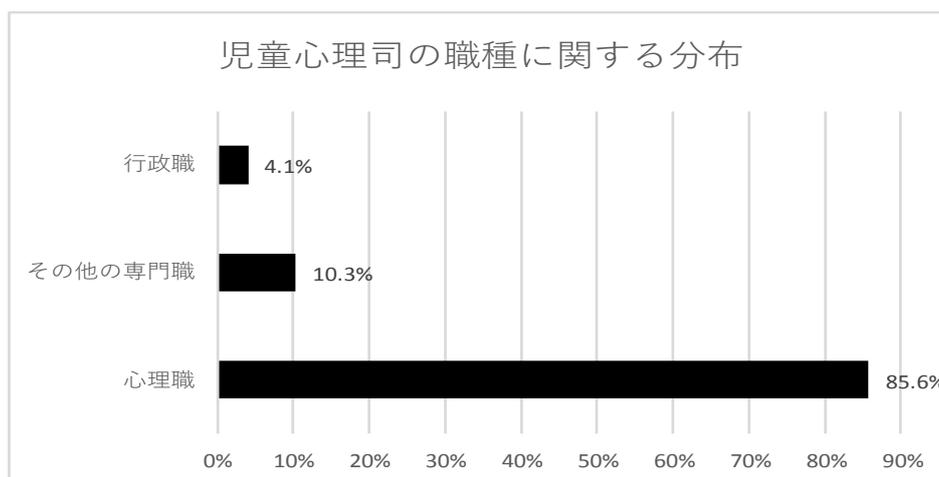


図 13 児童心理司の採用時の職種別割合

表 37 児童心理司の採用時の職種別割合（ブロック別）

	心理職		その他の専門職		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	
合計	1119	85.6%	135	10.3%	53	4.1%	1307
北海道ブロック	6	15.4%	26	66.7%	7	17.9%	39
東北ブロック	99	97.1%	3	2.9%	0	0.0%	102
関東甲信越ブロック	408	82.4%	79	16.0%	8	1.6%	495
中部ブロック	120	76.4%	6	3.8%	31	19.7%	157
近畿ブロック	217	96.0%	8	3.5%	1	0.4%	226
中国ブロック	104	94.5%	3	2.7%	3	2.7%	110
四国ブロック	46	97.9%	0	0.0%	1	2.1%	47
九州ブロック	119	90.8%	10	7.6%	2	1.5%	131

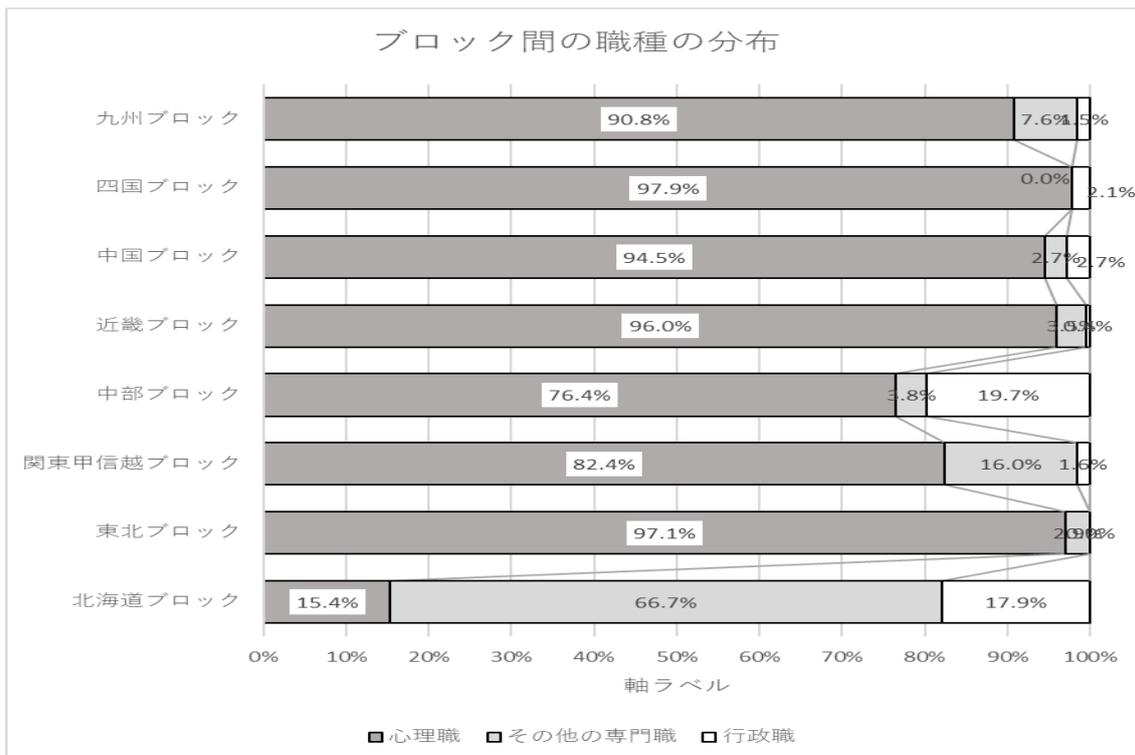


図 14 児童心理司の採用時の職種別割合（ブロック別）

⑤ 経験年数

- ・ 10 年以上が 25.4%と最も多く、5 年～10 年未満が 21.9%と 5 年以上が 47.3%であった。
- ・ 1 年未満が 17.1%、1 年から 3 年未満が 20.4%であり、合わせると 37.5%であった。
- ・ ブロックごとに見ると、近畿ブロックでは 10 年以上が 35.2%と高かったが、他の多くのブロックでも 10 年以上が 20%を超えていた。
- ・ 平成 25 年度調査と比較すると、1 年未満と 10 年以上が増加しており、一方で他の年代は減少していた。

表 38 児童心理司の経験年数統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司経験1年未満	181	1.2	1.6	0	11
児童心理司経験1年から3年未満	181	1.4	1.4	0	7
児童心理司経験3年から5年未満	181	1.1	1.1	0	6
児童心理司経験5年から10年未満	181	1.5	1.4	0	7
児童心理司経験10以上	181	1.8	1.7	0	8

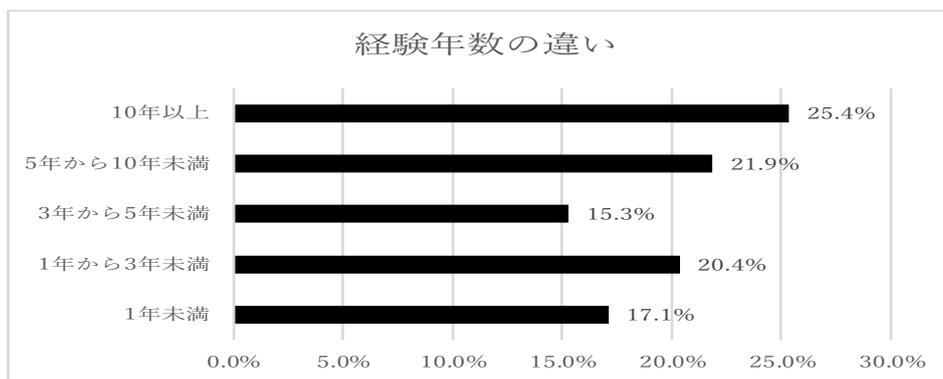


図 15 児童心理司の経験年数別割合

表 39 児童心理司の経験年数別割合（ブロック別）

	1年未満		1年から3年未満		3年から5年未満		5年から10年未満		10年以上		合計 度数
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	
合計	216	17.1%	257	20.4%	193	15.3%	276	21.9%	320	25.4%	1262
北海道ブロック	7	17.5%	12	30.0%	8	20.0%	6	15.0%	7	17.5%	40
東北ブロック	14	14.3%	16	16.3%	12	12.2%	27	27.6%	29	29.6%	98
関東甲信越ブロック	108	21.6%	103	20.6%	74	14.8%	102	20.4%	114	22.8%	501
中部ブロック	21	16.4%	31	24.2%	19	14.8%	26	20.3%	31	24.2%	128
近畿ブロック	23	10.5%	39	17.8%	41	18.7%	39	17.8%	77	35.2%	219
中国ブロック	21	20.0%	22	21.0%	14	13.3%	29	27.6%	19	18.1%	105
四国ブロック	7	17.1%	9	22.0%	6	14.6%	13	31.7%	6	14.6%	41
九州ブロック	15	11.5%	25	19.2%	19	14.6%	34	26.2%	37	28.5%	130

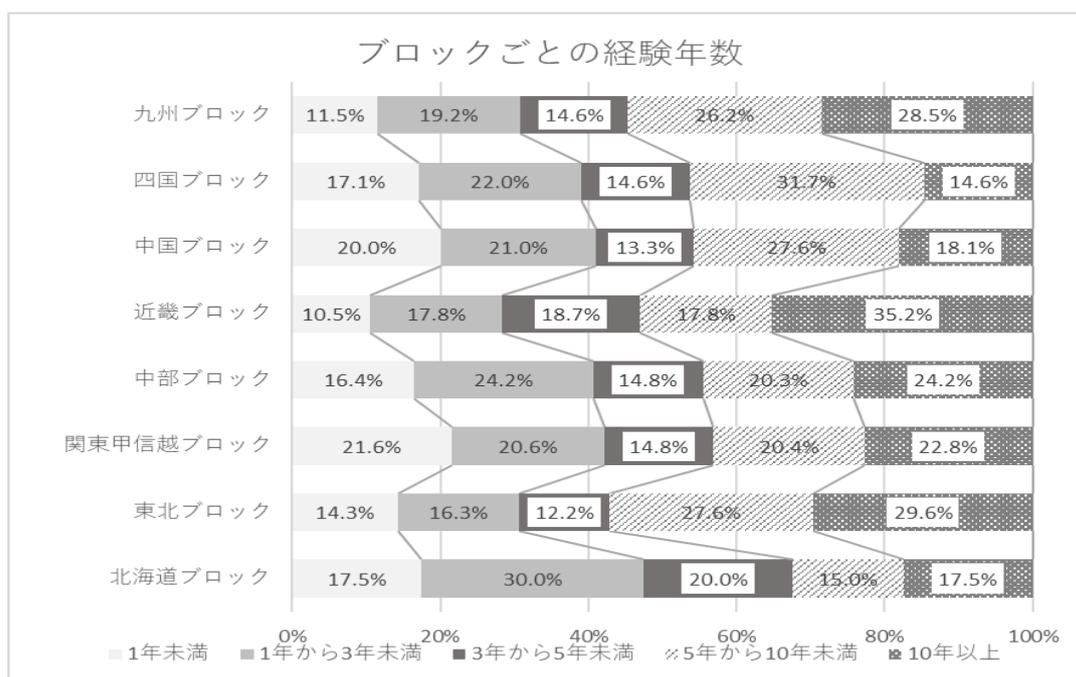


図 16 児童心理司の経験年数別割合（ブロック別）

⑥ 年齢構成

- ・30代が36.2%と最も多く、次いで20代が28.6%、40代が24.8%であった。
- ・ブロックごとでは、北海道で20代が47.5%と20代が約半数を占めていた。
- ・平成25年度調査では、30代が41.6%であり5.4ポイント減少、50代が8.9%であり0.3ポイント減少しているが、一方で20代が28.1%であり0.5ポイント増加、40代が20.5%であり4.3ポイント増加、60代が0.9%であり0.9ポイント増加しており、平成25年度と比較して大きな変化は見られなかった。

表 40 児童心理司の年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
20代	177	2	2.2	0	17	352
30代	177	2.5	2.3	0	11	445
40代	177	1.7	1.4	0	7	305
50代	177	0.6	0.8	0	4	105
60代	177	0.1	0.3	0	2	22

表 41 児童心理司の年齢構成別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	352	28.6%	445	36.2%	305	24.8%	105	8.5%	22	1.8%	1229
北海道ブロック	19	47.5%	9	22.5%	8	20.0%	3	7.5%	1	2.5%	40
東北ブロック	28	28.6%	32	32.7%	32	32.7%	5	5.1%	1	1.0%	98
関東甲信越ブロック	155	33.0%	155	33.0%	104	22.1%	48	10.2%	8	1.7%	470
中部ブロック	41	32.0%	44	34.4%	33	25.8%	8	6.3%	2	1.6%	128
近畿ブロック	34	15.5%	96	43.8%	68	31.1%	17	7.8%	4	1.8%	219
中国ブロック	37	35.2%	38	36.2%	21	20.0%	8	7.6%	1	1.0%	105
四国ブロック	9	22.0%	20	48.8%	9	22.0%	1	2.4%	2	4.9%	41
九州ブロック	29	22.7%	51	39.8%	30	23.4%	15	11.7%	3	2.3%	128

(5) 児童心理司スーパーバイザー

① 児童心理司スーパーバイザーの状況

- ・児童心理司 S V は、各児童相談所の平均が 0.89 人であった。配置分布をみると、1 名の児童相談所が 49%、0 名の児童相談所が 34.2% であり、半数近くの児童相談所が 1 人体制であった。一方で、S V として配置していない児童相談所が 3 割以上あった。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが平均 1.3 人で最も高く、これに次ぐ近畿ブロックが 1.0 人、北海道ブロックが 1.0 人であり、その他は 1 人未満であった。

表 42 児童心理司スーパーバイザーの統計量

	度数	平均値	標準偏差	合計
合計	196	0.89	0.936	175
北海道ブロック	6	1	0.632	6
東北ブロック	20	0.7	0.571	14
関東甲信越ブロック	59	1.27	1.096	75
中部ブロック	27	0.41	0.636	11
近畿ブロック	32	1.03	1.177	33
中国ブロック	21	0.67	0.483	14
四国ブロック	10	0.5	0.527	5
九州ブロック	21	0.81	0.814	17

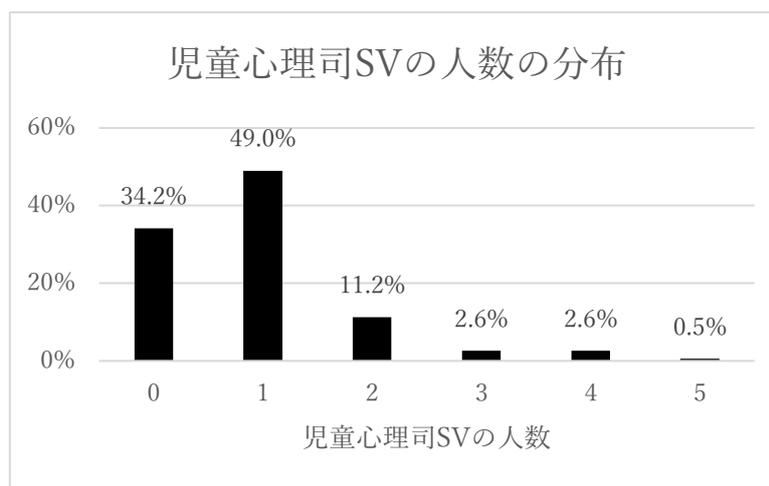


図 17 児童心理司スーパーバイザーの配置人数の分布

② 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤配置は 99.4%、非常勤配置は 0.6%であった。
- ・ブロックごとに見ると、ほとんどの児童相談所が常勤職員であった。

表 43 児童心理司スーパーバイザーの常勤・非常勤別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司SV__常勤	187	0.9	0.9	0	5
児童心理司SV__非常勤	187	0	0.1	0	1

表 44 児童心理司スーパーバイザーの常勤・非常勤割合（ブロック別）

	常勤		非常勤	
	N	%	N	%
合計	174	99.4%	1	0.6%
北海道ブロック	6	100.0%	0	0.0%
東北ブロック	14	100.0%	0	0.0%
関東甲信越ブロック	75	100.0%	0	0.0%
中部ブロック	11	100.0%	0	0.0%
近畿ブロック	33	100.0%	0	0.0%
中国ブロック	14	100.0%	0	0.0%
四国ブロック	4	80.0%	1	20.0%
九州ブロック	17	100.0%	0	0.0%

③ ケース担当の有無

- ・ケースを担当しているSVが 63.2%、担当していないSVが 36.8%であった。6割以上のSVがケースを担当しながら担当児童心理司の支援や進行管理を行っていた。
- ・ブロックごとに見ると、SVがケースを担当していない割合がもっと高い四国ブロックでも、40.0%がケースを担当していた。

表 45 児童心理司スーパーバイザーのケース担当の有無統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
児童心理司SVケース担当	181	0	3	110	0.61	0.764
児童心理司SVケース担当なしSV	181	0	4	64	0.35	0.612

表 46 児童心理司スーパーバイザーのケース担当の有無割合（ブロック別）

	ケース担当		ケース非担当	
	N	%	N	%
合計	110	63.2%	64	36.8%
北海道ブロック	5	83.3%	1	16.7%
東北ブロック	10	71.4%	4	28.6%
関東甲信越ブロック	52	70.3%	22	29.7%
中部ブロック	7	63.6%	4	36.4%
近畿ブロック	19	57.6%	14	42.4%
中国ブロック	6	42.9%	8	57.1%
四国ブロック	2	40.0%	3	60.0%
九州ブロック	9	52.9%	8	47.1%

④ 採用時の職種

- ・心理職が 72.0%を占めていた。その他の専門職と合わせて 93.7%が専門職で占めていた。一般行政職は平均 6.3 %であった。
- ・ブロックごとに見ると、東北、関東甲信越、近畿ブロックでは一般行政職採用がなかった。北海道ブロックでは一般行政職が半数以上を占めており、地域ブロックによって差がみられた。

表 47 児童心理司スーパーバイザーの採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司SV__心理職	196	0.6	0.8	0	5
児童心理司SV__心理以外専門職	196	0.2	0.6	0	4
児童心理司SV__一般行政職	196	0.1	0.3	0	2

表 48 児童心理司スーパーバイザーの採用時職種別割合（ブロック別）

	心理職		心理職以外の専門職		行政職		合計
	N	%	N	%	N	%	
合計	126	72.0%	38	21.7%	11	6.3%	175
北海道ブロック	0	0.0%	2	33.3%	4	66.7%	6
東北ブロック	11	78.6%	3	21.4%	0	0.0%	14
関東甲信越ブロック	47	62.7%	28	37.3%	0	0.0%	75
中部ブロック	9	81.8%	0	0.0%	2	18.2%	11
近畿ブロック	32	97.0%	1	3.0%	0	0.0%	33
中国ブロック	10	71.4%	2	14.3%	2	14.3%	14
四国ブロック	4	80.0%	0	0.0%	1	20.0%	5
九州ブロック	13	76.5%	2	11.8%	2	11.8%	17

⑤ 児童心理司としての通算経験年数

- ・児童相談所運営指針では10年程度の経験を求めているが、児童心理司の経験年数が10年以上が75.0%である。5～10年未満が15.0%であり、合わせると90.0%であった。
- ・1年未満が5.0%、1～3年未満が1.1%、3～5年未満が3.9%であり、合わせると10.0%となり、1割が経験5年未満であった。ブロックごとに見ると、北海道、中国、九州ブロックで、経験5年未満が1割を超えていた。

表 49 児童心理司スーパーバイザーの児童心理司経験年数統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
通算経験年数1年未満	181	0	1	9	0.05	0.218
通算経験年数1-3年	181	0	1	2	0.01	0.105
通算経験年数3-5年	181	0	1	7	0.04	0.193
通算経験年数5-10年	181	0	3	27	0.15	0.441
通算経験年数10年以上	181	0	4	135	0.75	0.87

表 50 児童心理司スーパーバイザーの児童心理司経験年数別割合（ブロック別）

	経験1年未満		経験1年から3年未満		経験3から5年未満		経験5年から10年未満		経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	9	5.0%	2	1.1%	7	3.9%	27	15.0%	135	75.0%
北海道ブロック	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	2	33.3%	3	50.0%
東北ブロック	0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%	1	7.1%	12	85.7%
関東甲信越ブロック	3	3.8%	0	0.0%	4	5.1%	10	12.8%	61	78.2%
中部ブロック	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	9	81.8%
近畿ブロック	1	3.0%	1	3.0%	0	0.0%	6	18.2%	25	75.8%
中国ブロック	2	14.3%	0	0.0%	1	7.1%	2	14.3%	9	64.3%
四国ブロック	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	40.0%	3	60.0%
九州ブロック	2	10.5%	1	5.3%	0	0.0%	3	15.8%	13	68.4%

⑥ 児童心理司スーパーバイザーとしての経験年数

- ・SV経験5年以上は全体の3分の1となっている（10年以上11.45%、5～10年未満22.9%）。一方、1年未満（17.7%）と1～3年未満（27.4%）を合わせると45.1%となり、半数近くがSV経験3年未満であった。
- ・ブロックごとに見ると、四国ブロックの1年未満が40.0%であり、他と比べると割合が高かった。

表 51 児童心理司スーパーバイザーのスーパーバイザー経験年数統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
児童心理司SV経験1年未満	183	0	2	31	0.17	0.404
児童心理司SV経験1-3年	183	0	3	48	0.26	0.531
児童心理司SV経験3-5年	183	0	2	35	0.19	0.434
児童心理司SV経験5-10年	183	0	2	40	0.22	0.427
児童心理司SV経験10年以上	183	0	2	20	0.11	0.346

表 52 児童心理司スーパーバイザーのスーパーバイザー経験年数別割合（ブロック別）

	SV経験1年未満		SV経験1-3年		SV経験3-5年		SV経験5-10年		SV経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	31	17.7%	48	27.4%	35	20.0%	40	22.9%	20	11.4%
北海道ブロック	1	16.7%	2	33.3%	2	33.3%	1	16.7%	0	0.0%
東北ブロック	2	14.3%	4	28.6%	3	21.4%	2	14.3%	3	21.4%
関東甲信越ブロック	7	9.3%	24	32.0%	15	20.0%	16	21.3%	12	16.0%
中部ブロック	3	27.3%	1	9.1%	2	18.2%	3	27.3%	2	18.2%
近畿ブロック	9	27.3%	7	21.2%	6	18.2%	9	27.3%	2	6.1%
中国ブロック	4	28.6%	6	42.9%	2	14.3%	2	14.3%	0	0.0%
四国ブロック	2	40.0%	1	20.0%	0	0.0%	1	20.0%	1	20.0%
九州ブロック	3	17.6%	3	17.6%	5	29.4%	6	35.3%	0	0.0%

⑦ 年齢構成

- ・40代が51.9%と半数を超えており、50代の38.1%と合わせると90%になる。さらに60代の1.9%を加えると91.9%となり、9割以上が40代以上であった。
- ・児童心理司スーパーバイザーは、経験豊富で年齢も高い傾向がうかがわれる。
- ・ブロックごとに見ると、北海道、東北、四国、九州ブロックでその傾向が顕著であった。

表 53 児童心理司スーパーバイザーの年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
児童心理司SV年齢20代	177	0	0	0	0
児童心理司SV年齢30代	177	0.1	0.3	0	2
児童心理司SV年齢40代	177	0.5	0.7	0	4
児童心理司SV年齢50代	177	0.3	0.5	0	2
児童心理司SV年齢60以上	177	0	0.1	0	1

表 54 児童心理司スーパーバイザーの年齢構成別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代		合計
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	0	0	13	8.1%	83	51.9%	61	38.1%	3	1.9%	160
北海道ブロック	0	0	0	0.0%	5	83.3%	1	16.7%	0	0.0%	6
東北ブロック	0	0	0	0.0%	11	78.6%	3	21.4%	0	0.0%	14
関東甲信越ブロック	0	0	6	10.0%	24	40.0%	28	46.7%	2	3.3%	60
中部ブロック	0	0	1	9.1%	6	54.5%	4	36.4%	0	0.0%	11
近畿ブロック	0	0	5	15.2%	19	57.6%	9	27.3%	0	0.0%	33
中国ブロック	0	0	0	0.0%	7	50.0%	7	50.0%	0	0.0%	14
四国ブロック	0	0	0	0.0%	3	60.0%	1	20.0%	1	20.0%	5
九州ブロック	0	0	1	5.9%	8	47.1%	8	47.1%	0	0.0%	17

⑧ スーパーバイザー 1 人あたりの児童心理司数

- ・ 5 人以下が 28.8%であり、6～7 人、8～9 人、10 人以上では 1 割を下回っていた。
- ・ ブロックごとでは、関東甲信越、中国、九州ブロックが 10 人以上の割合が高かった。

表 55 児童心理司スーパーバイザー一人あたりの児童心理司数統計量

	度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
SV担当児童心理司人数5人以下	175	0	5	91	0.52	0.779
SV担当児童心理司人数6-7人	175	0	2	30	0.17	0.421
SV担当児童心理司人数8-9人	175	0	3	20	0.11	0.427
SV担当児童心理司人数10人以上	175	0	2	21	0.12	0.343
SV担当児童福祉司人数別合計	175	0	5	154	0.88	0.873

表 56 児童心理司スーパーバイザー一人あたりの児童心理司数割合（ブロック別）

	SV担当児童心理司 人数5人以下		SV担当児童心理司 人数6-7人		SV担当児童心理司 人数8-9人		SV児童心理司 人数10人以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%
	合計	91	28.8%	30	9.5%	20	6.3%	21
北海道ブロック	3	25.0%	2	16.7%	1	8.3%	0	0.0%
東北ブロック	9	32.1%	4	14.3%	0	0.0%	1	3.6%
関東甲信越ブロック	23	19.8%	10	8.6%	13	11.2%	14	12.1%
中部ブロック	7	36.8%	3	15.8%	1	5.3%	0	0.0%
近畿ブロック	26	39.4%	4	6.1%	2	3.0%	1	1.5%
中国ブロック	9	32.1%	2	7.1%	0	0.0%	3	10.7%
四国ブロック	3	30.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%
九州ブロック	11	29.7%	5	13.5%	3	8.1%	0	0.0%

(6) 医師について

① 医師の状況

- ・全国の児童相談所（198 児童相談所が回答）に配置されている精神科医は合計で 433 人、同じく小児科医 157 人、その他の医師 22 人で合計 612 人であった。
- ・したがって、1 児相の平均で、精神科医は 2.2 人、小児科医は 0.8 人、その他の医師も含めると平均 3.1 人配置されている。
- ・ただし、常勤専任医師は 0.1 人、他は非常勤医師であった（後述）。
- ・ブロックごとに見ると、関東甲信越ブロックが平均 4.1 人と一番多かった。平成 25 年度調査では精神科医は 2.5 人、小児科医は 0.9 人、合計で 3.5 人配置、常勤専任医師は 0.2 人、非常勤医師が 3.0 人であり、今回減少している。地域ブロックでは、東北、中部、中国、四国、九州ブロックで減少していた。

表 57 医師数の統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
医師（精神科）	198	2.2	1.9	0	12	433
医師（小児科）	198	0.8	1	0	6	157
医師（その他）	198	0.1	0.4	0	3	22
合計	198	3.1	2.6	0	16	612

表 58 ブロック別医師数

	度数	平均値	標準偏	合計
合計	198	3.1	2.6	612
北海道ブロック	6	4	2.8	24
東北ブロック	20	2.2	1.4	43
関東甲信越ブロック	58	4.1	3.2	239
中部ブロック	28	1.6	2.4	46
近畿ブロック	32	3.2	1.9	101
中国ブロック	21	3.2	2.4	67
四国ブロック	11	2.2	2.5	24
九州ブロック	22	3.1	1.9	68

表 59 ブロック別医師の平均人数

	N	平均人数
合計	198	3.1
北海道ブロック	6	4.0
東北ブロック	20	2.2
関東甲信越ブロック	58	4.1
中部ブロック	28	1.6
近畿ブロック	32	3.2
中国ブロック	21	3.2
四国ブロック	11	2.2
九州ブロック	22	3.1

表 60 ブロック別医師数 (診療科別)

	精神科			小児科			その他		
	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差
合計	198	2.2	1.9	198	0.8	1	198	0.1	0.4
北海道ブロック	6	2.5	1.5	6	1.5	1.6	6	0	0
東北ブロック	20	1.6	1.4	20	0.5	0.6	20	0.1	0.2
関東甲信越ブロック	58	3.2	2.5	58	0.8	1.1	58	0.1	0.3
中部ブロック	28	1.1	1.4	28	0.5	0.7	28	0.1	0.6
近畿ブロック	32	2.1	1.5	32	1	0.9	32	0	0
中国ブロック	21	2	1.7	21	0.7	0.7	21	0.5	0.7
四国ブロック	11	1.4	1.6	11	0.6	0.9	11	0.2	0.4
九州ブロック	22	2	1.1	22	1	1.2	22	0	0.2

表 61 医師の診療科別割合 (ブロック別)

	精神科		小児科		その他	
	N	%	N	%	N	%
合計	433	70.8%	157	25.7%	22	3.6%
北海道ブロック	15	62.5%	9	37.5%	0	0.0%
東北ブロック	32	74.4%	10	23.3%	1	2.3%
関東甲信越ブロック	187	78.2%	48	20.1%	4	1.7%
中部ブロック	30	65.2%	13	28.3%	3	6.5%
近畿ブロック	68	67.3%	33	32.7%	0	0.0%
中国ブロック	41	61.2%	15	22.4%	11	16.4%
四国ブロック	15	62.5%	7	29.2%	2	8.3%
九州ブロック	45	66.2%	22	32.4%	1	1.5%

② 医師の常勤・非常勤別の人数

- ・当該児童相談所専任の常勤医師は平均して 0.1 人、常勤医だが、他児相を含む他機関と兼務の医師が 0.2 人、非常勤医師が 2.8 人。合計で 3.1 人が配置されていた。
- ・実員では常勤専任医師 16 人 2.6%、常勤他児相を含む他機関と兼務の医師が 46 人 7.5%、非常勤医師が 551 人 89.9%、合計で 613 人が配置され、9 割が非常勤医師であった。
- ・ブロックごとに見ると、常勤専任医師は関東甲信越ブロックが 10 人 4.2%、近畿ブロックが 5 人 5%、中国ブロックが 1 人 1.4%であった。

表 62 医師の常勤・非常勤統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
医師常勤児専任	198	0.1	0.4	0	5	16
医師常勤他児相を含む他機関と兼務	198	0.2	0.7	0	4	46
医師非常勤	198	2.8	2.5	0	14	551
合計	198	3.1	2.6	0	16	613

表 63 医師の常勤・非常勤割合（ブロック別）

	常勤児専任		常勤他児相を含む他機関と兼務		非常勤	
	N	%	N	%	N	%
合計	16	2.6%	46	7.5%	551	89.9%
北海道ブロック	0	0.0%	4	16.7%	20	83.3%
東北ブロック	0	0.0%	5	11.6%	38	88.4%
関東甲信越ブロック	10	4.2%	8	3.4%	220	92.4%
中部ブロック	0	0.0%	9	20.0%	36	80.0%
近畿ブロック	5	5.0%	11	10.9%	85	84.2%
中国ブロック	1	1.4%	4	5.7%	65	92.9%
四国ブロック	0	0.0%	0	0.0%	24	100.0%
九州ブロック	0	0.0%	5	7.4%	63	92.6%

(7) 保健師について（児童福祉司発令を受けている者を除き主に保健師業務を行っている職員）

- ・全国で合計 136 人が配置されていた（193 児童相談所が回答）。
- ・常勤職員は 115 人（1 児童相談所平均 0.6 人）、非常勤職員は 21 人（同 0.1 人）であり、合計 0.7 人であった。
- ・ブロックごとに見ると、九州ブロックが平均で 1 人配置されているが、他のブロックでは 1 人未満に止まっていた。
- ・平成 25 年度調査では「配置されている」が 52.7%(109 児童相談所)、「配置されていない」が 47.3% (98 児童相談所)であった。

表 64 保健師配置統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
保健師常勤	193	0.6	0.9	0	7	115
保健師非常勤	193	0.1	0.4	0	3	21
合計	193	0.7	0.9	0	7	136

表 65

ブロック別保健師（OBを含む）の平均人数		
	N	平均人数
合計	193	0.7
北海道ブロック	6	0.5
東北ブロック	20	0.4
関東甲信越ブロック	58	0.9
中部ブロック	27	0.6
近畿ブロック	31	0.6
中国ブロック	20	0.7
四国ブロック	11	0.6
九州ブロック	20	1.0

表 66 保健師の常勤・非常勤割合（ブロック別）

	保健師全体		常勤		非常勤	
	N	N	%	N	%	
合計	136	115	84.6%	21	15.4%	
北海道ブロック	3	3	100.0%	0	0.0%	
東北ブロック	7	5	71.4%	2	28.6%	
関東甲信越ブロック	51	42	82.4%	9	17.6%	
中部ブロック	17	15	88.2%	2	11.8%	
近畿ブロック	18	17	94.4%	1	5.6%	
中国ブロック	14	10	71.4%	4	28.6%	
四国ブロック	6	6	100.0%	0	0.0%	
九州ブロック	20	17	85.0%	3	15.0%	

(8) 警察官の配置について

- ・実員では 192 人が配置されている（198 児童相談所）、そのうち現職専任職員は平均 0.1 人、現職併任職員も同 0.1 人であり、合計で 0.2 人であった。
- ・OB 非常勤職員は 0.7 人であり、現職、OB 合わせて全体の合計では 1.0 人。
- ・ブロックごとに見ると、北海道ブロックの 2.33 人が最も多く、関東甲信越ブロック、近畿ブロックでは 1 人を超えて配置されていた。
- ・平成 25 年度調査では「配置されている」が 44.9%(93 児童相談所)、「配置されていない」が 55.1%(114 児童相談所)であった。

表 67 警察官・警察官 OB の配置統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
警察官現職専任	198	0.1	0.3	0	2	22
警察官現職併任	198	0.1	0.3	0	1	22
警察官OB常勤	198	0	0.2	0	1	7
警察官OB非常勤	198	0.7	1.1	0	8	141
合計	198	1	1.1	0	8	192

表 68

ブロック別警察官（OBを含む）の平均人数		
	N	平均人数
合計	198	1.0
北海道ブロック	6	2.33
東北ブロック	20	0.40
関東甲信越ブロック	59	1.15
中部ブロック	27	0.74
近畿ブロック	32	1.28
中国ブロック	21	0.71
四国ブロック	11	0.64
九州ブロック	22	0.86

表 69 ブロック別警察官・警察官 OB の配置人数割合

	警察官全体		現職常勤		現職非常勤		OB常勤		OB非常勤	
	N	N	%	N	%	N	%	N	%	
合計	192	22	11.5%	22	11.5%	7	0.04	141	73.4%	
北海道ブロック	14	1	7.1%	0	0.0%	0	0.00	13	92.9%	
東北ブロック	8	5	62.5%	1	12.5%	0	0.00	2	25.0%	
関東甲信越ブロック	68	4	5.9%	11	16.2%	3	0.04	50	73.5%	
中部ブロック	20	2	10.0%	1	5.0%	3	0.15	14	70.0%	
近畿ブロック	41	6	14.6%	4	9.8%	0	0.00	31	75.6%	
中国ブロック	15	0	0.0%	0	0.0%	0	0.00	15	100.0%	
四国ブロック	7	2	28.6%	2	28.6%	1	0.14	2	28.6%	
九州ブロック	19	2	10.5%	3	15.8%	0	0.00	14	73.7%	

(9) 弁護士の配置について

- ・実員では常勤弁護士が 15 人、非常勤及び嘱託弁護士が 264 人、合計 279 人が配置されていた（195 児童相談所）。
- ・常勤弁護士の配置は 5.4%（1 児童相談所平均で 0.1 人）にとどまっていた。なお、非常勤弁護士は 38.7%（1 児童相談所平均 0.6 人）、嘱託弁護士は 55.9%（1 児童相談所平均で 0.8 人）で、合計すると 1.4 人であり、配置形態は異なるが 1 児童相談所平均 1 人以上配置されていた。
- ・ブロックごとに見ると、東北ブロックと中国ブロックが 1 人未満となっていた。
- ・平成 25 年度調査では「配置されている」が 85%（176 児童相談所）、「配置されていない」が 14%（29 児童相談所）であった。

表 70 弁護士の配置統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
弁護士常勤	195	0.1	0.4	0	3	15
弁護士非常勤	195	0.6	1.2	0	12	108
弁護士委託	195	0.8	3.3	0	44	156
合計	195	1.4	3.5	0	45	279

表 71

ブロック別弁護士の（OBを含む）の平均人数		
	N	平均人数
合計	195	1.0
北海道ブロック	6	1.4
東北ブロック	20	0.8
関東甲信越ブロック	59	1.8
中部ブロック	26	1.1
近畿ブロック	30	1.4
中国ブロック	21	0.9
四国ブロック	11	1.3
九州ブロック	22	2.0

表 72 弁護士の配置形態別割合（ブロック別）

	弁護士全体		常勤		現職非常勤		嘱託	
	N	N	%	N	%	N	%	
合計	279	15	5.4%	108	38.7%	156	55.9%	
北海道ブロック	7	0	0.0%	5	71.4%	2	28.6%	
東北ブロック	15	0	0.0%	10	66.7%	5	33.3%	
関東甲信越ブロック	109	3	2.8%	36	33.0%	70	64.2%	
中部ブロック	29	3	10.3%	2	6.9%	24	82.8%	
近畿ブロック	42	1	2.4%	13	31.0%	28	66.7%	
中国ブロック	19	0	0.0%	10	52.6%	9	47.4%	
四国ブロック	14	4	28.6%	4	28.6%	6	42.9%	
九州ブロック	44	4	9.1%	28	63.6%	12	27.3%	

(10) 上記の職種以外の相談担当職員

① 相談担当職員の状況

- ・児童福祉司、児童心理司以外で相談を担当する職員が平均で4人配置されていた。
- ・ブロックごとに見ると、近畿ブロックが5.1人、北海道、関東甲信越、中国、九州ブロックでも4人以上配置されていた。

表 73 相談担当職員の配置統計量

	平成30年度				平成25年度
	度数	平均値	標準偏差	総計	平均
その他相談担当職員	187	4.0	6.6	739	6.4

表 74 相談担当職員の配置人数（ブロック別）

	度数	平均値	標準偏差	合計
北海道ブロック	6	4.5	2.258	27
東北ブロック	20	1.65	2.3	33
関東甲信越ブロック	55	4.75	3.907	261
中部ブロック	29	2.97	4.101	86
近畿ブロック	28	5.07	12.356	142
中国ブロック	18	4.61	9.274	83
四国ブロック	10	1.6	1.897	16
九州ブロック	21	4.33	5.994	91

② 常勤職員と非常勤職員の割合

- ・常勤職員が34.6%、非常勤職員が65.4%であった。
- ・ブロックごとに見ると、北海道ブロックでは常勤職員が74.1%を占めており、最も高くなっていた。平成25年度調査では常勤職員が37.3%であり、3.3%減少した。

表 75 相談担当職員の常勤・非常勤別統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
その他の相談担当職員常勤	182	1.5	2.7	0	26
その他の相談担当職員非常勤	182	2.8	5.1	0	39
合計	182	4.3	6.6	0	65

表 76 相談担当職員の常勤・非常勤別割合（ブロック別）

	常勤		非常勤	
	N	%	N	%
合計	273	34.6%	515	65.4%
北海道ブロック	20	74.1%	7	25.9%
東北ブロック	20	51.3%	22	56.4%
関東甲信越ブロック	82	30.3%	160	59.0%
中部ブロック	32	36.4%	48	54.5%
近畿ブロック	62	37.8%	138	84.1%
中国ブロック	15	18.1%	55	66.3%
四国ブロック	6	27.3%	49	222.7%
九州ブロック	32	34.0%	36	38.3%

③ 採用時の職種

- ・福祉職が 30.6%、福祉職以外の専門職が 39.9%、一般行政職が 29.5%であり、それぞれ 3 割程度を占めていた。
- ・ブロックごとに見ると、北海道ブロックで一般行政職採用の割合が 6 割近くになっていた。

表 77 相談担当職員の採用時の職種統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
福祉職	187	1.2	4.1	0	51	226
福祉職以外の専門職	187	1.6	3.9	0	36	295
一般行政	187	1.2	2.7	0	23	218

表 78 相談担当職員の採用時の職種割合（ブロック別）

	福祉職		福祉職以外の専門職		行政職	
	N	%	N	%	N	%
合計	226	30.6%	295	39.9%	218	29.5%
北海道ブロック	11	40.7%	0	0.0%	16	59.3%
東北ブロック	9	27.3%	9	27.3%	15	45.5%
関東甲信越ブロック	111	42.5%	104	39.8%	46	17.6%
中部ブロック	10	11.6%	29	33.7%	47	54.7%
近畿ブロック	60	42.3%	50	35.2%	32	22.5%
中国ブロック	11	13.3%	49	59.0%	23	27.7%
四国ブロック	3	18.8%	8	50.0%	5	31.3%
九州ブロック	11	12.1%	46	50.5%	34	37.4%

④ 通算経験年数

- ・1年未満が31.7%、1～3年未満が31%、合わせると62.7%であり、6割を超えていた。
- ・3～5年未満が14.9%、5～10年未満が12.7%、10年以上が9.8%であった。

表 79 相談担当職員の経験年数統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
その他の相談職員通算経験1年未満	154	1.5	2.4	0	21
その他の相談職員通算経験1～3年未満	154	1.4	2.3	0	21
その他の相談職員通算経験3～5年未満	154	0.7	1.2	0	8
その他の相談職員通算経験5～10年未満	154	0.6	0.9	0	4
その他の相談職員通算経験10年以上	154	0.4	1.3	0	14
合計	154	4.6	5.2	0	41

表 80 相談担当職員の経験年数別割合（ブロック別）

	経験1年未満		経験1年から3年未満		経験3から5年未満		経験5年から10年未満		経験10年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	224	31.7%	219	31.0%	105	14.9%	90	12.7%	69	9.8%
北海道ブロック	8	29.6%	6	22.2%	7	25.9%	1	3.7%	5	18.5%
東北ブロック	11	28.2%	15	38.5%	5	12.8%	5	12.8%	3	7.7%
関東甲信越ブロック	69	28.9%	54	22.6%	38	15.9%	40	16.7%	38	15.9%
中部ブロック	29	33.0%	31	35.2%	14	15.9%	12	13.6%	2	2.3%
近畿ブロック	62	52.5%	34	28.8%	17	14.4%	4	3.4%	1	0.8%
中国ブロック	20	24.1%	38	45.8%	5	6.0%	11	13.3%	9	10.8%
四国ブロック	6	27.3%	5	22.7%	4	18.2%	1	4.5%	6	27.3%
九州ブロック	19	20.9%	36	39.6%	15	16.5%	16	17.6%	5	5.5%

⑤ 年齢構成

- ・40代が最も多く24.8%、次いで50代が21.5%、30代が21.2%、20代が18.8%である。また、60代も20.8%であり、すべての世代が概ね2割程度を占めていた。
- ・ブロックごとに見ると、四国ブロックの50代が42.1%であるが、他の地域ではすべての世代が2割～3割を占めていた。
- ・平成25年度調査では20代が15.1%、30代が19.7%、40代が20.5%、50代が25.0%、60代が19.8%であり、今回と大きな差は見られなかった。

表 81 相談担当職員の年齢構成統計量

	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
20代	154	0.8	1.4	0	9
30代	154	0.9	1.4	0	8
40代	154	1.1	1.7	0	12
50代	154	0.9	1.7	0	13
60代	154	0.9	1.8	0	13
合計	154	4.3	7.4	0	56

表 82 相談担当職員の年齢層別割合（ブロック別）

	20代		30代		40代		50代		60代	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
合計	124	18.8%	140	21.2%	164	24.8%	142	21.5%	137	20.8%
北海道ブロック	6	26.1%	3	13.0%	6	26.1%	7	30.4%	5	21.7%
東北ブロック	11	33.3%	6	18.2%	9	27.3%	5	15.2%	8	24.2%
関東甲信越ブロック	32	15.4%	53	25.5%	47	22.6%	46	22.1%	61	29.3%
中部ブロック	18	27.3%	18	27.3%	20	30.3%	21	31.8%	11	16.7%
近畿ブロック	36	23.7%	25	16.4%	39	25.7%	12	7.9%	6	3.9%
中国ブロック	14	15.9%	11	12.5%	17	19.3%	19	21.6%	22	25.0%
四国ブロック	2	10.5%	1	5.3%	6	31.6%	8	42.1%	5	26.3%
九州ブロック	5	7.0%	23	32.4%	20	28.2%	24	33.8%	19	26.8%

4-II 人材育成に関する調査（調査票1-B）

（1）初めて異動してきた職員への経験職員による業務教育

- 児童福祉司、児童心理司、その他の相談業務担当職員のいずれでも6割以上が、新任職員へ一定期間担当を持たせずに経験職員について業務を学ばせていた(図18)。
- そうした教育を行う期間について尋ねたところ、児童福祉司、児童心理司、その他の相談業務担当職員のいずれでも1~3か月が最も多かった(表83)。
- 児童相談所に初めて異動してきた職員全員にメンター・チューターなどをつけている児童相談所は全体の4分の1。新規採用職員の身に付けているのが全体の40%。全くつけていないのが17.2%であった(図19)。

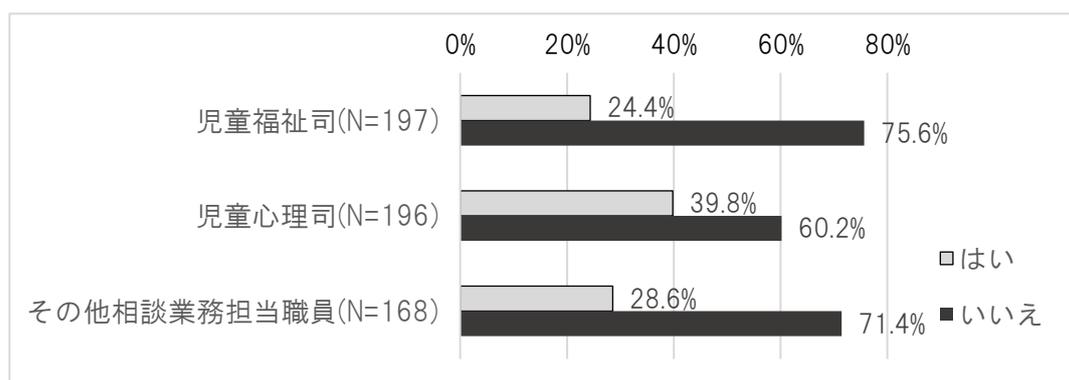


図18 新任職員へ一定期間担当を持たせない形式での経験職員による業務教育の実態

表83 新任職員に担当を持たせずに経験職員に業務を学ばせている期間

	1か月未満		1~3か月未満		3~6か月未満		6か月~1年未満		1年以上	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
児童福祉司(N=48)	13	27.1%	22	45.8%	8	16.7%	5	10.4%	0	0.0%
児童心理司(N=78)	15	19.2%	40	51.3%	17	21.8%	6	7.7%	0	0.0%
その他相談業務担当職員(N=4)	12	25.0%	25	52.1%	6	12.5%	2	4.2%	3	6.3%

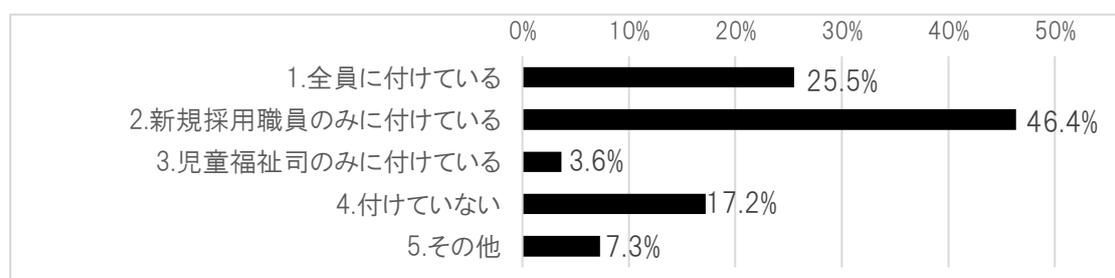


図19 初めて異動してきた職員にメンター・チューターを付けている状況

(2) 初めて配属された職員への特別な配慮（新任研修・任用前講習は除く）

- 新任研修・任用前講習以外に、初めて配属された職員への特別な配慮 をしているかについて尋ねると、「はい」と回答した児童相談所は 53.1%であった（図 20）。
- 特別な配慮の内容について自由回答で尋ねたところ、「面接などの準備を協働で行う、面接、判定場面への同席。手厚いスーパーバイズ」「年度初めに初任者研修を実施」「経験 3 年以上のトレーナーをつける」などの意見がでていた。

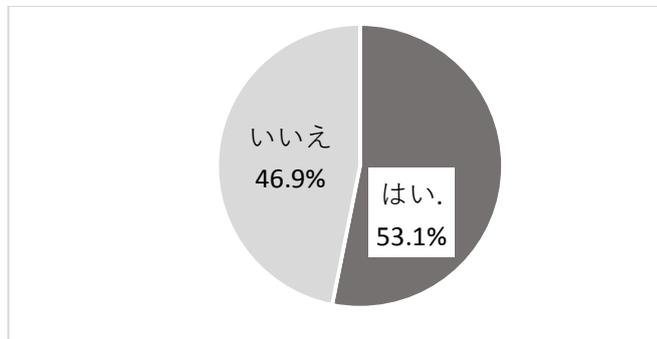


図 20 新任職員への特別の配慮の有無 (N=192)

(3) 義務研修に対する満足度

- 児童福祉司 SV 研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司認容前研修は「ある程度満足できる」が 5～6 割を占め、次いで「満足できる」であり、肯定的な意見が多くを占めた。自由記載【研修内容、研修時間など、その他改善点について】
- 自由回答で意見を聞くと。「受講者の習得段階（経験年数）に合わせて必ず習得しなければならない科目を吟味してカリキュラムを作成するべき。」「任用後研修は中堅福祉司が中心となるため」「不在になる期間に生じる業務への影響を考慮して研修日程を検討する必要あり」「SV 研修は横浜、大阪だけでなく、地方都市の児童相談所が参加しやすいように開催地区を増やすべき」等の意見がでていた。

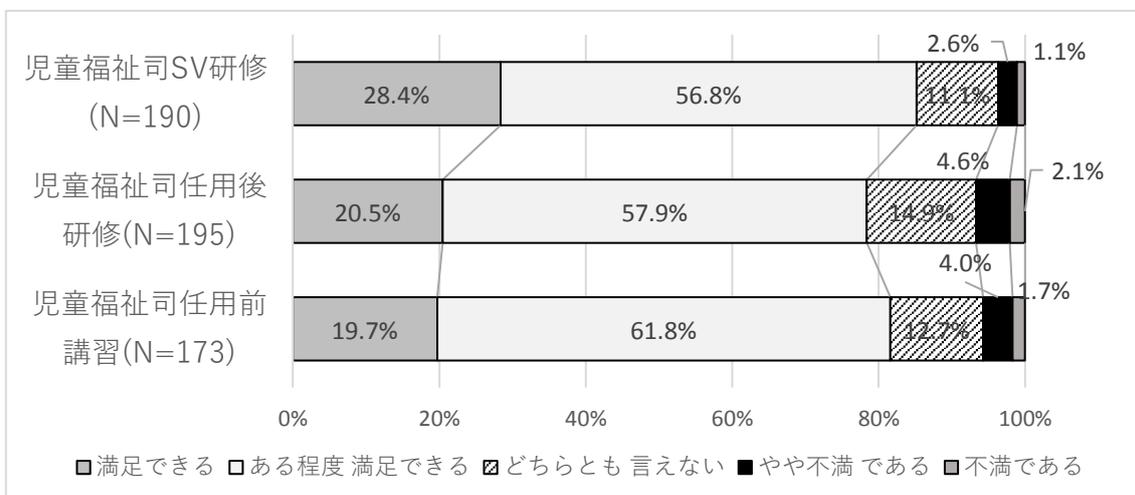


図 21 義務研修への満足度

(4) 主管課や中央児童相談所が実施している研修以外の人材育成研修について

- 各児童相談所独自の人材区政研修を行っている人は、46.9%であった。
- 具体的な研修内容としては、「テーマ別、職種別所内研修」「児童相談所業務に関わる基礎的内容」が挙げられていた。

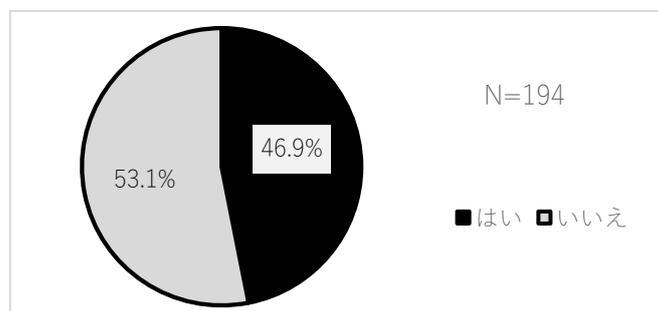


図 22 児童相談所独自の人材育成研修実施割合

(5) 外部からスーパーバイザー等によるスーパービジョン等の実施

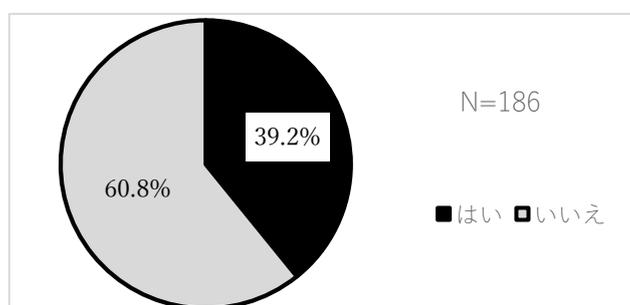


図 23 外部スーパービジョンの実施の有無

【具体的な内容】

- 精神科医にケースについての精神医学的見地からのコンサルテーション、ほか 2 件同様の意見
- 弁護士を招き、28 条ケースの検証や、他のケースのコンサルテーション
- 福祉司、心理司共に月 1 回外部からスーパーバイザーを招き事例等の助言、ほか 2 件同様の意見など

(6) これからの児童相談所における人材養成のあり方に関する自由記載

設問に対しての回答を意味のまとまりごとに抽出したところ 265 のテーマが見いだされた。テーマごとに分類し、下記の通り 28 のタイトルをつけることができた。

ア 児童相談所が置かれている困難な現実

- 際限なく通告を受け、対応しているなかでは、やりがいを見出せるはずがない
- 警察からの 25 条通告件数が毎年増加しており、この安全確認と保護者対応が業務のかなりの部分を占め、専門知識や専門職による対応が活かされていない
- CW が平均で 100 ケースを担当しなければならない状況 など

イ 気軽に相談できる職場環境を作っていく

- わからない時は、他職員に聞いていく。
- 職員育成は担当職員だけでなく、全体で育てていくということが、大切な視点
- 個別に面接を入れて話すことで、吐き出すことを良しとする など

ウ お互いを認め合える環境を作っていく

- 誰もが大変な思いをしながら仕事をしている。お互に頑張ったことをほめたり、助け合いながら協力する体制を作ろうと心掛けている
- 失敗を責めず、どうリカバーするかとチーム・職場で一丸となっている環境作り
- 職員個々の長所はいかし、短所はチームでフォローし合える人材、環境づくりが大切

エ 風通しの良い職場環境を作っていく

- 風通しの良い職場環境で、職員一人一人の力を信じ能力を引き出す
- 職員同士の情報共有や支えあいなど、ゆとりある人間関係が大切
- 風通しのよい、互いが相談しあえる職場風土の醸成が大切

オ 一人で抱え込まないようにしていく

- 職員が課題を一人で抱えこまず自信を持って仕事ができるよう組織として取り組む
- 燃えつきないように、1人で業務を抱えこんでしまうことのないように、SV が班員の進行管理や体調管理など目配りできる体制をとっている(SV1 人に職員 6 名程度)
- 抱えこまずチームで相談しながら業務を行う など

カ 個人が責められないようにしていく

- 全ケース点検などにより「上手くいっていない」「苦手な対応」「困った状態のまま担当者が抱え込んでいる」等の状況を組織的に把握し、個人レベルで職員が責められることなく、ケース対応の実情を風とおしよく話せる、などコミュニケーションを円滑にしつつ、組織的にフォロー、バック・アップを得られるようにする

キ 複数担当制の中で経験を積んでいく

- 個々のケース担当者や地区担当者だけではなく、複数(2名)でのケース地区担当制(バディ制)などの導入
- 学校の先生と同様、新任職員には、必ず先輩の職員が同席できるような職員体制
- できるだけSVも含め複数でケース対応ができる など

ク 業務の中でOJTを進めていく

- OJTとOFF-JTのしっかりした研修体系が必要
- OJTでは、あらゆる機会を利用する。原理・原則だけでなく、マニュアルにのっているというだけでなく、何故そう規程されているのかの背景もあわせて説明する。
- 中堅職員が新人職員にOJTを行う など

ケ SVを人材育成の要として充実させていく

- 援助方針会議等に入ってスーパービジョンやコンサルテーションができる人材を全国区で養成して、派遣してほしい
- 指導する職員が不足している現実
- 新人、新任職員の割合が増加する中、中堅、SV職員へのサポートが必要 など

コ 職員を増やしていく

- 職員の増員
- 業務に見あった職員を増員、確保することが先決
- 職員の増員等により、負担感を軽減
- 恒常的に職員体制が厳しい状況 など

サ 人材育成のビジョンを明確にしていく

- 育成の基本方針を明確にすること、ポリシーが明確でないと人は育たない。
- 10年後を見据えた専門性が確保できる職員採用
- 十分に時間をかけ専門職としての育成、養成を図り、実務経験に臨むことが大切 など

シ 人材育成を図ることができる人事のサイクルを作っていく

- 継続した勤務は難しい状況
- 継続した勤務(願わくば10年以上)体制が必要
- 適性の高い職員を採用する など

ス 専門職を配置していく

- 児童福祉司を専門職採用し、少しでも興味ややる気のある職員を、しっかり育てていくことが大切

調査 1

- 職員数の増員、保健師、心理司等の専門職の配置が必要であるが、その際、所内、所外(関係機関)の業務を明確化し、役割分担する仕組み作り、個人の負担軽減に努めていくことが大切

セ 業務をスリム化、細分化していく

- 業務の負担軽減、外部委託、マニュアル、業務のスリム化などをしていく必要
- 業務を軽減し、役割を細分化が必要。
- 介入と支援の分離以外にはない など

ソ 新任職員には一定期間担当を持たないでよいようにしていく

- 新任職員には一定期間担当を持たせず経験職員に付いて業務を学ばせることが必要
- 半年から1年はケースをもたず、先輩cwに同行し実践を学びつつ任用前・後研修等で基礎知識や面接技法について学ぶ仕組みをつくる

タ 業務に見合った待遇が保障されていく

- 児相配置職員の給与面でのインセンティブを設定する(モチベーション)。
- 他の行政事務と比較して労苦が多い職員に対する手当、給与面での配慮を行う等、待遇面の充実を行う など

チ 児童相談所職員養成研修所を作っていく

- 家裁調査官補のような実務研修のシステム化
- 児童福祉司の養成機関があるとよい
- 司法修習生のような養成期間を設けてしっかり養成すべき など

ツ 研修に積極的に参加できる職場環境を作っていく

- 研修は必要であるが業務に支障をきたさないよう、効率的な運営が求められる
- より充実した研修の企画・実施が必要であると同時に受講できる体制の確保が必要
- 研修参加が可能な環境にすること など

テ 児相職員として必要な専門知識を身に着けていく

- 研修は必要であるが業務に支障をきたさないよう、効率的な運営が求められる
- より充実した研修の企画・実施が必要であると同時に受講できる体制の確保が必要
- 研修参加が可能な環境にすること など

ト 階層別研修を作っていく

- 新規採用から、中堅、ベテラン職員と、レベルに応じた研修体系を整えることが必要
- 経験年数に応じた研修を行うこと
- 経験年数に応じた系統だった研修

ナ 私たちが自身が子どもの福祉のためにできている仕事にも注目していく

- 死亡事例検証のようにできなかったことに注目が集まりがち、効果のあった取り組みにも注目していく など

ニ 職員の声を拾っていく

- 全職員にアンケートを実施している
- 児相のあり方についてもっと現場の声を聞くべき
- 現行の人材育成や研修制度について、率直な意見をアンケート等により把握する必要

ヌ 他機関、他職種と連携していく

- 大学、研修機関のバックアップや派遣など
- 他機関や児童福祉以外の専門職(弁護士や警察等)との協働による業務の推進 など

ネ 研修の開催場所を配慮していく

- 研修の開催場所(地域ブロック単位での開催)
- 都道府県もしくは地方単位での SV 研修も必要

ノ ワークライフバランスを保っていく

- オン、オフも大切なことから特に休みがとれるように環境を整えることも大切
- 長期休暇を取り心身のリフレッシュ
- 普通の生活の営みができる、できないは大きい など

ハ 国が実施する養成研修

- 児相に配属になった人を国がまとめて4月に長期研修をしてくれるといい

ヒ 児相の業務を知ってもらうための取り組みを進めていく

- 児相のイメージ改善の方が人材育成云々よりも急務では？と思わずにはいられない
- 児童相談所が担う役割をはっきりさせ、自分達が何のために、どういった仕事をしているのかをしっかりと意識できるようにすることが大切
- 他機関との摩擦や児相批判、報道関係等にどう対応するかも重要 など

フ その他

- 机を置くスペースがない。根本的な事務所改築が必要
- 児童心理司研修の法定化
- 児童相談所のみではなく、関連の施設、里親等への支援や体制整備も、あわせて必要
- 保護をしたくても空きなしでできない。施設入所を断われる等が日常的 など

4-Ⅲ 児童相談所の人材育成の実態に関する調査（主管課用）

（1） 職員の採用について

- 福祉職採用をしている自治体が 85.2%、一方児童福祉司採用をしている自治体は 21.3%であった。心理職採用をしている自治体は 85.2%であった。
- 経験者枠としての社会人採用は、福祉職採用は 27.9%、児童福祉司採用は 4.9%、心理職採用は 14.8%の自治体が行っていた。
- 任期付き採用は、福祉職採用 14.8%、児童福祉司採用 4.9%、心理職採用 14.8%の自治体が行っていた。

① 福祉職採用

表87 福祉職採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	52	85.2	
採用していない	9	14.8	
合計	61	100	

② 心理職採用

表88 心理職採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	52	85.2	
採用していない	9	14.8	
合計	61	100	

③ 児童福祉司採用

表89 児童福祉司採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	13	21.3	
採用していない	48	78.7	
合計	61	100	

④ 福祉職の社会人採用（任期付採用を除く）

表90 福祉職の社会人採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	17	27.9	
採用していない	43	70.5	
無回答	1	1.6	
合計	61	100	

⑤ 心理職の社会人採用

表91 心理職の社会人採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	9	14.8	
採用していない	49	80.3	
無回答	3	4.9	
合計	58	95.1	

⑥ 児童福祉司の社会人採用

表92 児童福祉司の社会人採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	3	4.9	
採用していない	54	88.5	
無回答	4	6.6	
合計	57		

⑦ 現在の任期付採用

ア) 福祉職

表93 福祉職任期付き採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	9	14.8	
採用していない	49	80.3	
無回答	3	4.9	
合計	58		

イ) 心理職

表94 心理職任期付き採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	9	14.8	
採用していない	49	80.3	
無回答	3	4.9	
合計	58		

ウ) 児童福祉司

表95 児童福祉司任期付き採用の有無

	度数	%	%グラフ
採用している	3	4.9	
採用していない	54	88.5	
無回答	4	6.6	
合計	57		

(2) 児童相談所への児童福祉司の配属への配慮

- 児童福祉司の人材確保のために実施している取り組みとしては、保育士・保健師の児童福祉司への配属が39.3%と最も多く、庁内公募が31.1%、教員からの配属が26.2%、児童福祉司としての任用期間を長くするが14.8%の順であった（図33）。
- その他の取り組みとして、「複数の福祉職場をローテーションで回す」、「社会福祉職としての採用を実施した」、「心理判定員から児童福祉司への配属」、「福祉事務所ケースワーカー経験者の配属」などの意見がみられた。
- 新規採用職員の児童福祉司配属については、91.8%の自治体が配属しており、その職種としては福祉職が61.8%であった（表96、図34）。

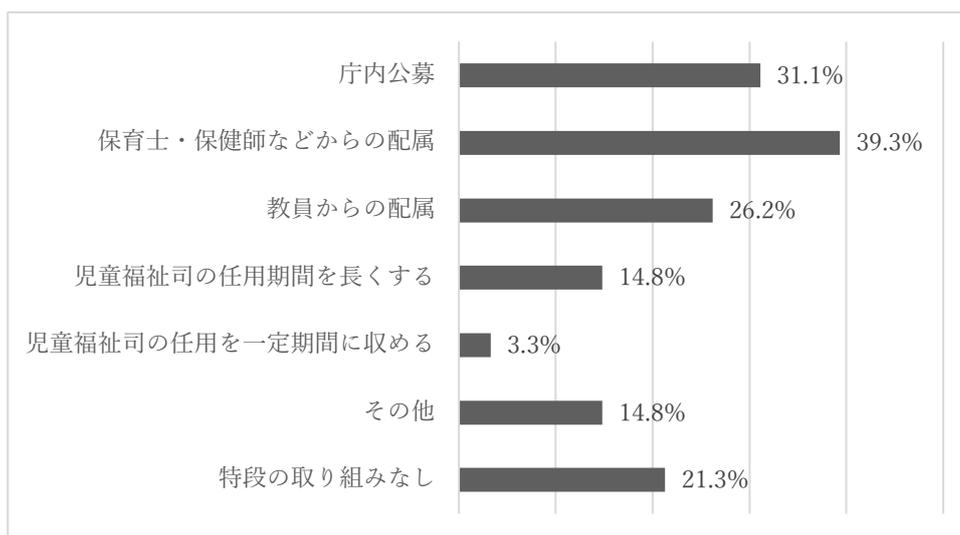


図33 児童福祉司の人材確保のための取り組み(N=61)

表96 新規採用職員の児童福祉司への配属

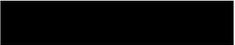
	度数	%	%グラフ
配属している	56	91.8	
配属していない	5	8.2	
合計	61	100.0	

- 児童福祉司に配属する新規採用職員の職種は。福祉職が7割を占めていた（表97）。
- その他の回答としては、児童指導員、心理職、児童福祉司、児童自立支援専門員、看護職等であった。
- 再任用または再雇用職員を児童福祉司として配属している自治体は34.4%であった（表98）。

表97 児童福祉司に配属する新規採用職員の職種

	度数	%	%グラフ
福祉職	42	68.9	
行政職	2	3.3	
その他	3	4.9	
福祉職と行政職	2	3.3	
福祉職とその他	2	3.3	
行政職とその他	5	8.2	
新規採用職員は配属していない	5	8.2	
合計	61		

表98 再任用または再雇用職員の配属

	度数	%	%グラフ
採用している	21	34.4	
採用していない	38	62.3	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

(3) 職員体制について

- 児童福祉司配置体制は、人口4万人に一人以上を満たしているのは34.4%であった(図37)。
- 児童福祉司スーパーバイザーで児童福祉司経験年数5年以上を全員満たしているのは47.5%で、満たしているのが3割未満の自治体が13.1%、5年以上のスーパーバイザーがいない自治体が1.6%あった(図38)。
- 児童福祉司スーパーバイザーの児童福祉経験年数要件(5年以上の児童福祉司を経験すること)の充足度については、「全員が満たしている」のが約半数であり、「過半数は満たしている」のは4分の1であった。
- 平成30年度における児童心理司の対児童福祉司に対する配置割合を調べると、半数以上の配置は36.1%、4分の1以上半数未満は55.7%、4分の1未満の配置は8.2%であった(図39)。

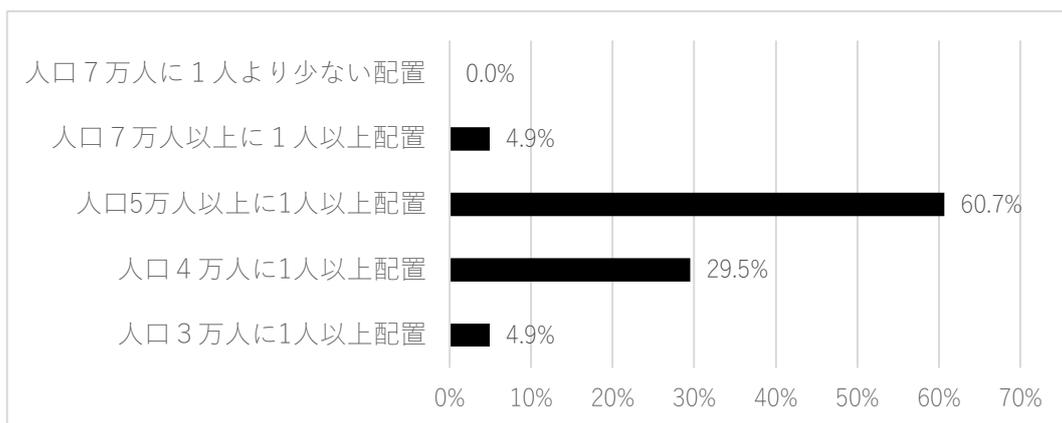


図37 平成30年度における児童福祉司配置の対人口比 (N=61)

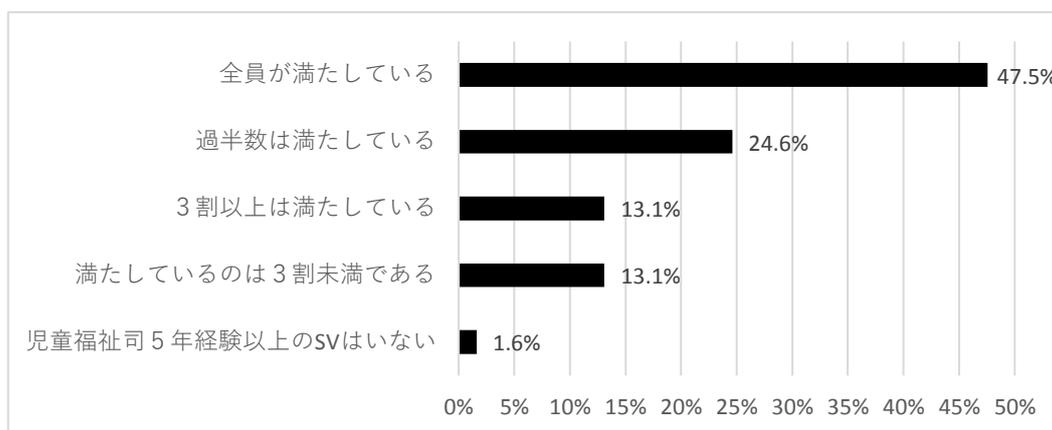


図38 児童福祉司スーパーバイザーの児童福祉経験年数要件の充足度 (N=61)

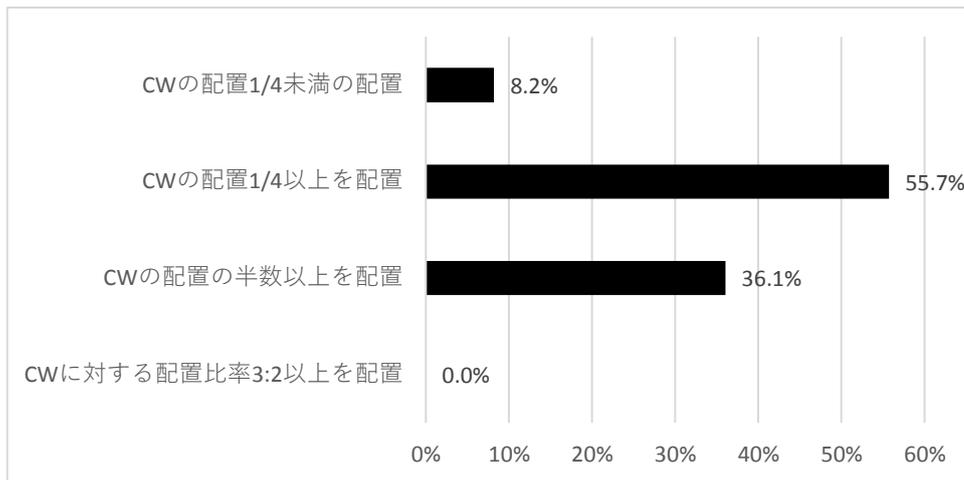


図 39 児童心理司の対児童福祉司配置割合 (N=61)

(4) 児童福祉司にかかる平成29年度義務研修について

- 児童福祉司の任用前講習会の実施率は7割であった（表99）。
- 児童福祉司任用前講習会の主催機関について調べると、3分の1の児童相談所では本庁の主催で行っており、3分の1が中央児童相談所の主催で行っていた。10%の研修は、その他の主催であった。その他には、県と市が共同主催であった（図40）。

表99 児童福祉司任用前講習会の実施率

	度数	%
実施あり	44	72.1
実施なし	17	27.3
合計	61	100

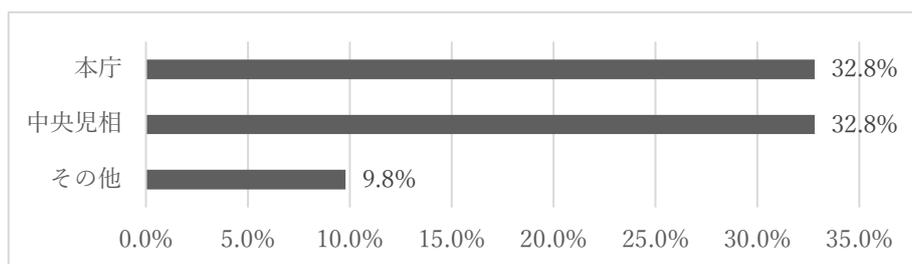


図40 児童福祉司任用前講習会の主催機関割合

- 児童福祉司の任用後研修の実施率は7割であった（表100）。
- 児童福祉司任用前講習会の主催機関について調べると、4割の児童相談所では本庁の主催であり、4割の児童相談所が、中央児童相談所の主催の研修を行っていた。13%の研修は、その他の主催であったが、この中には県と市が共同主催が含まれていた（図41）。

表100 児童福祉司任用後研修の実施率

	度数	%
実施あり	58	95.1
実施なし	3	4.9
合計	61	100

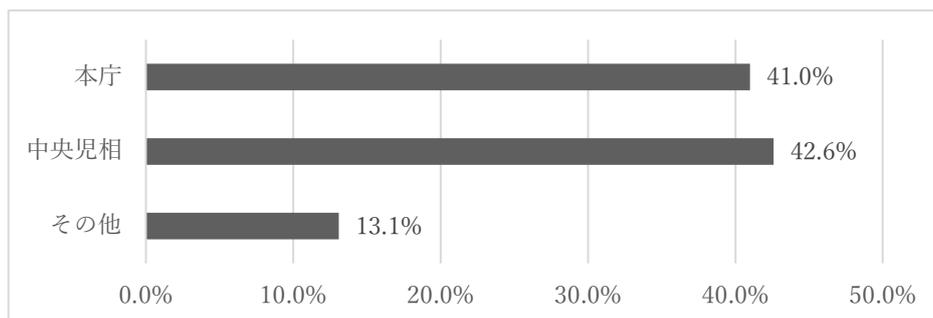


図41 児童福祉司任用後研修の主催機関割合

- 児童福祉司スーパーバイザー研修はほとんど全ての児童相談所で実施していた（表 101）。
- 児童福祉司スーパーバイザー研修の実施機関について調べると、子どもの虹による研修が 95%であり、SBI の研修が 48%であった。あとは中央児童相談所による場合が 1%あったが、それ以外の期間で行われることはほとんどないという結果であった（図 42）。

表 101 児童福祉司スーパーバイザー研修実施率

	度数	%
実施あり	59	96.7
実施なし	2	3.3
合計	61	100

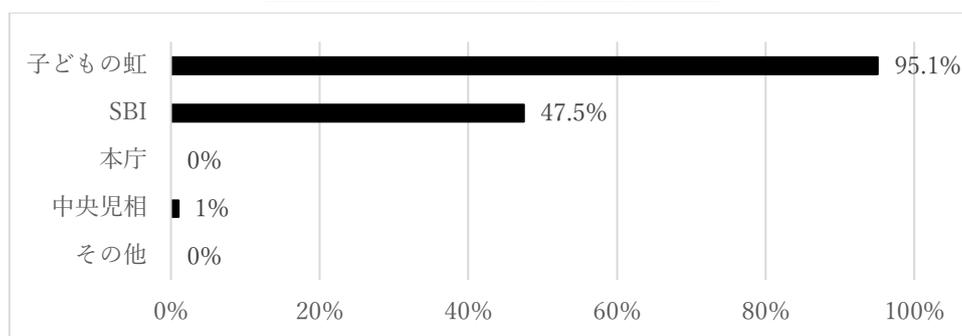


図42 児童福祉司スーパーバイザー研修実施機関割合

- 各児童相談所における児童福祉司関連の研修義務のある者は、児童福祉司任用前講習会 9.5 人、任用後研修 42.5 人、SV 研修 8.0 人であった（表 102）。
 - 各児童相談所における児童福祉司任用前講習会では、修了者平均 9.22 人、未受講者は平均 0.16 人、未修了者は平均 1.56 人で、修了率は 85.66%であった（表 102、表 103）。
 - 各児童相談所における児童福祉司任用後研修では、修了者 15.36 人、未受講者は平均 16.82 人、未修了者は平均 1.56 人で、修了率は 36.12%であった（表 102、表 103）。
 - 各児童相談所における児童福祉司 SV 研修では、修了者 3.66 人、未受講者は平均 4.96 人、未修了者は平均 0.16 人で、修了率は 44.91%であった（表 102、表 103）。
 - 参加できなかった理由は、任用前講習会では業務多忙 13.1%が最多であり、任用後研修では業務多忙 54.1%が最多の理由で、複数年での参加 41.0%であった。また、SV 研修の場合の参加できなかった理由は、複数年参加、予算の問題が 4 分の 1 で、業務多忙はそれに次いで 15%であった（表 104）。
 - 参加を促す工夫としては、どの研修においても、児童相談所に対して義務研修であることを示すことや業務状況をもとにした日程調整が行われていた（表 105）。
 - 効果を上げる工夫としては、研修終了後の振り返りシートやレポートの提出や、研修終了後のアンケートが挙げられた（表 106）。
- ① 講師は、任用前講習会や任用後研修では、児童相談所職員が最も多かったが、SV 研修では外部講師が中心であった（表 107、図 43、図 44）。
 - ② 研修実施に係る課題としたは、外部講師の確保が困難、全国統一した研修修了の評価基準・評価方法の必要性などが挙げられていた。

表 102 児童福祉司関連研修受講状況

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
児童福祉司任用前講習受講義務者	52	9.52	15.25	0	70	495
児童福祉司任用前講習修了者	46	9.22	13.42	0	68	424
児童福祉司任用前講習未修了者	41	1.56	5.54	0	35	64
児童福祉司任用前講習未受講者	43	0.16	0.688	0	4	7
児童福祉司任用後研修受講義務者	59	42.51	43.77	5	288	2508
児童福祉司任用後研修修了者	59	15.36	17.18	0	109	906
児童福祉司任用後研修未修了者	54	11.91	14.67	0	84	643
児童福祉司任用後研修未受講者	57	16.82	32.61	0	218	959
児童福祉司SV研修受講義務者	60	8.02	8.24	0	51	481
児童福祉司SV研修修了者	59	3.66	2.49	1	13	216
児童福祉司SV研修未修了者	49	0.14	0.41	0	2	7
児童福祉司SV研修未受講者	52	4.96	7.38	0	45	258

表 103 義務研修の受講状況

	受講義務者数	修了者数	修了率	未修了者数	未修了率	未受講者数	未受講率
児童福祉司任用前講習	495	424	85.66%	64	12.93%	7	1.41%
児童福祉司任用後研修	2508	906	36.12%	643	25.64%	959	38.24%
児童福祉司SV研修	481	216	44.91%	7	1.46%	258	53.60%

表 104 未受講者の不参加理由（複数回答）（N=61）

	度数	%
CW任用前講習不参加理由	業務多忙	8 13.1%
	予算都合	0 0.0%
	個人的理由	2 3.3%
	複数年計画	3 4.9%
	年度末影響	0 0.0%
	その他	1 1.6%
	不明	0 0.0%
CW任用後講習不参加理由	業務多忙	33 54.1%
	予算都合	0 0.0%
	個人的理由	7 11.5%
	複数年計画	25 41.0%
	年度末影響	4 6.6%
	その他	3 4.9%
	不明	0 0.0%
CWSV研修不参加理由業務多忙	業務多忙	9 14.8%
	予算都合	14 23.0%
	個人的理由	2 3.3%
	複数年計画	15 24.6%
	年度末影響	0 0.0%
	その他	12 19.7%
	不明	0 0.0%

表104 参加を促すための工夫 (N=61)

	度数	%	%グラフ
CW任用前講習の参加促しの工夫			
義務研修であり研修を優先にするよう児相にはたらきかけた	36	59.0%	
児相の業務状況や意向に合わせて日程を調整した	15	24.6%	
研修期間中補助職員（アルバイト非常勤）を雇用した	0	0.0%	
研修参加中に他の職員が業務を代替した	7	11.5%	
研修中の空白を埋めるために研修参加者の時間外勤務を認めた	3	4.9%	
補講（ビデオ等を含む）を実施した	5	8.2%	
研修受講によるキャリアアップ制度を導入した	0	0.0%	
その他	2	3.3%	
CW任用後研修の参加促しの工夫			
義務研修であり研修を優先にするよう児相にはたらきかけた	47	77.0%	
児相の業務状況や意向に合わせて日程を調整した	31	50.8%	
研修期間中補助職員（アルバイト非常勤）を雇用した	0	0.0%	
研修参加中に他の職員が業務を代替した	12	19.7%	
研修中の空白を埋めるために研修参加者の時間外勤務を認めた	5	8.2%	
補講（ビデオ等を含む）を実施した	7	11.5%	
研修受講によるキャリアアップ制度を導入した	0	0.0%	
その他	3	4.9%	
CWSV研修の参加促しの工夫			
義務研修であり研修を優先にするよう児相にはたらきかけた	43	70.5%	
児相の業務状況や意向に合わせて日程を調整した	10	16.4%	
研修期間中補助職員（アルバイト非常勤）を雇用した	0	0.0%	
研修参加中に他の職員が業務を代替した	11	18.0%	
研修中の空白を埋めるために研修参加者の時間外勤務を認めた	2	3.3%	
補講（ビデオ等を含む）を実施した	0	0.0%	
研修受講によるキャリアアップ制度を導入した	0	0.0%	
その他	2	3.3%	

表105 研修効果を高めるための工夫 (N=61)

	度数	%	%グラフ
CW任用前講習における研修効果高める取り組み			
事前課題を課して研修受講の準備をするよう求めた	5	8.3%	
到達度評価のための確認テストを実施した	0	0.0%	
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	34	56.7%	
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	22	36.7%	
所内研修等で参加者に研修内容について講義してもらった	2	3.3%	
復命書の提出を求めた	3	5.0%	
その他	1	1.7%	
CW任用後研修における研修効果高める取り組み			
事前課題を課して研修受講の準備をするよう求めた	0	0.0%	
到達度評価のための確認テストを実施した	47	78.3%	
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	31	50.8%	
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	2	3.3%	
所内研修等で参加者に研修内容について講義してもらった	4	6.7%	
復命書の提出を求めた	1	1.7%	
その他	5	8.3%	
CWSV研修における研修効果高める取り組み			
事前課題を課して研修受講の準備をするよう求めた	2	3.3%	
到達度評価のための確認テストを実施した	0	0.0%	
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	51	85.0%	
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	41	68.3%	
所内研修等で参加者に研修内容について講義してもらった	1	1.7%	
復命書の提出を求めた	14	23.0%	
その他	0	0.0%	

表 107 講師の所属別統計量

	度数	平均値	標準 偏差	最小値	最大値	合計
CW任用前講習講師人数						
自治体職員講師（児童相談所職員）	45	8.2	5.6	0	26	368
自治体職員講師（その他）	42	1.8	1.8	0	7	77
自治体以外からの講師（都道府県内から招聘）	43	3.2	2.7	0	10	138
自治体以外からの講師（都道府県外から招聘）	43	0.8	1.3	0	5	35
児童福祉司任用前講習講師人数						
自治体職員講師（児童相談所職員）	58	6.0	5.9	0	28	348
自治体職員講師（その他）	55	1.3	1.6	0	7	74
自治体以外からの講師（都道府県内から招聘）	56	3.7	2.7	0	13	208
自治体以外からの講師（都道府県外から招聘）	57	2.3	2.8	0	12	130
児童福祉司SV任用前講習講師人数						
自治体職員講師（児童相談所職員）	56	0.0	0.0	0	0	0
自治体職員講師（その他）	52	0.0	0.0	0	0	0
自治体以外からの講師（都道府県内から招聘）	55	0.0	0.1	0	1	1
自治体以外からの講師（都道府県外から招聘）	53	0.0	0.0	0	0	0

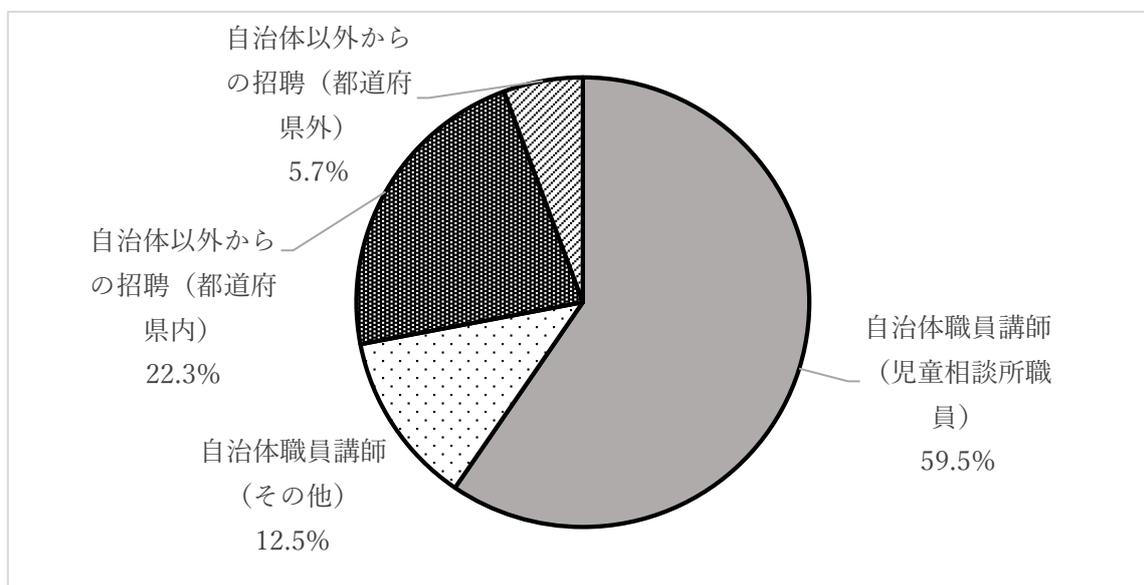


図 43 任用前講習会講師の所属別割合

調査 1

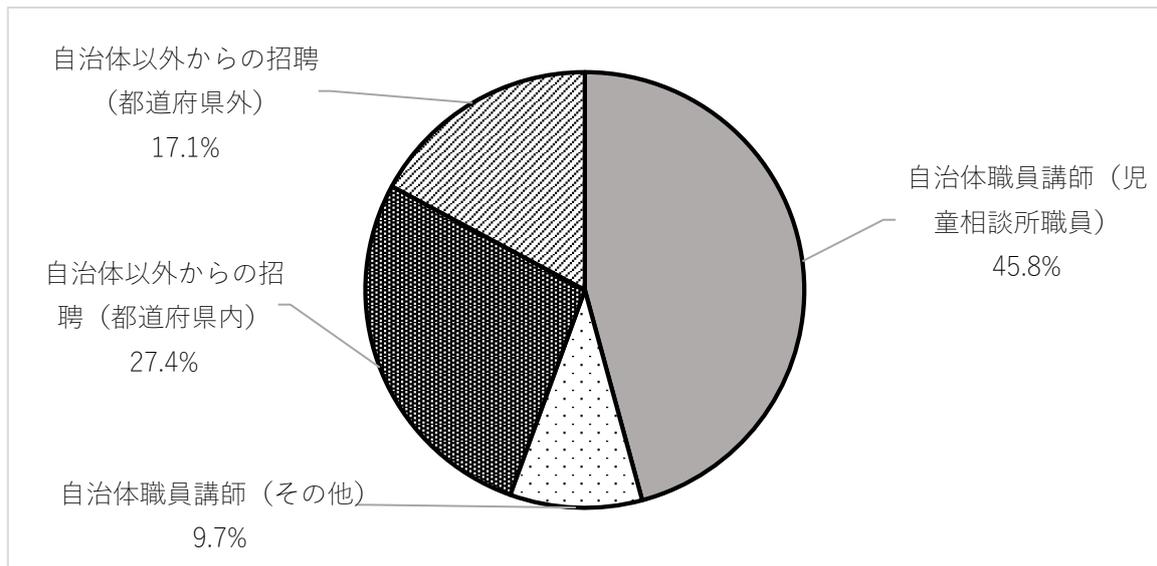


図 44 児童福祉司任用後研修講師の所属別割合

(5) 児童相談所職員全般の人材育成について

① 児童相談所職員に対しての人材育成の指針等は定めているか

表107 人材育成指針の有無

	度数	%	%グラフ
はい	10	16.4	
いいえ	47	77.0	
無回答	4	6.6	
合計	61	100.0	

② 人材育成に関する職層別児童相談所業務研修のうち、義務研修以外の実施

(ア) 児童福祉司研修

表 108

児童福祉司研修義務研修以外のどのような研修を実施していますか？

	実施自治 体数	%
法定研修以外の新任職員研修	33	54.1%
2年目以降初級職員研修	7	11.5%
中級(2-3年)職員研修	7	11.5%
上級(5年以上)職員研修	4	6.6%
スーパーバイザー、係長研修	6	9.8%
課長等業務責任者研修	1	1.6%
職層別研修以外に職種を対象とした研修	18	29.5%
その他	24	39.3%
特段取り組みをしていない	4	6.6%

N=61

(イ) 児童福祉司義務研修以外の研修の実施期間(年間)

表 109

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
法定研修以外の新任職員研修	41	4.3	3.6	1	14	177
2年目以降初級職員研修	8	3.6	3.3	0	10	29
中級(2-3年)職員研修	8	1.9	1.6	0	5	15
上級(5年以上)職員研修	5	2.6	2.3	0	6	13
スーパーバイザー、係長研修	7	3.0	2.6	0	7	21
課長等業務責任者研修	2	0.5	0.7	0	1	1
職層別研修以外に職種を対象とした研修	24	7.2	5.4	0	16	172

調査 1

(ウ) 児童心理司の研修（複数回答可）

表 110 児童心理司の職層別研修実施状況

	実施自治体数	%
法定研修以外の新任職員研修	27	44.3%
2年目以降初級職員研修	5	8.2%
中級(2-3年)職員研修	5	8.2%
上級(5年以上)職員研修	3	4.9%
スーパーバイザー、係長研修	4	6.6%
課長等業務責任者研修	1	1.6%
職層別研修以外に職種を対象とした研修	19	31.1%
その他	24	39.3%
特段取り組みをしていない	10	16.4%

(エ) 児童心理司の研修の実施期間（年間）

表 111 児童心理司の職層別研修実施期間

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
法定研修以外の新任職員研修	36	4.5	3.6	1	14	160.5
2年目以降初級職員研修	7	5.0	3.7	0	10	35
中級(2-3年)職員研修	8	3.1	2.0	0	6	25
上級(5年以上)職員研修	6	2.5	2.1	0	6	15
スーパーバイザー、係長研修	6	2.5	2.3	0	6	15
課長等業務責任者研修	3	0.7	0.6	0	1	2
職層別研修以外に職種を対象とした研修	26	9.2	9.6	0	41	239

(オ) 一時保護所職員研修

表 112 一時保護職員の職層別研修実施状況

	実施自治体数	%
法定研修以外の新任職員研修	24	39.3%
2年目以降初級職員研修	3	4.9%
中級(2-3年)職員研修	1	1.6%
上級(5年以上)職員研修	2	3.3%
スーパーバイザー、係長研修	3	4.9%
課長等業務責任者研修	1	1.6%
職層別研修以外に職種を対象とした研修	17	27.9%
その他	19	31.1%
特段取り組みをしていない	9	14.8%

(カ) 一時保護所職員の研修の実施期間（年間）

表 113 一時保護所職員の研修実施期間

	回答自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
法定研修以外の新任職員研修	31	3.87	3.106	1	11	120
2年目以降初級職員研修	5	2.40	1.517	0	4	12
中級(2-3年)職員研修	3	2.33	2.082	0	4	7
上級(5年以上)職員研修	4	2.75	2.062	0	5	11
スーパーバイザー、係長研修	5	2.00	1.581	0	4	10
課長等業務責任者研修	3	0.67	0.577	0	1	2
職層別研修以外に職種を対象とした研修	22	6.27	6.158	0	24	138

(キ) 所長研修

表114 所長研修の実施状況

	度数	%	%グラフ
実施している	2	3.3	
実施していない	57	93.4	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

(ク) 非常勤職員の研修

表115 非常勤職員の研修実施状況

	度数	%	%グラフ
実施している	14	23.0	
実施していない	45	73.8	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

(6) 平成29年度市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修

① 実施状況

表116 調整担当者研修の実施状況

	度数	%	%グラフ
実施している	59	96.7	
無回答	2	3.3	
合計	61	100.0	

② 研修実施機関

表117 研修実施機関の割合（複数回答）

	度数	%	%グラフ
主催機関 本庁	39	63.9	
主催機関 中央児相	15	24.6	
主催機関 その他	14	23.0	
全体	61		

その他の会社や機関としては、地方自治体（県や市町村）、特定非営利活動法人児童虐待防止協会、児童相談センター、日本社会事業大学、企業がみられた。

(ア) 要保護児童対策地域協議会調整担当者研修の対象

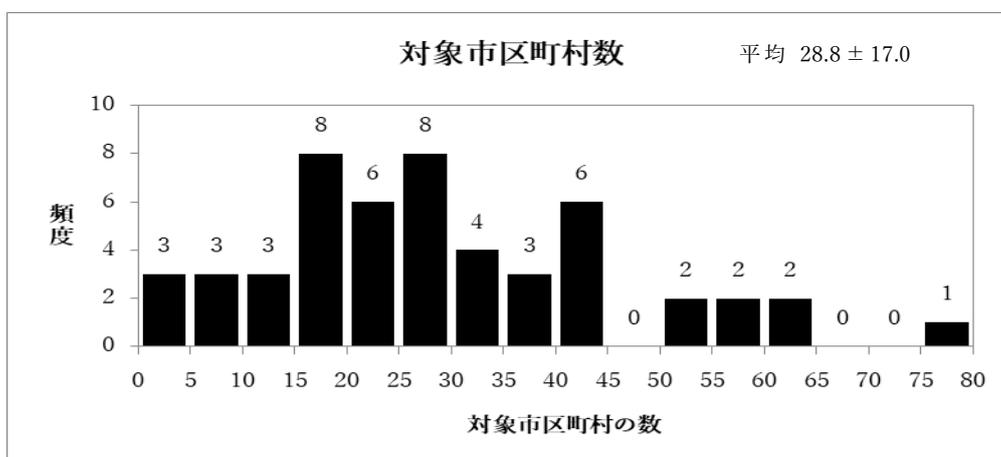


図 50 調整担当者研修の対象自治体数

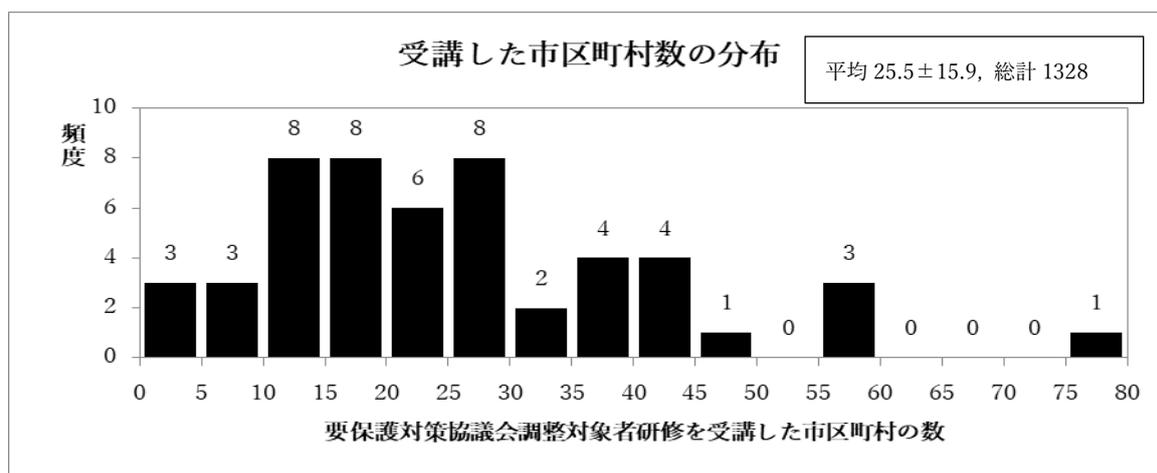


図 51 調整担当者研修の受講自治体数

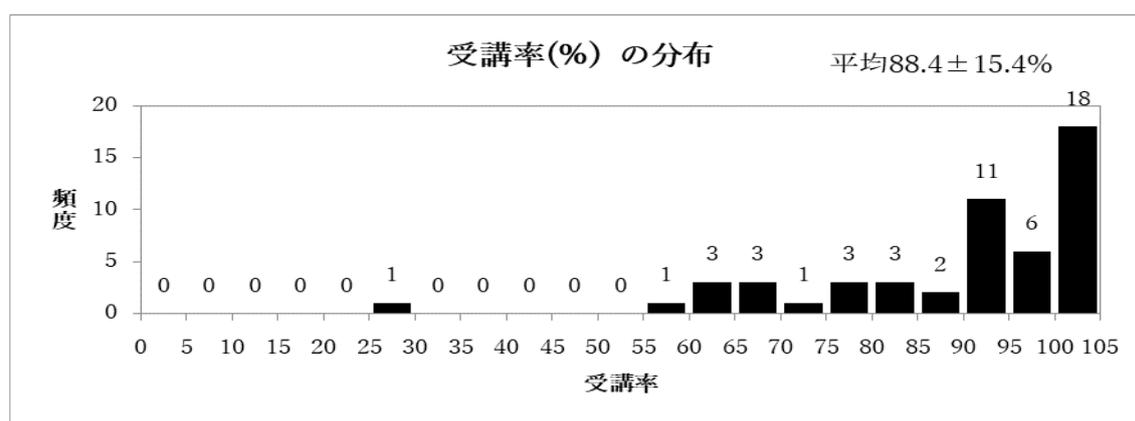


図 52 調整担当者研修の受講率

(イ) 全市区町村の参加を得るための対応 (複数回答可)

表 118 参加を得るための工夫

	自治体数	%
法定 (義務研修) であることを周知した	51	83.6%
各自治体に個別に働きかけた	14	23.0%
自治体の意向をふまえて日程調整をした	6	9.8%
自治体の希望をふまえて講師の選定に配慮した	0	0.0%
参加を促すために補助金を出した	0	0.0%
その他	4	6.6%

調査 1

(ウ) 研修効果を高めるための取り組み

表 119 件数効果を高めるための取り組み

	度数	%
事前課題を課して研修受講の準備をするように求めた	3	4.9%
到達度評価のための確認テストを実施した	0	0.0%
研修終了後に振り返りシートやレポート提出を求めた	44	72.1%
実施後のアンケートを用意して記入してもらった	29	47.5%
その他	0	0.0%

(エ) 講師について

表 120 調整担当者研修講師の所属別状況

	自治体数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	合計
自治体職員講師						
児童相談所職員	51	6.69	3.855	0	18	341
その他	49	3.24	2.72	0	13	159
自治体以外から招聘した講師						
都道府県内から招聘	45	3.84	4.073	0	26	173
都道府県外から招聘	43	1.35	1.526	0	6	58

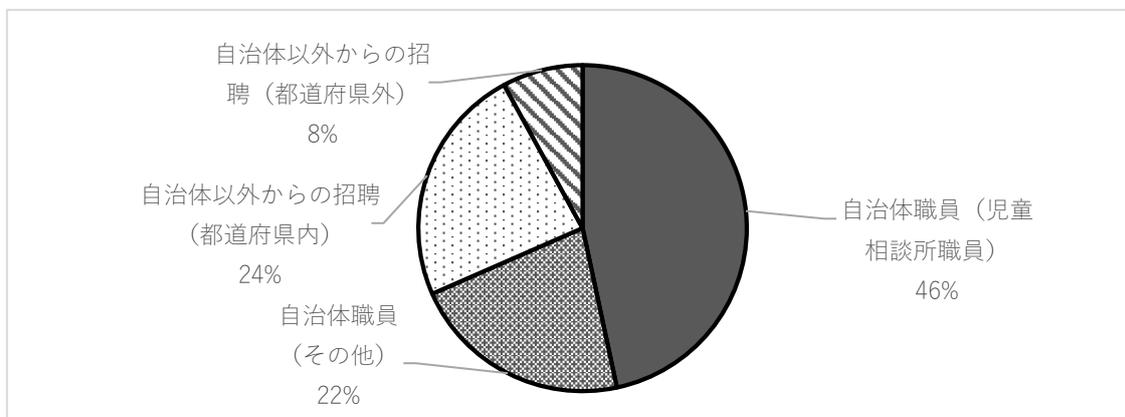


図 53 調整担当者研修講師の所属別割合

(7) 研修実施に係る課題【自由記載】

- 市町によって、要対協職員体制が大きく異なることから、一律の内容ではカバーし切れない。
- 専任で児童相談、虐待業務をしている職員が少ないため、カリキュラム数の多い研修に参加しにくいという意見があった。
- 義務研修であるが、業務多忙等の理由により受講できていない市町がある など

(8) 児童相談所の人材育成における工夫している取り組み、力を入れている取り組み、効果が上がっている取り組み【自由記載】

- 研修後のアンケートにおいて、知識や気づき、意欲、満足度を設け、研修の効果を数値化するとともに、ニーズ調査も実施し、研修内容に反映させている。
- 職種、経験年数別の研修に加え、職種混合、重点テーマ研修等を実施している。
- 随時の相談の他、家族支援会議や進行管理会議の場で、じっくりと上司から指導、助言が受けられる。
- 医療、法律等の専門家による助言が受けられる事業がある など

(9) 児童相談所の人材育成の課題【自由記載】

- 受講対象となる職員の多忙さ。
- 異動サイクルにより経験・知識が積み上がらない。
- 人事異動による人材の流出が激しく、研修等を設定しても、積み重ならない。このような中で規定数 SV を確保するため経験の浅い SV が生まれ負担をかけている など

5. 考察

この調査研究は、全国の児童相談所を設置する自治体の主管課および児童相談所の人材育成を担う部署を対象に、児童相談所における児童福祉司等の専門職の採用方法、職種、配置状況、研修の実施方法、効果について調査したものである。

全国 211 の児童相談所のうち 201 の児童相談所から、また 69 自治体のうち、61 の自治体から回答があった。児童相談所の配置職員体制の状況（調査票 1-A）については、平成 25 年度「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」（以下、平成 25 年度調査）においても、機関調査として同様の報告がされているので、それと比較しながら検討した。但し、平成 25 年度調査では全国 207 か所の児童相談所すべてから回答があったが、今回は 211 か所中 201 か所からの回答であるため、人数の増減などを単純に比較できないところがあることはご承知いただきたい。

児童相談所が管轄する人口は 1 か所平均約 60 万人で、平成 25 年度調査時の約 64 万人から 4 万人程度減少していたが、その要因は、児童相談所設置数の増加等によるものと思われる。平成 25 年度調査と比べて児童福祉司数、児童心理司数とも増加していた。特に児童福祉司については、総数で 400 人以上の増加が確認された。さらに回答のなかった 11 の児童相談所の児童福祉司を加えれば、600 人以上増えていると考えられる。

しかし、児童虐待対応件数は平成 24 年度 66,701 件、平成 25 年度 73,802 件から平成 29 年度 133,778 件（速報値）と 5 年間で約 2 倍に増加しているのを見ると、児童福祉司、児童心理司とも増員が追いついておらず児童福祉司、児童心理司の仕事内容がさらに激務となっていることが予想される。さらに児童福祉司スーパーバイザーをみると、全体の約 3 分の 1 は、自らケースを担当しつつスーパーバイズ業務を担っており、児童福祉司が不足していることがこの結果からも示唆された。また、児童福祉司の経験年数を見ると、経験 5 年以上は 3 割に満たなかった。一方、1 年未満の者が 2 割を超えており、平成 25 年度調査と比べてその割合は増加していた。児童福祉司の増員により新任職員が配置されたことが要因の一つと考えられるが、人材育成の課題がより重要であることが示唆されたと言えよう。

医師は、全国で 600 名以上配置されていることが確認できたが、全体の約 9 割が非常勤医師であり、虐待の医学的診断が子どもの命を守るために必要とされる中、全国での常勤医師の配置が今後の課題だと考えられる。保健師、弁護士、警察官は、平成 25 年度調査と設問が異なり単純に比べられなかった。

次に、児童相談所職員の人材育成に関する児童相談所調査（調査票 1-B）について述べる。

まず、児童相談所に初めて赴任、異動してきた職員に対する育成施策として、「一定期間担当（ケース）を持たせず業務を学ばせているか」という問いに対して、「いいえ」と回答したのは、児童福祉司の場合で 4 分の 3 を超えていた。（児童心理司では 6 割）。また、「はい」と答えたものも、その期間は、児童福祉司で 1 か月～3 か月未満が半数近くを占めており、「1 か月未満」としたものも 4 分の 1 を超えていた。業務量の多さなどのために十分な研修期間を設けることが出来ないのではないかと推測されるが、背景については、さらに深めていく必要がある。

なお、初めて赴任してきた職員にサポート体制として、メンター、チューターをつけている児童相談所は、「新規採用職員のみ付けている」とした児童相談所が半数近くを占めて最も多く、「全員を対象としている」児童相談所は 4 分の 1 となっていた。また、（義務研修を除いて）何らかの配慮をしていると回答した児童相談所は半数を超えていた。

次に、児童福祉司任用前講習、任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修等の義務研修について、満足度を尋ねると「満足できる」「ある程度満足できる」を合わせた回答がいずれも 8 割前後を占めていた。研修の有用性を感じていることが推測できる。一方、研修に対する改善点なども多くの自由記述があり、研修に対する関心の高さが伺われた。なかには研修の内容ではなく「(研修で) 不在になる時間、現場で支障が出る」などの意見もあり、研修機会の保障と言った観点からの検討も望まれるのではないかとと思われる。自由記述として、「これからの児童相談所において、職員がやりがいを失わず、よりよく業務を行うために、人材をいかに養成していくのか、貴児童相談所のお考えを自由に記入してください」と求めたところ、265 のテーマの意味のまとまりを抽出でき、さらに 28 のタイトルとしてまとめることができた。決して十分とは言えないものの、かつてないほどの職員の増員は、現場に経験年数の少ない職員をして子ども虐待対応をせざるを得ない状況を生み出し、少なくない混乱を与えている。職員の専門性を維持しつつ、激務の中にもやりがいを失わないための施策は喫緊の課題であり、アンケート結果にもその課題が示されている。

最後に、「児童相談所の人材育成の実態に関する調査（主管課用）」についてみていく。

ここでは職員採用のあり方について尋ねているが、福祉職採用を行っている自治体は約 85%、さらに児童福祉司採用を行っている自治体も約 2 割あった。また、社会人採用を行っているのは福祉職、心理職とも 4 分の 1 を超えていた。

ただし、新規採用職員を児童福祉司として配属している自治体が 9 割を超えており、上記 1-B 調査では、4 分の 3 を超える児童福祉司が、研修期間を持たないまま業務に就いているとされていたことを考え合わせると、体制整備を含む改善策が求められていることが示唆される。

法定研修のうち、児童福祉司任用後研修を実施していたのは約 95% だったが、実施していない自治体もあった。なお、実施主体は、本庁と中央児童相談所とがほぼ同数であった。また、児童福祉司スーパーバイザー研修は、子どもの虹情報研修センター及び SBI が実施した研修受講が大半を占めていた。

児童福祉司任用後研修の修了率は 4 割に満たなかった。また、未受講率が 4 割近く見られた。最も多い理由は業務多忙が 5 割を超えていたが、複数年計画での受講とした自治体も 4 割を超えていた。児童福祉司スーパーバイザー研修の修了率は 4 割を超えていたが、未受講率も 5 割を超えていた。不参加理由では、「複数年計画」が最も多いものの 2 割台であり、「業務多忙」は 1 割台であった。一方、「予算都合」も 2 割台あり、研修場所が横浜と大阪の 2 か所であったことが影響していると思われる。

主管課として参加を促す工夫としてあげられたのは、「義務研修であることを示して研修を優先するようはたらきかけた」という点が、「任用前」「任用後」「児童福祉司スーパーバイザー」いずれも 6 割から 7 割を占めて最も高かった。

次に要保護児童対策地域協議会調整担当者研修については、実施した自治体は 96% を超えてほとんどの自治体で実施していた。実施主体は本庁が 6 割を超えていた。受講した市区町村は、総計 1,497 自治体に対して 1,328 自治体であり約 9 割となる。

児童相談所の人材育成の工夫点、課題についての自由記述もさまざまな意見が寄せられていた。前回の調査からの 5 年間で、虐待対応件数が 2 倍になり、前述したように児童福祉司も増員はされているが、まだ追い付いていない。新規採用職員を配属している自治体が 9 割を超える中、深刻な児童虐待ケースに対応するためには更なる増員と、わかりやすく丁寧な研修と多忙な職員でも参加しやすい時間配置などが必要である。

調査 1